# 平和形成としての紛争

## ―― フェーデ通告状の考察から ――

# 若曽根 健 治

#### はじめに

- 1 フランケンにおけるラント平和同盟および都市同盟の状況
- 2 ローテンブルク・フェーデ通告状の概要
- 3 ローテンブルク・フェーデ通告状の考察
  - 1 フェーデ通告状瞥見---考察の発端として
  - 2 ラント平和同盟および都市同盟とフェーデ通告
  - 3 フェーデの通告者と被通告者の諸相
    - (1) 通告者側の状況一斑
    - (2) 被通告者側の状況一斑
    - (3) フェーデの通告とフェーデの実行の問題
- 4 フェーデ涌告の儀礼性と公然性――紛争と平和形成
  - 1 紛争と同盟問題
  - 2 「不法 (unrecht)」の行為とはなにか
  - 3 小規模紛争の状況
  - 4 儀礼の3つの側面
    - (1) コミュニケーション 一交渉の余地
    - (2) フェーデ通告の「沈静効果」
    - (3) 現状の変革----公然性の拡大浸透
  - 5 「損害」の衝撃から学ぶ

おわりに

## はじめに

中世後期とりわけ14世紀中葉から15世紀前葉にかけて南ドイツ、なかんずくフランケンにおいては聖俗諸侯、グラーフ、領主貴族、騎士・騎士従士、帝国都市、領邦都市(fursten graven herren ritter kneht und stet)が略奪等によって土地・城・人・物・権利などの獲得を求めて合い食み、久しく紛争が止むことがなかった(von solicher grosser unfride gebrechen und rouberey wegen, die lange czeit in diesem landen gewesen und noch sein)。フェーデである。しかも、人口に膾炙した著名なフェーデ―例えばゾーストの――ではなく、むしろ多くは小規模のフェーデである。小規模フェーデ、言い換えれば日常的フェーデであり、その担い手の中心となっていたのは、騎士および従士(ritter oder kneht)――またときには、グラーフも加わる――と彼らの主君・主人たちであった。

まさに、このような小規模フェーデを言い表わした言葉がある。フェーデそのものと、フェーデによる紛争の解決とを規律化するためのシナリオを描くラント平和令に登場する。「日々の戦い(teglichem krige)」すなわち小戦争である。ヴェンツェル王は1383年3月11日マインツ、ケルンの大司教以下ニュルンベルクのブルクグラーフ、ヴュルテンベルクのグラーフに至る15余りの諸侯らの同意の下にラント平和令を発する。これによって、王国は4つの部分同盟からなったひとつの大きなラント平和同盟へと転換せしめられるべく制度設計がなされる。この平和令に、こう述べられている。「また、日々の戦いが起きるときは(Und wann es zu teglichem krige kúmet)、この[ラント平和]結社(eynunge)に属する諸部分同盟のうちの関係の部分同盟おのおのが、みずから進んで、それ[戦い]を防衛するべし」と。中心となって「小戦争」を制圧する責任を負うのは、各部分同盟に属する諸侯たちである。このうち、フランケンなじみの諸侯たち、バ

ンベルク、ヴュルツブルク、アイヒシュテットの3司教とニュルンベルクのブルクグラーフとは、マイセンのマルクグラーフ、テューリンゲンのラントグラーフ等と共に、第4番目の部分同盟を結成することになった。

フランケンが紛争の多発地域の一つであったことについては、次節で例証するが、本稿はフランケンが紛争の多発地域であることを前提としたときの紛争のありかたを「平和形成」の問題に関わらせて考察しようとする。しかも、紛争の多発地域であることを前提としたときの紛争のありかたを「平和形成としての紛争」と規定づけ、次のように問題を立てる。紛争そのもののなかにおいて、平和形成が目差されている(この意味では、紛争そのものが平和形成の糧である)のではないだろうか、と。ただ、こうした問題関心にたいしては、おそらく以下のような質問が出てこよう。

一つは、紛争の「解決」こそが平和形成なのではないか、と。もちろん、これは否定はできないであろう。ただ、この質問にたいしては、次の点に注意を喚起したい。紛争の「解決」とはなにか、どこまでいけば、あるいはどうなれば、紛争は解決されることになるのか。これは、必ずしも自明のことではない。紛争の「解決」こそが平和形成である、と見るのは、紛争とその解決とを別け過ぎてはいないか。とりわけフェーデの場合は、紛争そのものとその解決とは、ほとんど別け難く絡んでいる。フェーデは、紛争そのものであると共に、紛争の解決を目差している。両者は、フェーデの通告・実行・和解の諸過程において一つとなっている。紛争の「解決」そのものに拘るよりは、むしろ、紛争の解決の「ありかた」を問うことにこそ、問題の核心(「平和形成としての紛争」)があるのではないか。

もう一つの質問は、こうである。平和の形成ではなくて平和の「回復」と考えるべきではないのか、と。例えば、判決発見とは紛争や非行・不法 行為によって一旦曇らせられた法の曇りを拭って法を「発見」もしくは 「再発見」することである、とされる。同じ意味で、平和の「回復」を語 ることができるかもしれない。しかし「回復」とはなにを意味するのかは、 はっきりしない。本稿は、平和の存在をあらかじめ前提にした上で失われ た平和を回復すると考えるよりは、むしろ、紛争の多発状況を前提とした 上で平和はいかに形成され得るのかを問題として提起する。

以上の問題関心の下で、本稿は、紛争そのもののなかにこそ平和形成の 契機が見いだされ、紛争そのものを通して平和の形成が目差される、といっ たこうした問題の意味を考えようとするものである。

では、この場合平和形成とは、なんであろうか。それを、本稿では、「紛争への参加」と捉えたい。紛争に参加することを通して平和が形成される、と考える。平和の形成とは、紛争に直接間接に関係を持つ「当事者およびその周囲のほとんどが当該紛争に参加する可能性」を指す。これをもう少し敷延すれば、紛争を無くするとか、紛争を少なくする(紛争を「克服する」)とかが平和形成なのではない。紛争を目に見え易くすることが、平和形成に繋がる。諸侯・グラーフ・領主貴族、また騎士と従士、都市の諸勢力が広く根を張っていた土地柄の14世紀15世紀フランケンにおいて、紛争を無くするとか、紛争を少なくするとかを期待するのは、土台無理なことであったろう。紛争が克服しがたく日常的に生起することは前提にしておかなくてはならぬ。このなかで、平和はどのように形成され得るのか。これが平和形成の問題である。

本稿では、とくにフェーデ通告の現象を手がかりとしたい。具体的には帝国都市ローテンブルクにたいしフランケンの諸侯、貴族、騎士らがおこなった1388年のフェーデ通告(entsagunge)である。この考察を通して上述の問題を考えてみたい。言い換えれば、フェーデ通告といった、これからフェーデを実行せんとする言わば準備行為がどうして平和形成の問題に繋がってくるのであろうか。これを考えたい。無論フェーデ通告のみの考察で平和形成の問題に肉薄できるとは考えてはいない。「フェーデ通告」は「平和形成」を考える上であくまで手がかりの一つとなり得るという意味である。

ここで、フェーデ通告とフェーデとの関係について一言指摘しておきたい。フェーデの考察においては、ともすれば現実の加害行為とその結果と

の面が強調されてきている。結果(損害)の悲惨さの点でいえば、これには十分の理由がある。しかしフェーデ通告もまたフェーデ(「紛争」)の一 形態である。フェーデ通告は、加害行為の予告だけを意味するのではない。 通告者と被通告者との交渉、合意への期待がフェーデ通告には織り込まれ ている。このことからいっても、紛争とその解決とは、フェーデにおいて 別け難く結びついている(上述)ことが理解できるであろう。

最近筆者はローテンブルク市文書館においてウァフェーデ誓約証書の調査に従事していた折、館長のカール・ボルヒャルト(Prof.Dr.Karl Borchardt)教授からローテンブルク市に向けて発せられた多数のフェーデ通告状(Entsagbriefe)の存在を教えられた。同市文書館にはフェーデ通告状が数多く所蔵されている事情の一端はすでに文献によって知ってはいたが、オリジナルの諸通告状を600年を超える歴史を経た今日目の当たりにして感慨を覚えた。本稿は、これらの通告状原本を中心に考察をおこなうものである。通告状の時代は1388年7月から12月に至る。奇しくもちょうど、かのドルトムント市の大フェーデの時代(1388-1389年)の中に挟まっていた。この年2月23日ドルトムント市は、ケルン大司教アドルフおよびマルク伯エンゲルベルトのフェーデ通告に反撥しみずからも多大の数の諸侯、領主貴族に向けフェーデ通告状を発した。翌年11月20日和解がなった。

なお、フランケンについては、ニュルンベルクにたいするフェーデ通告 状が11点余り刊本化されている。いずれも1372年11月12日、および16日と 17日、またおそらくその近辺の日に発行されたものである。ニュルンベル クは、ヒルポルト・フォム・シュタイン(Hilpolt vom Stayn)と敵対関係 に陥っていた。ために、ヒルポルトを支援する者らがニュルンベルクにた いし、フェーデ通告に及んだ。敵対関係の元になっていたのは、ヒルポル トが同市にたいし6,000グルデンの返還を求めていたことにある。この紛 争は、なかなか埒が明かなかったようで、ついにフェーデ通告に至ったも のである。この事例は本稿では、ニュルンベルク・フェーデ通告状として 折りにふれ言及することになろう。

従って、本稿は、一つはこれらフェーデ通告状自体を俎上に載せて分析し、通告そのもののありようを明らかにするのを目的とする(第3節)。この方面の研究が少なくともわが国において進んでいるとはいえないからである。もう一つは、フェーデ通告状を通してフェーデ通告のありようを追究する。これによって、上述の問題(「平和形成としての紛争」)に肉薄できないであろうか。これを考えるのを目的とする(第4節)。

本稿では、紙幅の都合もあり、都市文書集におけるフェーデ通告状の刊行状況や研究史には言及できない。ただ、二、三の研究だけは挙げておこう。フェーデ研究の中でフェーデの通告に比較的頁数を割いているものに、フランクフルト(マイン)についてオルトの研究、ニュルンベルクについてフォーゲルの研究がある。フェーデ通告現象そのものを表題に掲げたのはレーゼナーの論稿であり、ここには上記フランクフルト(マイン)やヴェストファーレンの事例が取り上げられている。ローテンブルクについてはこの種の研究はない。また通告状について上述の問題関心からの考察もないようである。わが国においては、ちょうど本稿で取り上げる時代のころフランクフルトが50人の騎士らから通告を受けて(1389年2月16日)フェーデを戦った事例等を考察した小倉欣一の研究がある。

以下では、フェーデ通告状の概要(第2節)と後続の考察とに移る前に、 あらかじめ、フランケンにおけるラント平和同盟および都市同盟の結成の 状況を概略見ておきたい(第1節)。これによって、紛争多発地域のイメー ジを幾らかでも得ることができるとおもわれるからである。

# 1 フランケンにおけるラント平和同盟 および都市同盟の状況

(1) フランケンがいわば紛争の多発地域であったことは、前述1383年

3月11日の平和令と同様に同地域を対象として、もしくは同地域を含んで、 国王の肝煎りで聖俗貴族・帝国都市のあいだに盛んにラント平和同盟が結 ばれ、また諸侯・帝国都市がみずから進んでラント平和協約を締結し、さ らに領国単位においても同盟が結成されたところから窺えよう。

フランケンにおける平和同盟は、ルートヴィヒ四世帝による1340年7月1日 (ニュルンベルク) のラント平和令が皮切りとなって結ばれ、カール四世帝による1349年10月4日 (同)、1353年8月23日 (同)、1358年8月7日 (ローテンブルク)、1368年11月24日 (ニュルンベルク)、1371年2月2日 (同) の平和締結へと繋がる。この間1368年3月31日 (プラハ) カール帝は、帝国都市ニュルンベルク、ローテンブルク、ヴィンズハイムそしてヴェイセンブルクと同盟を結ぶ。ついでカール帝、ヴェンツェル王共同によって1378年9月1日 (ニュルンベルク) ラント平和が結ばれ、この間ヴェンツェル王自身による1377年5月28日 (ローテンブルク) の平和令 (カール帝の草案に基づく) が発せられる。さらに同王によって上述1383年3月11日 (場所不祥)、1389年5月5日 (エーガー)、1397年9月20日 (ニュルンベルク) にラント平和が締結される。

15世紀に入ると、ループレヒト王によって1403年 8 月26日(メルゲントハイム)、1404年 7 月11日(ハイデルベルク)に、ジクムント王によって1414年 9 月30日(ニュルンベルク)、1415年 1 月20日(コンスタンツ)、1417年 7 月31日(同)、1423年11月24日(ヴァイセンブルク[ハンガリー])に、それぞれラント平和が結ばれた。

またフランケンの諸侯が街道の安全、ラントにとって有害な人間の鎮圧等を求めてみずから結んだラント平和協約としては、1378年5月27日(シュタッフェルバッハ[マイン河畔])、1403年7月(ニュルンベルク)がある。さらに、諸侯が帝国都市をも加えてラント平和協約を取り結んだ事例には、1397年9月20日(ニュルンベルク)、1398年3月2日(同)、1427年2月5日(場所不祥)の各協約がある。都市をも取り込んでいたことからいえば、シュヌラーの提起する「諸侯と都市とのあいだの[対立]状況の尖鋭化]

という命題は必ずしもここにはあてはまらないようである。

このように、フランケンには、1340年から1427年に至る87年間に、他の地域におけるよりも数多くの、めぼしいものだけで20を超えるラント平和会および平和協約が発せられていた。

ときあたかも、中世後期は都市同盟の時代でもあった。その代表格シュヴァーベン都市同盟は1376年7月4日に14の帝国都市によって当初1380年4月23日まで効力をもつものとして結成された。その後、ライン、フランケン、バイエルンの諸都市と共に1384年7月26日ハイデルベルクにおいてヴェンツェル王の肝煎りで諸侯および領主貴族の同盟とラント平和協約(ein freuntliche stallung)を結ぶ(1388年5月17日まで有効)ほど勢力を増していく。しかし、この後も諸侯らとの「小衝突はますます増大し」、やがて1388年1月以降1年以上にわたり都市戦争が繰り広げられる。フランケンの帝国都市はローテンブルクを皮切りに1378年から1385年にかけてヴィンズハイム(現バート=ヴィンズハイム)、ヴァイセンブルク、ニュルンベルク、シュヴァインフルトが次々と都市同盟に加わる。

領邦都市——とくにヴュルツブルク司教領国の——も負けてはいない。 1396年7月24日ヴュルツブルク、カールシュタット、イープホーフェン (Iphofen)、ゲロルツホーフェン (Gerolzhofen)、アルンシュタイン (Arnstein)、ノイシュタット(ザーレ河畔)以下ヴュルツブルク司教領国の15都市は、相互防衛のため同盟(eynunge vnde were)を結ぶ。「謀殺・略奪・放火・不法なるフェーデ通告・法に違反する攻撃(angriff wider reht)、および他の有害な事件を阻止する」ために。 2年後ヴュルツブルク司教領国において同盟は拡大され、1398年11月14日領国の聖俗貴族および都市が5年間の期限で同盟を結成する。

以上がフランケンに展開したラント平和令・ラント平和協約そして諸侯 同盟・都市同盟の事例である。羅列に終ったが、ひととおり整理し今後の 研究に備えたかった事情によっている。平和令・平和協約、同盟が繰り返 し結ばれざるをえなかったところに、「貴族伝統の土地」であり、紛争頻

発地域フランケンのイメージが幾ばくか得られたならばさいわいである。

(2) ところで、国王肝煎りの平和令において関心事の一つとなっていたのは、なんであろうか。それはラント平和裁判所(landfrid)の設置の提案と組織の策定であり、平和裁判所の活動のプログラム作りである。その組織は、長官1人と――そのときどきのラント平和裁判所によって数は異なるが――4人ないし10人の委員とからなる。こうして5人委員会、7人委員会、9人委員会あるいは11人委員会が設けられた。奇数人数の委員会となっているのは、平和裁判所における決定が多数決に基づく評決によっているからである。その活動は、上述でも触れた略奪(raub)・謀殺(mort)・放火(prant)・拿捕(vahen)および不法なるフェーデ通告(unrehtlich widersagen)等の事件について(しかも、しだいに、これらの事件にほぼ限定されていく)告訴があったときに評議し、事件を解決することにある。こうした組織と活動の下にあったラント平和裁判所は、「調停評議会」または「仲裁評議会」として位置づけられる。それが目差すのは「科刑」ではなくて「和解と賠償」にあった。

ラント平和裁判所(geriht auf den lantfrid)の活動は、1340年7月1日に発せられたラント平和令に基づいて長官ルートヴィヒ・フォン・ホーエンローエと8人の委員とが設置されたのを皮きりに開始される。幸いなことに、幾つかの刊本史料によって(また刊本文書要録からも)その活動実態を知ることができる。上記ルートヴィヒ以後はそれぞれの平和令ごとに、アーノルト・フォン・ゼッケンドルブ、ラントグラーフ、ウルリヒ・フォン・ロイヒテンベルク、フリードリヒ・フォン・ゼルデネック、騎士アルブレヒト・フォン・フェステンベルク、そして再度上記フリードリヒ・フォン・ゼルデネックが選ばれ、以後諸長官が続く。特別裁判所としての活動は活潑であり、その意味で他の裁判権力、なかんずくラント裁判所とのあいだで権限争いを起こすこともあった。グラーフシャフト・ヒルシュベルクのラント裁判所との争いは著名な一事例である。

(3) ここで、ラント平和裁判所における手続きの概略を示すのに、上

記騎士 (ritter) アルブレヒト・フォン・フェステンベルク (Vestenberg) と10委員とからなった平和裁判所 (1371年2月2日のラント平和令においてカール四世によって設置された) の例で示したい。1371年6月2日・6月4日および1372年5月26日付けの「判決記録書」に添って述べよう。

事例はいずれも領主貴族間の紛争であり、略奪被害で賠償金――例えば 2.000マルク銀といった――を請求する争い。原告は裁判所に訴え出て自 己の権利主張 (clag und ansprach) の正当性について立証をおこなう。そ の結果、裁判所が原告の主張に理由があると判断するときは多数決の評決 に基づき「召喚状と差押え許可状 (furgebot und pfantbrief)」を原告に発 行する。原告はこれを被告に送付する。被告が裁判所に出頭せず、弁明を せぬときは、裁判所は「判決書を与える (sein volbrief geben)」ことにな る。原告はこれを受け取り、これによって自己の主張――被告は賠償金を 支払うべしとの――を実行しうる権原を取得する(erlanget und ervollet het/erklast und ervollet hat)。こうなると、被告は弁明をおこなおうにも 許されなくなる (daz furbaz kein laugen mer dafur gehoren solt)。裁判所 は判決書を原告に発行するに止まらず、ラント平和同盟参加者にたいして、 原告を支援するために被告に向けて行軍をなすよう助力を要請する(man solt im auch darumb mit dem lantfrid zu im beholfen sein, als er gesetzt ist). 行軍が実施に移される段階になると、ここでも、被告は弁明をおこなおう にもこれが認められなくなる。ただし、諸侯らが現に行軍に移る以前に (ee man auf in zug) 被告が平和裁判所に和解を申し出る (frewntlich rihten wolten) ときは被告の出頭を待って裁判所は和解 (rihtigung) の申し出を 受け入れる。裁判所の多数決の評決に基づいて原告は、和解に応じぬわけ にはいかなくなる (an der rihtigung solt sich der obgenant Hann Fleisch lazzen benügen und ab rihten).

ここにラント平和同盟参加者とは、1371年2月2日(ニュルンベルク) カール四世肝煎りで結ばれた同盟の参加者――諸侯(バンベルク、ヴュル ツブルク、アイヒシュテットの諸司教、バイエルン大公、マイセンのマル クグラーフ、ニュルンベルクのブルクグラーフ、ロイヒテンベルクのラントグラーフ等)、領主貴族(ヴェルトハイム、ホーエンローエ、ハイデック等)、帝国都市(ニュルンベルク、ヴァイセンブルク、ローテンブルク、ヴィンズハイム) ――を指す。なお、以上の「判決記録書」と上述に見える「判決書」とは別の文書のようであるが、「判決書」そのものの存在は確認できない。他方、ラント平和裁判所の面前における手続きの顛末を記した「判決記録書」には、その末尾で述べられている(Mit urkunde ditz briefs, der mit urteil geben ist,versigelt mit dez landfrids insigel)ように、「ラント平和裁判所の印章」が吊るされる。この長文の判決記録書は原告に与えられるものである。他方被告に下される判決書とは、被告不出頭のゆえに原告勝訴の旨を記した短い文言を登載する書面なのだろうか。

いずれにしても、平和裁判所における手続きは、当事者中心で進行する。おそらくは、いつの段階でも、被告からの和解の申し出は裁判所によって受理されるのであろう。たとえ、行軍ということになった後でも――行軍を担当するのは被告当事者の所在地に一番近くに位置するラント平和同盟参加者である――経費負担その他の都合で行軍そのものが容易には発動され得ない。行軍が発動された後で和解の申し出があったときは、和解の申し出が一概に退けられるわけではない。おそらく、この場合には行軍担当者の意見が聴取されるからである。行軍を負担に考える同盟参加者にとっては、和解の申し出はいつでも歓迎するところであったろう。

こうした裁判状況のもとで、紛争現象とはそもそもいかなる性格をもっていたのであろうか、が問われる。この点は、ラント平和裁判所――いわば「ラント平和委員会」――が発行した「判決記録書」を数多く読んでいく中で提示できよう。今後の課題としたい。ただ、上記の記録書から窺うに、紛争を起こすことそのものが、もちろんラント平和裁判所を通してであるが、和解を引き出すきっかけとなっていたようにおもわれる。

ともあれ、当事者中心のシステムはもう一つ、フェーデ通告にもあらわれていた。こうして以下では、ローテンブルク・フェーデ通告状の考察に

進むことになるが、その前に行論の必要上同フェーデ通告状の全体を簡単 に示しておく(第2節)のが望ましいであろう。

### 2 ローテンブルク・フェーデ通告状の概要

(1) ローテンブルク市文書館には、背表紙に「B10」の標識票が貼られた分厚な綴じ本(A4版型)が存する。ここには、さまざまな原本文書が綴じ込まれている。その1つに、1388年7月21日から12月29日にかけてローテンブルク市に向けて発せられたフェーデ通告状96通(Stadtarchiv Rothenburg B 10 fol.1~fol.96)がある(このうち1通は「B13」に収録)。これら紙製(6通は羊皮紙製)の、縦横の長さもさまざまな形状の通告状文書については、それぞれの内容がごく短い要録文でもってルートヴィヒ・シュヌラー編の『ローテンブルク文書集 1182-1400年』(ノイシュタット「アイシュ」1999年)に収められている。

筆者はシュヌラー編のこの文書要録集を手がかりに、ローテンブルク市文書館において通告状原本の調査にあたった。そこで、本稿で用いる通告状原本の全体を発行月日順に示しておきたい。本稿で取り上げる通告状の全体をあらかじめ示しておくのは、本稿を進める上で役に立つからである。そのさい、破損やその他の事情で利用できなった通告状原本9点については、シュヌラー編の文書要録集における該当要録を参照した。1通の通告状 (fol.92) だけは、当文書要録集には収められていない。

1388年7月21日付け通告状1通を皮切りに発行されたフェーデ通告状の数を発行月日順に挙げれば、次の通りとなる。7月27日付け通告状が4通、28日付け5通。以下、29日2通、30日4通、31日3通である。次いで8月1日に1通、3日9通、4日に16通が発せられる。さらに5日付けの通告状が1通、6日に2通、9日、12日各1通、9月10日2通となる。9月12

日、17日、19日、22日そして10月15日、22日各 1 通である。続いて11月 2 日、15日が各 2 通。12月17日、27日、29日各 1 通となる。

通告状に発行年(1388年)は述べられているが月日の記載のないのが 6 通あり、逆に(7月28日から10月24日に至る)発行月日の記述はあるが発行年の記載がない(しかし1388年の作成であるのはほぼ間違いのない)通告状が 8 通ある――以上のうち 7月28日、8月3日各1通、8月4日付け 2 通――。これらにたいし発行年、発行月日ともに記されていない(しかしほぼ間違いなく1388年の作成である)通告状17通となっている。

以上によれば、日単位における数の多さでいえば、8月4日に18通の通告状が発せられ、以下8月3日10通、7月28日6通の順となる。フェーデ実行の時期としては夏季が好まれたことがひとつにはある。

なお、じつは「B10」の標識票が貼られた前述の綴じ本には、フェーデ 通告状の第2部として15世紀冒頭時代のものが収められている。これらも 相当の数に上るが本稿では数通については言及するが、全体の分析・考察 は今後の課題としたい。ローテンブルク市にたいするフェーデ通告の波は 15世紀に入っても押し寄せていたことだけは、知っていて欲しい。

これらの通告状は、ローテンブルク市に向けられたものである。逆に同 市から発せられるフェーデ通告状は十分あり得るはずだが、事情は不明で ある。上記シュヌラー編の文書要録集にもそうした都市発の通告状は掲げ られていない。これも、文書館における今後の調査課題となろう。

(2) 通告状はもちろん、ローテンブルク市に届けられ、かつ都市側がそれを受け取って初めて本来の役目を全うする。通告状は公開状として (mit disem offen brif) 送達される。折り曲げられてもよかったが、折り曲げられた上から印章でもって封緘はされなかった。送達の過程でなんぴとであれ、それを送達人から入手して読むことができた。従って、それを偶然読んだ者が、事情によっては、フェーデ通告に便乗しみずから通告状を発する (あるいは通告に合流する) ことがあり得なくはない。いずれにせよ、送達と受理との手続きが必要であったが、これらはどのような方法

によっていたのであろうか。残念ながら、現在のところはこれに答え得るだけの用意がない。これも、後日の課題である。ただ、送達に関しては15世紀末葉のいずれもスイスの都市の事例であるが、ベルン市にたいするフェーデ通告と、聖ガレン市にたいする通告とについて図版が知られていて興味深い。前者では、長い棒の先に通告状を差し込んで騎乗した使者が送達の役に就いている。後者では、チューリヒ、ルッツェルン、シュヴィーツ、グラールスから各1人の使者(使者杖を携える)がそれぞれ短い棒の先に差し込んだ通告状を掲げ徒歩で都市の城門に迫っている。

次節では、ローテンブルク市にたいする上述のフェーデ通告状原本の考察をおこなう。まず考察の発端として数通の通告状を取り上げて通告状そのものの内容を明らかにし、これによって後続の考察のために主要な点を示したい。

## 3 ローテンブルク・フェーデ通告状の考察

#### 1 フェーデ通告状瞥見――考察の発端として

(1) フェーデ通告状発行の皮切りは、1388年7月21日である。おりしも、諸侯と都市とのあいだでハイデルベルクにおいて結ばれていた(1384年7月26日)ラント平和協約は5月17日で有効期限が切れていた(第1節)。エーベルハルト・シェンク・フォン・ロスブルク(Eweirhart Schenge von Rosperg)他6人が名を連ねローテンブルク市参事会・市長・全市民にたいして通告状([3])を発する。「貴殿ら(ir)ローテンブルク市の参事会および市長、全市民(burger gemeinlichen arm vnd rich die stat zür Rottenburg)よ。ここに述べたることを覚えおかれん(wizcet)ことを。」

冒頭このように呼びかける全8行に及ぶ通告状の内容を原文に即して摘記し、若干のコメントを付したい。その前に若干言葉について触れておき

たい。フランケンにおいて「フェーデの通告」あるいは「フェーデを通告する」は "entsagunge" あるいは "absagen" と呼ばれた。また、フェーデ通告状を指す言葉には "widersagbrieff" がある。ただしフェーデ通告状の本文中には、これらの言葉は述べられていない。フランケンで「フェーデ」を指す比較的特有の言葉には、"vhede", "vehe", "vede und kriege" があり、他には "vintschaft" を含んだ "vintschaft zweitraht misshelång vnd ufleuff" が知られる。また "krieg", "krieg und unfrid" が知られ、さらにこの "krieg" を含んだ "krig stőzz vnd auffleåffe" などがある。最後に、主に加害行為として「フェーデを実行する」は "kriegen" と呼ばれる。ともあれ早速、7月21日エーベルハルトらによるフェーデ通告に移ろう。

- (a) 「われらエーベルハルト」ら7人は、通告の相手たる「貴殿らの敵たらんとす (ewr fint wollen sin)。」これは、通告状のいわゆる〈主文〉に相当する文言といえよう。
- (b) われらが貴殿らの敵たらんとするのは、「われらがヴュルツブルクの主君[司教]の欲するところ (durch willen vnsers herrn von Wirczburg)」による。われらは「これによって、われらを、われらの上述の主君の平和と敵対との中に引き込まん (ziehen vns dez in vnsers obgnant hern frid vnd vnfride) とするものである。」この文言は、通告をおこなう〈理由もしくは根拠〉を示している。
- (c) われらは「貴殿らにたいし、これによってわれらのことを保持せんと欲した (wollen vns dez gein euch bewart haben)。」これは、通告の〈効果〉を述べるものといえよう。なお、ここで先取りして指摘しておけば、この〈vns [われらのこと]〉とは、後述の通告状 [11] にあるように、別の言葉でいえば〈vnser ere 「われらの名誉]〉を指している。

本通告状末尾には、通告状に捺す(つまり吊るす)印章に、筆頭に名を挙げていた上記エーベルハルトの印章が用いられ、このことについて他の6名の言わば共同通告者が同意する。この同意の趣旨が記述された後、本通告状は、「わが [エーベルハルトの] 印章の下 (vnder min eigen insigel)

に「13」88年の聖ヤコブの日の前の木曜日に発行された」と結ばれる。

内容とは、本稿で取り上げるローテンブルク・フェーデ通告状において最も通常のものであり、言ってみれば三点セットをなしている。ここで、比較の意味で、上述(「はじめに」)で名を挙げておいたニュルンベルク・フェーデ通告状を見てみよう。同市参事会および市民への呼びかけ文と、印章捺印に関する記事とを除いた本文は、大きく3部分からなり、上記(a)(b)(c)に相当する内容をすべて含んでいる。例えば、1372年11月16日付けの通告状においてフリードリヒ・フォン・グライフェンシュタインら6人は、ヒルポルト・フォム・シュタインを引きつつニュルンベルク市参事会と市民全員とに、次のことを知らしめんと通告に及ぶ。原文でもって示そう。(イ) $\langle daz \ wir \ ew \ zu \ disen \ zeiten \ nicht \ gedienen \ mugen \ von \ des \ jungen \ herrn \ Hilppoltzs \ vom \ Stain \ wegen <math>\rangle$ ・(口)  $\langle daz \ wir \ in \ seim \ frid \ und \ unfrid \ sein \ wellen <math>\rangle$ ・(ハ)  $\langle und \ [wir] \ wellen \ uns \ auch \ da \ mit \ bewart \ haben \ gein \ ew \rangle$  である。ニュルンベルクに向けた他の諸通告状にも(イ)(ロ)(ハ)の言わば骨格文については、ほぼ同じ文言が使われている。

見られるように、文言上も内容上もローテンブルク・フェーデ通告状とほとんど変わらない。(イ)のうち〈von des jungen herrn Hilppoltzs vom Stain wegen〉とあるところと、(ロ)〈daz wir in seim frid und unfrid sein wellen〉とあるのは上記ローテンブルク・フェーデ通告状の(b)に当たり、(ハ)〈und [wir] wellen uns auch da mit bewart haben gein ew〉とあるところは、文字通り(c)に相当する。

ただひとつ、ニュルンベルク・通告状がローテンブルク・フェーデ通告状と異なっているのは、次のところにある。ローテンブルク・フェーデ通告状にあった(a)「貴殿らの敵たらんとす」における「敵(fint)」の言葉がニュルンベルク・通告状の通告状には見られないことである。それに代わって、上記(イ)のように〈daz wir ew zu disen zeiten nicht gedienen mugen〉とある。いわく「われらは、目下のところは(ヒルポルト・フォ

ム・シュタインの件では)貴殿らの役に立てない。」比較的穏やかな言い方である。また、或る表現が加わっている場合もある。〈wider iǚ wil sin und iǚ nit gedienen mag (貴殿らに逆わんと望むゆえに貴殿の役に立てぬ)〉と。また端的に〈wider ew wóllen sin〉とだけある。すなわち「貴殿らに、逆らわん」と。

敵対関係の宣告(フェーデ通告)であるにもかかわらず、ニュルンベルクにたいしてはせいぜいこの程度である。さらにフォークト、ウルリヒ・フォン・メッチュ(キルヒベルクのグラーフ)のフェーデ通告状では、まったく違った表現が使われている。〈Von dez stozz wegen,den ir habt gen Hilpolden vom Stain dem jungen, solt ir wizzen, daz ir euch ze disen zeiten von sein wegen nicht an mich lazzent〉とである。いわく、「貴殿らがヒルポルト・フォム・シュタイン(若)と衝突していることについては、貴殿らは次のことを知っておいて欲しい。貴殿らは、目下のところは、彼の件で余(ウルリヒ)を頼りにして貰っては困る。」

これがフェーデ通告の文言なのだろうかと疑いたくなるほどである。しかし、これもれっきとした通告状である。その証拠に、この通告状にも続けて、〈und wil mich ouch damit gen euw bewart und besorgt haben(また余は、これによって貴殿らにたいし、余のことを保持し防御せんと欲した)〉の文言が見える。ではいったい、上述のように「貴殿らは、目下のところは、彼の件で余を頼りにして貰っては困る」とあるのは、どのような意味なのであろうか。この点は、本稿の問題関心(「平和形成としての紛争」)とも繋がるところがあるので、少し考察の筆を進めたい。

ニュルンベルクはヒルポルトとのフェーデ関係の中で、都市を支援してくれる者を募っていたようであり、その一人としてウルリヒに目をつけて彼と交渉していた節がある。しかるにウルリヒはこれを断り、逆に都市にフェーデを通告したようである。この点を窺わせるのは、ホーフマイスター、ローテンブルクの(hofmeister, von Rotenburch)ハインリヒおよびコンラートの兄弟の他に20名が名を連ねた通告状である。ここでは、〈daz wir dem

vorgenant unserm swager gen iu geholfen wellen sein (われら [ハインリヒおよびコンラート] は、貴殿ら [ニュルンベルク市長、市参事会、全市民] にたいし、われらの先述の義兄弟 [ヒルポルト・フォム・シュタイン] を支援せんとするものなり)〉と、ニュルンベルクに向けて通告が発せられる。そして、例のごとく (und da mit well wir unser ere gen iu wesorgt haben (かつ、これ [通告状] でもってわれらはわれらの名誉を防御せんとした)〉と告げたのに直ぐ続けて、こう述べる。 (daz ir iu furpaz an uns nicht lazzen solt und all, di wir ezpitten mugen (貴殿らは今後はわれらを頼りしては困るし、われらがこの件 [フェーデ] について期待をよせている者らを頼りして貰っても困る)〉と。

これによれば、ヒルポルトはニュルンベルクとのフェーデにおいて、義 兄弟のよしみでローテンブルクのハインリヒ、コンラート兄弟に支援を請 うていた。これを受けてハインリヒ、コンラート兄弟は、他に支援者を募っ ていた。具体的には、フェーデ通告状に名を寄せていた他の20人であった ろう。他方、都市側もこれらの者に目をつけていた。これを、ハインリヒ 兄弟は牽制した。この牽制が、同時にフェーデ通告を意味していた。

このように見ると、フェーデ当事者がいかに数多くの支援者を獲得するかに鎬を削っていた様子が垣間窺えよう。この点は、後述(第4節4 [3]の [2])の通り、本稿の問題関心にも繋がってくる。

(3)ニュルンベルク・フェーデ通告状についてはここら辺りで止めて、ローテンブルク・フェーデ通告状に戻ろう。エーベルハルトの通告状の一週間後7月27日にハンス・ガイアー(Gyer [Geier])他20人が連名で通告状([11])を発する。その内容は上述の通告状([3])とほぼ同様である。いわく、われらハンスら21人は「われらが慈愛深きヴュルツブルクの主君の欲するところ(durch willen vnsers gnedigen herrn von Wurczburg)に従い、貴殿らの敵たらんとし、かつわれらを、彼[主君]の平和と敵対との中に(in sin fride vnd vnfride)引き入れるものである。かつこのことについて貴殿らにたいしわれらの名誉を保持せんと欲した(wollen dez vnser ere

an vch bewart haben)。」この通告状には、「われらが主君グラーフ、ギュンター・フォン・シュヴァルツブルクの印章 (vnsers herren grafen gunthers von swartzburg insigel)」が捺された。ただ、ギュンター自身は通告者とはなっていない。

グラーフ、ギュンターはこのように印章押捺者としてのみ姿を見せるが、 他方まさにこの同じ日に今度は、彼自身が通告([10])をおこなっている。 シュヴァルツブルク(Schwarzburg)のグラーフ家の一員として他の一員 ヨハンと、ヨハンの2人の息(sone)ギュンター、ハインリヒと共に「わ がヴュルツブルクの主君の欲するところに従い、貴殿らの敵たらんとする (vwer vyent sin wollen)」と。しかも、本通告状で注目すべきは、通告者 がシュヴァルツブルクのグラーフ家のこれら4人に止まらなかった。彼ら の「従者および支援者(diner vnd helffer)」として、ハインリヒ・フォン・ ボッケドラウェ (Heinrich von Bockedrauwe) を始めとする47人が共同通 告者として名を連ねている。総勢51人にも及ぶ。本通告状の印章押捺者は ギュンター伯であった。このように2通告状を合わせて見ると、カステル (Castell) やヴェルトハイム (Wertheim) の伯家、またザインスハイム (Seinsheim) やゼッケンドルフ (Seckendorff)、ゼルデネック (Seldeneck) の領主家などと並ぶフランケン領主貴族の一雄グラーフ家シュヴァルツブ ルクはこの時期、対ローテンブルク市との関係では前記21名([11])と合 わせて68名に上る「従者および支援者」を動員し得たことになる。

ヴュルツブルク司教の名を引き合いに出し1つのフェーデ通告状で通告をおこなった者の数が大きい点でもう一つ例を挙げれば、翌28日騎士 (Ritter) ハンス・ブライト (Breude [Breit])、騎士ベルトルト・フォン・デア・ケーレ (Kere) の他に37名が通告状 ([7]) に名を連ねる。もちろん、司教の名を引いて通告をおこなった通告者としてただ一人が通告状に名を残している事例がないわけではなく、少なからず存する。一例として、ヴィルヘルム・マルティン・フォン・メルゲントハイム ([46])、またクンツ・フォン・グノートシュタット (Gnotstat [Gnodstatt]) ([83]) によ

る通告状などが挙げられる。無論、こうはいっても、一人がポツンと通告 する状況にはない。それらの通告は、他の者たちによって次から次へと続 く諸通告と連動していた。

(4) ここで、上記の通告状([7])を例に、通告状に名を挙げられていた通告者と通告状との関係から、通告状作成の一齣に言及したい。当通告状において「余(ich)」として(しかも騎士として)名を書いていたのは、上述ハンスとベルトルト――しかも、後者が印章捺印者となっている――であった。彼ら以外の37人の名は〈Otto von der Kere, Siferit〉を皮切りに、最後は〈Herman von Schaffhusen vnd vnser aller gebroten knechte〉として列挙されている。従って37人はハンス、ベルトルトの「騎士従士(gebroten knechte)」――これについては後述(本節3 [1] の [5])する――であったであろう。では、これら37名はひとり一人が自己の名を通告状に書き入れたのであろうか。そうではなかろう。名を含めて通告状全体をしたためたのは、おそらくはハンスかベルトルトか、あるいは両者かであろう。じつはこの点について参照されるのは、前記(2)ニュルンベルク・フェーデ通告状の一つ、ホーフマイスター、ローテンブルクのハインリヒおよびコンラートの通告状における事情である。

彼らが印章捺印者となっているこの通告状は、こう述べている。〈Da von laz wir iu wizzen fur uns und fur all unser diener, di iu dar umb nit all pref senten mechten und di auch auf disem pref geschriben sint (それについて、われらは貴殿らに、われらの名において次のことを知らしめん。かつ、われらのすべての従者 [diener] の名においても知らしめん。これら従者は、それについて、貴殿らに、通告状 [pref] を送達することあたわず、しかし、この通告状に名を記されたる者らなり)〉と。ここで「それについて (Da von)」とあるのは、ヒルポルト・フォム・シュタインがニュルンベルクから害を被っている事情(「はじめに」)を指しており、これが契機になって支援者たちがフェーデ通告に及んだ。

37人が1通の通告状([7])に名を寄せているのは、このようにひとり

- 一人が自己の名で一個の通告状を送達することができなかったところに理由があった。おそらく、これに関連しているのは、これらの者が自己の印章を所持していなかった——言い換えれば、つね日頃から文章をしたためる機会がなかった——という事情であろう。
- (5) さて、以上をまとめよう。冒頭のエーベルハルトの事例([3])で摘記した(a)(b)(c)を見て戴きたい。まず、「敵(fint)」たらんとする(a)と「平和と敵対(frid vnd vnfride)」とを共にする(b)とのこれら2つの文言は、ローテンブルク・フェーデ通告状においてほぼつねに繋がったかたちで挙げられている。もちろん、このうち(b)の文言が述べられるには、通告者が或る人物(上記の諸例では、ヴュルツブルク司教)の名を引いて通告するといった前提がなければならない。ただし、通告状の中には(b)の文言のみがあって(a)の文言がないものもある。ニュルンベルクのブルクグラーフを引き合いに出す例([58][79])であり、またエッテンゲン(Oettingen)のグラーフを引き合いに出す一例([65])である。いずれにせよ、上記(a)(b)の両文言(もしくは僅かの例では[b]の文言)が述べられていて初めて、通告状は通告状たり得る。その意味で、それらは最も基本の文言に属している。

次に、エーベルハルトの事例([3])はヴュルツブルク司教の名を引き合いに出していた。こうした表現には、上述のように司教の「欲するところ(durch willen)」に従い敵たらんとするの他に、同じ意味で別の言い方がある。「わがヴュルツブルクの主君の名において(von meins herrn wegen von Wurtzburg)」([60][61])もしくは「わがヴュルツブルク司教の名において(von meins herrn des bischofs wegen von Wurtzburg)」([63])敵たらんとすると。いずれにせよ、当時ローテンブルク・フェーデ通告状において通告者が最も多く引き合いに出していた人物はヴュルツブルク司教(後述ゲルハルト・フォン・ホーエンローエ)に他ならなかった。

最後に、(a)の文言と並んで通告状における最も基本の文言に属していたのが(c)の「貴殿らにたいし、これによってわれらのことを保持せ

んとした(wollen vns dez gein euch bewart haben)」の言葉である。ここには「これによってわれらのことを(vns dez)」(c-1)保持したとあるが、これが「名誉保持」を意味したことは上記ハンス・ガイアーの事例([11])に「このことについてわれらの名誉を保持せんと欲した(wollen dez vnser ere an vch bewart haben)」にある「われらの名誉」(c-2)を保持したとの文言から明瞭である。名誉保持の言葉は、これらの(c-1)(c-2)のいずれかのかたちで表記される。そしてそのさいにつねに用いられるのが「保持した(bewart haben)」の言葉である。この「保持した」の言葉を欠くフェーデ通告状はほとんど存しないといってよい。通常通告者の筆頭にある者(あるいは他の場合では、通告者となんらかの繋がりがある者)が通告状に自己の印章を捺すのは、ひとつには、名誉保持の意味を被通告者の目に見えるものにする行為として理解できる。

(6) 名誉保持の文言が所在することが通告状の最も通告状らしい点で あった。このことは或る証書史料からもよく窺えるので、この場を借りて 取り上げておきたい。内容上なかなか得がたい文書だからである。1368年 2月15日騎士ウルリヒ・フォン・アルフィンゲン(Alfingen)は一文書を 発行し、この中でクラフト(若)・フォン・ホーエンローエに許しを請う た (entschuldigunge)。いわく、彼はクラフト (若) にたいしてかつて次 の嫌疑をかけたことがあった。クラフト(若)とその支援者とは彼ウルリ ヒの城や財産――動産であれ土地であれ――を略奪したが、これは、彼が 予防策を講ずるいとまもないほどの突如の行動であった、と。今回、この 文書によって彼がかつてクラフト(若)にかけたこうした嫌疑は撤回した い。すなわち、クラフト(若)のウルリヒにたいする攻撃は「きちんとし たフェーデ通告によって (durch reht vientschaft)」おこなわれたものであっ た。クラフト(若)は「他の者にたいして敵となる場合と同じく、余[ウ ルリヒ] にたいしても敵としてふるまい、正しく自己自身 [の名誉] を保 持した (sich wol redlichen als ein viend gen dem andern gen mir bewart hat)。」さらにウルリヒは、こう続ける。クラフト(若)は「余の身柄お

よび財産にたいし、とりわけ余のホルンの城 (an der bűrg zem Horn) にたいし略奪によってであれ放火によってであれ、名誉に反して (wider ere) なんらかの不法を犯すということは、なかった (mit deheiner nåme noch brande nihtsit unrechtz getan hat)」と。

(7) さて、上述のような一連のフェーデ通告の動きの中でヴュルツブルク司教自身は、どうであったのか。じつは、ハンスら([11])とグンター伯ら([10])が通告をおこなった同日の7月27日、司教ゲルハルト(Gerhart) — フランケンの領主貴族の一雄ホーエンローエ(Hohenlohe)家出身 — みずからが、ローテンブルク市長と全市民とにフェーデを通告する([2])。この通告は「高貴の生まれの諸侯たるバイエルンの君主の名において(von wegen der hochgebornen fürsten den herren von Beyern)」発せられた。その理由は、「貴殿らが余と、余のラントおよび人民とにたいし加える不法のゆえ(vmb das unrecht das ir an vns vnsern landen vnd lute tut)」にあった。ゲルハルト司教は同様の通告を2日後にもおこなう([9])。「貴殿らが余と、余の司教領国とにたいし、かつ高貴の生まれの諸侯たるわれらが君主バイエルン大公にたいして加えたる不法のゆえに(vmb daz unrecht das ir an vns vnd an vnsern stifte getan habet vnd an den hochgebornen fürsten vnsern herrn den hertzogen von Beyern)」と。

なぜこのように司教は重ねて通告する行為に出たのであろうか。事情はよくはわからない。通告状の内容の違いから見て、ローテンブルク市民による不法はバイエルン大公にたいしてのみならず、他ならぬ司教領国にたいしても加えられていることが最初の通告状に抜け落ちていたため、この「不法」にも注意を喚起しようとしたのかもしれない。いずれにせよ、以後、11月15日付けのクラフト・フォン・ラインスブロン(Reinsprunn)による通告([60])に至るまで、司教の名で次々と通告状が発せられたのは、司教自身による通告状発行に負うところが大きかったのは間違いない。

さて、これら2通のヴュルツブルク司教による通告状からなにがわかる であろうか。これを問うことで、本節次項以下の問題に繋げていきたい。 ここでは、さしあたって4点が取り出せる。(イ) 当時ヴュルツブルク司教とバイエルン大公とのあいだには、なんらかの特別の関係があった。とはいえ、まさか主従関係ではなかろう。とすれば、時代状況からいって最も普通に考えられるのは、ラント平和同盟のメンバーとしての関係であろう。(ロ) バイエルン大公とローテンブルク市間には、なんらかの紛争が起きていた。この事情から、市側は――ヴュルツブルク司教側から見てだが――「不法」に及ぶことがあった。(ハ) ヴュルツブルク司教がローテンブルク市にフェーデを通告したのは、司教がバイエルン大公と共にラント平和同盟員であったことに理由があったろう。のみならず、司教領国自体にたいし「不法」が加えられたことにあった。(二) ローテンブルク市民がヴュルツブルク司教とその領国および人民とにたいし「不法」に及んだ少なくとも一因は、同司教がバイエルン大公とラント平和同盟員関係にあったことによるとおもわれる。言い換えれば、ラント平和同盟員関係にはないこと自体が、フェーデ通告を発する契機となり得るのである。

では、以上で縷々想定したラント平和同盟の関係とはなんであろうか。 じつは、ヴュルツブルク司教がこれら通告状を発した時期(1388年7月27日~29日)に妥当していたラント平和同盟があった。それが、5年前1383年3月11日ヴェンツェル王がニュルンベルクにおいて結成させた平和同盟であった(第1節)。1395年4月23日までの12年間存続することが定められていた。ここには、ヴュルツブルク司教とバイエルン大公とが、他の諸侯――マインツ、ケルンの大司教から、ライン宮中伯、ザクセン大公、バンベルク、アイヒシュテット、レーゲンスブルク、アウクスブルクの諸司教、さらにオーストリア大公、マルクグラーフ・フォン・マイセン、テューリンゲンのラントグラーフ、ニュルンベルクのブルクグラーフ、そしてヴュルテンベルクのグラーフに至る――と共に同盟員として名を連ねていた。帝国都市は加わっていない。典型的な諸侯同盟であった。

ヴュルツブルク司教ゲルハルトによる通告状、さらに司教の名を引いた さまざまな通告者の通告状の発行には、多かれ少なかれ、こうしたラント 平和同盟の存在が背景にあったといえる。そこで以下ではまず、フェーデ 通告の契機となっていたと見られるラント平和同盟と通告との関係問題に 立ち入っていきたい。なお、上記の諸侯同盟に対抗していたのが周知のように都市同盟であり、これもフェーデ通告に大きく関わっていた。

またフェーデ通告状に述べられていた「不法 (unrecht)」の行為としては、フェーデの通告のない行動が強く意識されているようにおもわれる。この問題は、改めて後述(第4節 2)で取り上げたい。

さらに、フェーデ通告状に記述されている名誉の保持は、或る具体的・現実的な意味をもっていた。例えば「フェーデは武装権をもつ者の身分的特権として名誉(honor, Ehre)を賭けた闘争手段となった」に述べられるような、身分と結びついていた名誉(身分的名誉)といった一般的意味の名誉観念の他に、或る別の意味をもっていたのである。これについても、後述(第4節2の「4])するであろう。

最後に、本稿参照のフェーデ通告状については「原本番号」・「通告者」・「印章添付者」等の情報を一覧にした別表を本稿巻末に掲げ、読者の便宜を図った。合わせて参照されたい。

#### 2 ラント平和同盟および都市同盟とフェーデ通告

(1) 1388年8月3日バンベルク司教ランプレヒトはローテンブルク市長、市参事会および全市民にたいしてフェーデを通告([23])した。通告を発する契機となっていたのは、まさにラント平和同盟の関係であった。通告状はこう述べる。「貴殿らが、彼らにたいし加えてきた不法のゆえに(vmb daz vnrecht)、また彼らの領国と支配領とにたいして、および彼ら諸侯および領主の支援者ら(helffer)にたいして日々(teglichen)加えつつある不法のゆえに、余[バンベルク司教]は、かの同盟に与せんとするものなり、のみならず彼らを支援するものなり(derselben eynung vmb daz vnrecht daz ir in getan habt vnd teglichen tút an iren furstúmern vnd herschaften derselben fursten vnd herren helffer wir sein vnd yn auch helfen wollen)。

この同盟の名において(von derselven eynung wegen)。」ここに見える「彼ら」とは、「ローマ王かつベーメン王…ヴェンツェルが締結せし(gemacht hat)同盟に集まった諸侯および領主(dy fursten vnd herren dy under eynung seint)」である。この同盟こそ、1383年3月11日のラント平和同盟(上述)に他ならない。

ここで注目すべき第一は、8月3日の通告状には「敵」たらんの言葉がない。或る人物の名において通告をおこなうとの文言もなく、従って「平和と敵対」とを共にせんとの言葉もない。ただ、余は「余[自身]を守るため (fúr uns)、同盟の名において (von derselven eynung wegen)、貴殿らに敵せん (gegen euch) とするものなり」とあるにすぎない。しかし他方で、「貴殿らにたいし、余の名誉 (vnser ere) を保持せんとするものなり。余[自身]のために、および余の一族、余の従者および支援者のために (wollen vns dez gegen euch fúr vns dy vnsern vnser dyner vnd helffer vnser ere bewart haben)」とある。名誉保持の常套句が書き込まれていることからいって、この文書も通告状たる資格を備えている。

注目すべき第二は、バンベルク司教がローテンブルクにたいしフェーデ通告をおこなういきさつが通告状にこう見える。「同盟に集った諸侯および領主」らが、通告に踏みきるよう「余に (uns) 催告してきた (gemant haben)」と。言い換えれば、司教がフェーデを通告したのは、司教自身が同市から直接なんらかの「不法」を蒙ったことによるのでない。ほとんど同盟員たる立場から「催告」に従ったことによっていた。

となると、このようにラント平和同盟の一員がその資格で通告する他に、ラント平和同盟自体が通告者となることも十分想定できるところである。ただ、本稿利用の通告状にはこうした事例はない。しかし、都市同盟――言わば、都市を中心としたラント平和同盟と呼べよう――が通告する次のような事例が存する。1388年8月12日ウルムで発行された通告状である([50])。冒頭で「高貴の諸侯でありヴュルツブルク司教ゲルハルトよ。われらは貴殿に告げ知らしめん」と書く。「われら」とは「シュヴァーベン、

フランケンおよびバイエルンにおいて相互に同盟を結んだ全都市(gemeynen stete, die bund mit einander halten in Swaben, in Francken vnd in Peygern)」である。続けて、通告状は述べる。「貴殿は、われらが同盟員(vnser Eytgenossen)を、とりわけローテンブルク市民(die von Rotenburg)およびヴィンズハイム市民(die von Winshein)を不法に(wider rechtz)攻撃し損害を与え(angegriffen vnd beschedigt)た」と。「それがゆえに、われらは」――と続ける――「貴殿の敵(ewer vinde)たらんとし、かつこれによって、貴殿にたいして、および貴殿のすべての支援者、また従者にたいしてわれらの名誉(unser ere)を保持せんとするものなり。」ローテンブルク、ヴィンズハイム市民に加えられた「不法な攻撃」にたいし都市同盟に集った都市と市民が同盟仲間を支援するのにフェーデ通告によった。

(2) ここに姿を見せたシュヴァーベン、フランケンおよびバイエルン都市の同盟とは、1376年7月4日シュヴァーベンの14帝国都市によって創設されて以来加盟都市を増やしたシュヴァーベン都市同盟(1385年以後最終的に40都市とラント・アッペンツェル)を指す。ローテンブルク、ヴィンズハイムはそれぞれ1378年5月17日、1383年1月16日に加入していた。1382年9月28日都市同盟(当時34都市)は、バイエルンの自由都市レーゲンスブルクやローテンブルクを加えたことで改めて同盟を結び直し、有効期限を1395年4月23日と定めた。その主要な任務の一つは、ラント平和同盟やヴュルツブルク領国都市同盟におけると同様に、略奪・謀殺・放火・不法なフェーデ通告にたいして共同防御をもって備えることにあった。

シュヴァーベン、フランケン、バイエルンの都市同盟はすでに半年以上前にもフェーデ通告を経験していた。すなわち1388年1月17日バイエルン大公シュテファン、フリードリヒ兄弟に通告した。フリードリヒが同盟員ザルツブルク大司教を捕らえたこと、さらに両大公がニュルンベルク、レーゲンスブルク、シュヴェービッシュ・グミュント(Gemund)、メミンゲン、アウクスブルクの各市民を拿捕したり略奪したことによる。通告後、同盟軍はアウクスブルクに集結する。この動きに連動して2月7日国王ヴェン

ツェルも同じ理由からフリードリヒ大公にフェーデを通告する。都市同盟は、このようにヴュルツブルク司教、バイエルン大公といった諸侯にたいしてのみならず、一領主貴族にたいしても通告に及ぶ。一例に、1379年4月1日ホーエンローエ家の伯夫人と、その息たち(ゴットフリート、ウルリヒ)とにおこなった通告がある。これら息たちが同盟都市のローテンブルク、ディンケルスビュールの市民に(unsern Eyds-Genoßen denen von Rotenburg u. Dinkelspühl)加え、かつなおも日々(täglich)加えつつある「著しい不法のゆえに(von des großen Unrechts wegen)」とある。この通告によって同盟は「貴殿らにたいし、および貴殿らの支援者と従者すべてにたいしわれらの名誉(unser Ehr)を保持せんとした。」

(3) 通告者のみならず、通告の向けられる相手――被通告者――が都 市同盟である事例も存する。これまた、都市同盟の時代にとって至極あた りまえのことであったろう。一例としてハンス・フォン・ゼルデネック (Seldnek) によるフェーデ通告([1]) がある。ハンスは、ヴュルツブル ク司教の名においてローテンブルク市長および市参事会全員の敵(fint) となり、かつ全市民の敵ともなる。と共に「同盟員全員の (des bundes gemeinlich)」敵となる。さらに、ローテンブルク市長および市参事会の 「支援者 (helfer)」すべての敵となると。こうした支援者の中心の位置に いたのは同盟諸都市の市長・市参事会・市民であろう。また9月10日リュー ディガー・フォン・メルゲントハイムは「わが慈悲深きヴュルツブルクの 主君の名において (von mines genedigen herrn wegen von Wirtzburg)」ロー テンブルク市長と市参事会、およびその同僚市民とその支援者とに告げる ([53])。「貴殿らの敵たり、およびフランケン、シュヴァーベンかつバイ エルンの同盟の敵、加えてすべての貴殿らの同僚市民および貴殿らの支援 者の敵た(fint sin des bundes zu Franken vnd Swoben vnd Beiern vnd aller ir mitburer vnd ir helffer)」らんと。「すべての貴殿らの同僚市民および貴 殿らの支援者」とあるのは、同盟所属の都市民を指している。

この点は、ある一つの通告状(1388年か)からも窺える。ヴュルツブル

ク司教の支援者としてフリードリヒ・フォン・ホーエンローエの他12人が シュヴェービッシュ・ハル市にフェーデを通告するが、そのとき同市の同 盟員および都市同盟の全同盟員をも通告の相手に加えている。

さらに11月15日フィンスターロール(Finsterlohr)のゲッツおよびアルプレヒトも「貴兄らの敵、および同盟の全員の敵たらん(euwer finde wollen sin vnd des bundes gemeinlich)」と通告をおこなう([61])。一箇月後12月17日クンツ・フォン・ファイナウ(Veinau)(老)はローテンブルク市長、市参事会および他の市民にたいし「貴殿らの敵、および貴殿らの同盟の敵(bundes fint)」たらんと通告する([63])。ただし同盟員のうちシュヴェービッシュ・ハル市だけは除く(ane gen den von Halle)。この理由についてクンツは単純明快に述べる。「わたしは今回はその(都市の)敵とはなりたくない(der fint ich zu disen ziten nit sin will)。」最後に、ヘルマン・フォン・フィルヒバント(Filchpent [Vilchband])([73])とクンツ・フス( $Fu\beta$ )とが、またクンツ・ホイフル(Heffeul)([84])がおこなった通告の相手はいずれも、ローテンブルク市民や市参事会に加えて「同盟員全員(der bunt gemeinlich)」に及んでいた。以上4事例の通告は、ヴュルツブルク司教の名において発せられていた。

(4) またフェーデ通告者として一都市が名乗りを挙げる事例がある。しかも、都市同盟およびその同盟都市にたいして。10月15日ハスフルト (Haßfurt) 市参事会と全市民がシュヴァーベンおよびフランケンの都市同盟なかんずくニュルンベルクとローテンブルク (rat vnd burger gemeinlich die den punt halten zu Swaben vnd zu Francken vnd mit zu Nurenberg vnd zu Rotenpurg) とにフェーデを通告する ([55])。 さらに同月22日ザーレ河畔ノイシュタット (Nuwenstat vnder Saltzberg) 市は、シュヴァーベンおよびフランケンの都市同盟 (ir burgemeister ir rete vnd ir gemeinde der Stete des frankischen vnde dez swebischen pundes)、すなわちニュルンベルク、ヴィンズハイム、ローテンブルク、ヴァイセンブルク、シュヴェービッシュ・ハル、ウルム、ハイルブロン、シュヴェービッシュ・グミュン

ト (mit namen von Nűrnberg…Rotenburg…Gemunden)、および他のすべての同盟員 (ander aller Eytgenossen) にフェーデを通告する ([62])。ハスフルト、ノイシュタットの両市いずれもヴュルツブルク司教の名を引いている。また上記両通告においてシュヴァインフルト市だけは、被通告者の範囲から除かれた (vsgenomen der von Swinfurte)。

ハスフルト、ノイシュタットが司教の名で通告しているのはそれらが司 教領国の都市であったことによる。両市は後代1396年7月24に結成される 司教領国の都市同盟(第1節)の一員となっている。シュヴァインフルト が被通告者の範囲から除かれていたのも、ほぼ同様の事情による。ただ、 同市には以下のようないきさつがあった。同市は1385年5月23日シュヴァー ベン、フランケンおよびバイエルンの都市同盟に加入の意向を示したが、 このとき次の条件が付された。同市はヴュルツブルク司教の手から自市を 請け戻すこと、しかもこれを来たる11月11日(もしくは、この後14日以内) までに果たすこと。これを条件に加入が認められる、と。かつて帝国都市 であったシュヴァインフルトは1330年ルートヴィヒ・デア・バイエル王に よってグラーフ、ベルトホルト・フォン・ヘンネベルクに質入れされた後、 質物としてさらにヴュルツブルク司教の手に渡っていた。1361年には同市 の半分の領域は同市によって請け戻されたが、もう半分が請け戻されたの は1386年である。上記1385年 5 月23日の同盟加入の申し出の時点では、シュ ヴァインフルト市全域に関しては請戻しが完了していなかった。このため、 請戻しを完了させることが同盟加入の条件となった。

では、フェーデ通告(上述1388年10月15日および22日)の段階でなぜシュヴァインフルトは被通告者の範囲から除外されたのであろうか。事情はよくわからない。ただ、こう考えられる。同年9月2日に同市はヴュルツブルク司教ゲルハルトと休戦協定を結んだ。その中で同市は、司教を「高貴なるわれらが主君」と呼んでいる。ということは、請戻しが未完了であり完全なかたちでは帝国都市に復帰していなかった。おそらく、請戻金が完済できていなかったのであろう。この意味で領邦都市に止まっていて、ハ

スフルト、ノイシュタットは同市を彼らと同様の法的地位にある都市と見なして被通告者の範囲から除いたのであろう。他方、同市を除くとわざわざ断っているところからすると、シュヴァインフルトは上述の事情があるにもかかわらず、都市同盟との関係では加盟が認められていたとも見られる。

#### 3 フェーデ通告者と被通告者の諸相

#### (1) 通告者側の状況一斑

(1) フェーデ通告者たちは、上述で見てきたように、ある人物の名を 挙げこの人物と「平和と敵対」とを共にすることを意図して通告にあたっ た。通常は彼らの主君の名を挙げていた。既述のように8月3日バンベル ク司教ランプレヒトはフェーデを通告した(「23」)が、これを受けてであ ろうが騎士(ritter)を含む通告者が「バンベルクのわれらの慈悲深き主 君の名において | ローテンブルク市長および参事会に通告した([71])。 総勢54名に及んだ。本稿利用の諸通告状の中で、連名で挙げられている通 告者としては最も数が多い。全体として「バンベルク司教の従者(Dez von Babenberg diener)」と呼ばれている者らである。ここには、フリード リヒ・フォン・アウフゼス (Aufseß)、ハインリヒ・フォン・シャウムブ ルク (Schaumburg)、アルブレヒト・フォン・エグロフシュタイン (Egloffstein)、エーベルハルト・フォン・ギーヒ(Giech)、アルブレヒト・フォン・ シュトライトベルク(Streitberg)、オットー・フォン・ヴァイセンシュタ イン (Weißenstein)、エーベルハルト・フォン・ヴィーゼンタウ (Wiesentau)、ハインツ・グロース (Groß) など、フランケンにおける錚々たる領 主貴族家の一員らが含まれていた。

バンベルク司教一人を引き合いに出す通告状はこの1通だけである。この意味では、上述してきたようにヴュルツブルク司教の名を引いて発せられた通告状の数の多さが際立っている。しかし、ごく少ないが、別の人物

を引いて通告を発する例がないわけではない。既述のように、バイエルン大公を引いたヴュルツブルク司教による通告状([2][9])に例があった。他には、12月27日に「われらが主君」エッティンゲン(Oettingen)伯(groff)のルートヴィヒおよびフリードリヒの名を挙げて通告する([65])ヴォルメルスハウゼン(Wolmershausen)のヴァイプレヒトとブルクハルトの兄弟の事例がある。またディートリヒ・フォン・ジムリンゲン(Simmringen)も同じく「エッティンゲンの領主と平和および敵対を共に(in der von Ötingen frid vnd vnfrid)」せんと通告([70])する。

なお、ヴュルツブルク司教以外の人物を引いて通告を発する例に関連していえば、これまで挙げてきた事例では一人の人物の名が引かれていた。これにたいし、少ないが、複数の人物の名を引いて通告する例があった。クンツ・ホイフル(Heuful)は「わが主君ヴュルツブルク司教の平和のなかに、および彼の敵対のなかにあらん」と語ると共に、「わが主君(meins herren) たる領主(hern)ヴィルヘルム・フォン・ベーベンブルク(Bebenburg)の名において」通告する。こうして2人の人物の名を挙げる([84])。また9月12日バイエルン大公、ヴュルツブルクとバンベルクの両司教、そしてニュルンベルクのブルクグラーフといった四者を引き合いに出しローテンブルク市長、市参事会員(Ratslute)かつ全市民に向けてフェーデを通告する([51])のは、テューリンゲンのラントグラーフ(lantgrafe in Duringen)であり同時にマイセンのマルクグラーフ(marcgrafe zu Missen)でもあったフリードリヒである。通告状によれば、上記のバイエルン大公はこのフリードリヒの伯父(vnsern oheim die herzogen von Beiern)にあたっていた。

(2) ところで、フリードリヒのこの通告状には比較的珍しいことだが、通告に至った若干の経緯が記されている。そこで、下述(3)との関わりから、以下で経緯の点に触れたい。原文に従って述べれば、こうである。大公、司教、ブルクグラーフら、そして「余[フリードリヒ]の他の親族友人ら(ander vnser frunde)」は次のことを余に伝えてきた。貴殿ら(ロー

テンブルク市長ら)が彼ら(バイエルン大公ら)に、および彼らの一族に加えてきており、かつ今なお日々加えつつある著しい暴力と甚大な損害とのゆえに(vmbe großen gewald vnde schaden dye ir an yn vnde an den iren getan habit vnde noch tud tegelich)余に支援を請うて(vns gebeten vmbe hulfe)きた。彼らを救援してくれるように(sich des ufftzuhalden)と。助力要請を受けて、フリードリヒは通告状の中でこう語る。貴殿らに敵対して彼らを支援せんとするのは、わが権利なり(den wir widder uch wollen behulfen syn ztu mein rechten)、と。続けて彼は、常套語の文言を並べる。名誉を保持し(erberclich bewart habin)たく、かつ「上述の余の友人たち、および領主たちと平和と敵対とを共に(in vnsir egnanten frunde vnd herrn fride vnde vnfride)」せんと。

以上から見るに、バイエルン大公やヴェルツブルクとバンベルクの両司教らは彼らがローテンブルク市から被ってきており、また現に被りつつある暴力と損害とを周囲の諸侯・領主貴族らに愬え、さらにフェーデの通告に参加を請うていた形跡がある。これに応えた一人がテューリンゲンのラントグラーフ、フリードリヒであったとおもわれる。もちろんフリードリヒが通告へと動くについては、既述のように彼とバイエルン大公とが甥と伯父といった関係にあったこと――こうした親族関係も働いていたことは、間違いないであろう。通告に至った経緯については後述(4)でも触れるが、フリードリヒの通告状を取り上げたのは、これによってあらかじめ次のことを指摘しておきたかったからである。通告者と、通告において名を挙げられていた人物とのあいだには、なんらかのやりとりがあったこと、そしてこれが通告の契機となっていたことである。

(3)以上で取り上げてきた少数の事例はあるものの、既述のようにヴュルツブルク司教一人の名を引いて発せられていた通告状の数の多さには、依然目を引くものがある。しかし他方、諸通告状には同司教とほとんど匹敵する頻度で或る人物の名があった。直前で挙げたフリードリヒの通告状で引かれていたニュルンベルクのブルクグラーフである。

ブルクグラーフの名を引く通告状の皮切りは、1388年8月3日グラーフ、 ヘルマン・フォン・オルラミュンデ (Orlamünde) 伯がローテンブルク市 長、市参事会および全市民および「貴殿の都市の同僚市民および貴殿の傭 兵 (ewer stat mitburger vnd ewer soldner)」に向けた通告状([25]) であ る。「余は、高貴の生まれの諸侯であり余の親愛なる伯父たちであり余の 主君 (vnser liben oheimen vnd herren) たる領主 (hern) フリードリヒ (老)、ヨハネスかつフリードリヒ(若) ——すべてニュルンベルクのブル クグラーフたる者――の名において(von der hochgeborn fursten wegen vnser lieben oheimen vnd herren hern Fridrichs dez eltern herren Johans vnd herre Fridrichs dez jungern alle burgrafe zu Nurmberg)」同市長らの敵と ならん、と。まったく同じ意味で「余の親愛なる伯父たちであり余の主君 (vnser lieben oheymen herren)」たる領主 (hern) フリードリヒ (老)、ヨ ハネスおよびフリードリヒ(若) たちブルクグラーフ・フォン・ニュルン ベルクを引き合いに出して通告([31])しているのが、トゥルーエンディ ンゲン(Truhendingen)のグラーフ、ヨハネスであった。これらの通告例 では上記ヘルマン、このヨハネスにとってブルクグラーフ・フォン・ニュ ルンベルクは「余の親愛なる伯父」であった。前述のテューリンゲンのラ ントグラーフ、フリードリヒの事例と同様通告者が通告行為に及ぶについ ては、少なくとも一つには親族関係が影響を及ぼしていたであろう。およ そ高級貴族においては親族関係が密に形成されていたが、このことの一端 がフェーデ通告の諸事例にもあらわれていた。

純粋に親族関係だけを挙げて通告をおこなっている事例の数は少なく 1件に止まる。ベツォル・フォン・プファーレンハイム(Pfahlenheim)はローテンブルク市民と「そのすべての同僚市民および支援者(alle ewer mitburger vnd alle ewer helffer)」との敵たらんと告げ、さらにこう述べる。「余は、余の従兄弟たるペーター・フォン・エーエンハイムと平和と敵対(vetern Peters von Ehenheim fride vnd vnfride)とを共にせん」([67])と。ペーターの印章が捺される本通告状には、〈余の従兄弟たるペーターの名

において〉といった文言は見いだされないが、この文言に相応する実際上の状況はあったであろう。言い換えれば、ペーターとローテンブルク市とのあいだにはなんらかの確執があったことである。

さて、同日8月3日ハンス・フォン・シュパルネック(Sparneck)以下4人は、ローテンブルク市長、市参事会、全市民および「貴殿らの同僚市民と傭兵(ewr mitburger vnd soldner)」に通告した([24])が、これも「慈愛深き主君たる」ブルクグラーフの名においてである。クンツ・フォン・ゼッケンドルフ(ファルケンドルフ在)、ロレンツ・エーデンブルク(Ödenburg)、ウルリヒ・フォン・フェンバッハ(Venbach)がローテンブルク市に「敵」たらんとを告げた([29])のは、同じく「われらが慈愛溢れる主君」たるかの3人のブルクグラーフの名を引いてであった。このように、ブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルクの名においてローテンブルクにフェーデを通告する例は8月4日以降も引き続き数多く見られる。

では、ブルクグラーフ本人はどうであったのか。同じく8月3日ヨハネスとフリードリヒ(若)の両ブルクグラーフは、ノイシュタット(アイシュ)において、ローテンブルク市および全市民、その同僚市民とその傭兵(ewer stat mitburger vnd ewer soldner)とにフェーデを通告する([28])。「貴殿らが諸侯と領主とにたいしこれまでおこなってきた、かつ現今日々おこないつつある著しい不法のゆえに(vmb solich groz vnrecht daz ir den fursten vnd den heren getan habt vnd noch teglichen tuet)」と。

これによれば、ブルクグラーフによる通告の理由に上っていたのはローテンブルク市民による「著しい不法」であった。しかしこの不法は、通告状の表現に従うと、ブルクグラーフ当人に加えられたものではなかったようである。当通告状には、例えば既述のようにヴュルツブルク司教がバイエルン大公を引いていた([2])のとは異なって、具体的になんぴとの名も挙がっていなかった。とはいえ、通告状の趣旨からいうと、ブルクグラーフは「諸侯と領主」の名において通告をおこなった――これが実際のところであろう。となると、ローテンブルク市民から不法を加えられていた

「諸侯と領主」がこのことをブルクグラーフに愬えていたという事情が背景にあったことが推測できる。この点では、バイエルン大公、ヴュルツブルクとバンベルクの両司教らがローテンブルク市から被っている暴力と損害とを周域の諸侯・領主貴族らに愬えて助力を請い、テューリンゲンのラントグラーフ、フリードリヒがこれに応えたことが通告への動きとなったとおもわれる上述の事例([51]) ——これが、想起されるであろう。

(4)ここで1通の通告状を取り上げたい。通告者と、通告者が引き合いに出す人物とのあいだにあった事情が幾分目に見えてくるからである。同じくノイシュタット(アイシュ)において発行の8月3日付け通告状([30])である。ヒルポルト・フォン・ゼッケンドルフとライヒョルフ・フォン・ヴェンクハイム(Reicholf von Wenkheim)とは「われらが慈愛深き高貴の生まれの主君」たるブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルクの前述3人の名においてローテンブルク市民にフェーデを通告する。通告者両名のうちでライヒョルフは例によって「貴殿の敵とならん」と通告し、続けてこう書く。「このことを、余ライヒョルフ・フォン・ヴェンクハイムは、上述の余の主君らが[貴殿らに]警告せよと[余に]命じるところに従って(von meinen obgenanten herren ermanung heisse wegen)果たさねばならぬ(tun muz)」と。

ここに「余の主君らが警告せよと命じるところ従って」にある「警告 (ermanung) せよ」とは、〈ローテンブルク市に向けてフェーデ通告をおこなうべし〉との意味である。また「命じるところ (heisse)」とは〈懇請〉というよりは〈強制〉に近い性格の行為である。通告者とその主君との力関係いかんによって濃淡はあれ〈懇請〉と〈強制〉のいずれの性格も含み得るが、〈強制〉の性格が色濃いようだ。ただ、フランケンにおける領主費族として有数の家柄であるゼッケンドルフ家のヒルポルトではなくて、ライヒョルフ・フォン・ヴェンクハイムなる一介の騎士がそのように書くのには、身分の高下が関係していようか。いずれにせよ、ヒルポルトであれライヒョルフであれ彼らのフェーデ通告は、彼ら自身の必要に基づいて

いたというよりは、むしろ主君の強い求めによっていた。

この点はさらに、ハンス・フォン・ヴェンクハイム(Wenkein)がヴュルツブルク司教の名を引いておこなった通告([18])例によく窺える。すなわち、通告は、「れっきとしたわが主君ヴュルツブルク司教ゲルハルトの懇願と命令とによって(durch bette vnd heiczze willen meins rehtten herrn gerharttes Bischoffe zu Wirczzeburg)」いたのである。

以上によって、通告者と、彼が引き合いに出している人物とのあいだに存在した事情の一端が理解できたであろう。両者間にはフェーデ通告をめぐって、おそらく、交渉もしくは問答――主君とローテンブルク市とのあいだに存した確執に関して――がおこなわれていたとおもわれる。

さて、このように8月3日ブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルク当 人が通告者として打って出ることで、彼の名を引き合いに出す通告が翌4 日には矢継ぎ早にローテンブルク市民に浴びせられる。この8月4日には 全18通の通告状が発せられた(第2節)。1通のみはヴュルツブルク司教 の名を引くが、残る17通はすべてブルクグラーフの名を挙げる(なお8月 3日には全10通のうち6通がブルクグラーフの名を、2通がヴュルツブル ク司教の名を引く)。このように(ヴュルツブルク司教におけると同様) 一諸侯が通告者になると、数多くの者が同諸侯の名において通告に名乗り を挙げる。一例を引けば、グラーフ、ハインリヒ・フォン・バイヒリンゲ ン (Beichlingen)、ディートリヒ・シュタインバッハ (Ditrich Steinpach) 以下6人がローテンブルクの全市民、および「貴殿「ローテンブルク市民」 らの同僚市民および傭兵——騎士であれ騎士従士であれ——(ewr mitburger vnd ewr soldner ez sev ritter odir kneht)」に通告状を発する([36])。こ こにはブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルクが引かれている。ただし、 ブルクグラーフを「われらの主君」とは呼んでいない。これを文字通りに 受け取ってよいのかどうかははっきりはしないが、おそらくは、上記ディー トリヒ以下の者はグラーフ、ハインリヒ――彼は、当通告状の印章捺印者 であった――とは主従関係にあったが、ブルクグラーフとはそのような関

係にはなかったと見られる。

このグラーフ、ハインリヒは、ハンス・レーダー(Röder)ら12名が発した通告状([94])においても印章捺印者となっている。これから推察するに、ハンス以下の者らもグラーフ、ハインリヒとは主従関係にあったのであろう。要するに、上記ディートリヒら、またこのハンスらが通告状にブルクグラーフの名を引くについては、グラーフ、ハインリヒ・フォン・バイヒリンゲンが言わば媒介者たる役割を果たしていたと見られる。

当ハンスの事例では、このように比較的数多く12名の者が通告者として名乗りを挙げている。そこでこの場を借りて、ブルクグラーフを引いて1通の通告状においてフェーデを通告する者の数を数の多い順に挙げると、次のようになる。通告者19名([76])・17名([44])・12名([94])・10名([45])・9名([34][43][92])・6名([75][91])そして通告者5名([66])(ここまで総計102名)等々と続く。もちろん一人のみが通告する例も少なくはないが。以上との比較でいえば、1通の通告状でヴュルツブルク司教を引き合いに出して通告する者の数は、ぐんと多い。既述した51名([10])がその筆頭に位置する。以下、次の通りとなる。通告者39名([7])・23名([4])・21名([11])・19名([12])・15名([5])・11名([16][81])・9名([14][88])・7名([3][32][54])・6名([47])そして5名([17][19][21][57][69][74][90])(ここまで総計270名)等々と続く。ブルクグラーフの「従者(diener)」の数は決して少ないというわけではないが、ヴュルツブルク司教の従者数もしくは支援者数がより勝っていたことになるのか。

(5) 最後に、通告者側で他に注目されるところを摘記したい。

まず(i)同一人物が複数の通告状に名を見せる場合がある。ハンス・フォン・シュパルネッカー(Sparnecker)はブルクグラーフの名を引いて2通の通告状([24][75])に姿を見せる。ヴュルツブルク司教の名を引くフリッツ・フォン・ゼルデネック(Seldeneck)も同様の事情にある([19][26])。フリッツの死後息のルーポルト(Leupold)はブルクグラー

フの名において通告に及ぶ([79])。こうしたフリッツ、ルーポルト親子と似た事情にあるのが、ペーター・ヘールアウフ・フォン・ゼッケンドルフ(Peter Hörauf von Seckendorff)であり、一度目の通告([14])はヴュルツブルク司教の名において(7月30日)、二度目([39])はブルクグラーフの名を挙げて(8月4日)通告する。

次に (ii)、ディートリヒ・ツォーベル (Zobel) はヴュルツブルク司教 の名を引きみずから通告者となる ([11]) と共にゲッツ・ラートザム (Gozce Rotsam [Götz Ratsam]) 以下11名による通告状 ([90]) に印章を 捺す。同一人物が一方で通告者となり他方で捺印者となるのは他に上述グラーフ、ハインリヒ・フォン・バイヒリンゲンの例 ([36][94]) がある。

さらに(iii)、或る役職にある者が通告に及ぶ例がある。司教の名においてヴュルツブルクのシュルトハイス(都市裁判官)がおこなう([15])。またブルクグラーフの名においてニュルンベルクのラント裁判官([27])が通告する。以上(i)(ii)(iii)のいずれも、例は少ない。

最後に (iv)、通告状において通告者側の一員として度々挙げられているのは "alle vnser gebrotten knechte" ([17][18][20][32][33][43][46] [52][63]) あるいは "vnser protknecht" ([71]) である。これは、騎士が給付する「パンによって養われたる従者・従士」を指す。これらの者は、領主制的基盤はもたずに主人たる騎士から扶養を受けている者であり、主人と一団となって通告にあたっていた。

## (2)被通告者側の状況一斑

(1)以上は、通告者と、通告者が通告状に引いていた人物とを中心に考察した。以下では、通告を受ける側すなわち被通告者をめぐる状況に移りたい。被通告者の主たるものはいうまでもなく、ローテンブルク市長・市参事会・全市民であった。以下では、これについて若干付言したい。

ただ、それに移る前に、ローテンブルク市と並んでヴィンズハイム市を 被通告者として挙げる 3 通告状 ([14][26][46]) があるので、これに触れ ておきたい。いずれの通告状も、ヴュルツブルク司教の名を引く。既述でシュヴァーベン、フランケンおよびバイエルンの都市同盟がヴュルツブルク司教にたいしフェーデの通告をおこなった事例([50])を取り上げたが、それら3通告状は都市同盟によるこの通告例と無関係ではなかろう。というわけは、この通告の理由となっていたのは――都市同盟の主張するところによれば――司教がローテンブルク、ヴィンズハイムの両市に「不法に(wider rechtz)」攻撃を加えていたことにあった。司教側による「不法」にたいしローテンブルク、ヴィンズハイム両市はおそらくフェーデ通告もしくはフェーデ実行によって反撥した。都市同盟によるフェーデ通告は、両市の行為を支援するとの意思表示であったと捉えられる。他方で、ローテンブルクとヴィンズハイムは既述のようにすでに1378年と1383年とに各々都市同盟に加入し、同盟都市としてヴュルツブルク司教と対立していた。このことから、上記3通告例では、司教側に立つ支援者らが、都市同盟にたいする一行為としてフェーデ通告に及んだのであろう。

(2) さて、被通告者 (ローテンブルク市) に向けて通告者はさまざまな呼びかけをおこなう。その一端を原文で示せば、"ir die von Rotenburg"や "ir purger ze Rotenburg"といったごく端的で簡便なる呼びかけ([72][79][80][82][85][86]) がある。

だがこの例は、少ない。多いのは——代表例でいえば— "burgermeister vnd der rat gemeinlichen zu Rotenburg ([1])", "burgermeister vnd ir burger gemeinlichen der stat zu Rotenburg ([2])", "ir der Rot vnd ir die Burgermeister vnd Burger gemeinlichen arm vnd rich die stat zu Rotenburg ([3])", "burgermeister vnd der rat vnd die andern burger der stat zu Rotenburg ([63])", "dem burgemeister vnd dem rott vnd der stat gemaineklichen vnd allen den ewrn ze Rotenburg ([6])" の呼びかけである。

ところで、この最後に挙げた呼びかけの中の "allen den ewrn"とは、なんであろうか。「貴殿らの一党すべてに(告げん)」といった意味である。では具体的になにを指し示しているのであろうか。これを探って見るに、

それに相当する言葉の少なくとも一つは、都市の「同僚市民 (mitburger) および傭兵 (soldner)」ではないか。これを、関係する各種の呼びかけ言葉で示すと、次のようになる。"Burgermeister Rat vnd ir Burger gemeinclichen zu Rotenburg ewr mitburger vnd soldner ([24])", "Burgermeister Rat vnd ir Burger gemeinclichen zu Rotenburg ewr stat mitburger vnd ewr soldner ([25][66])", "Burgermeister rot vnd ir burger gemeinclichen czu Rotenburg ewr mitburger vnd ewr soldner ([29][28][27][31][30][35][36][44][45][48][67][75][76])", "die purger arm vnd reich zu Rotenburg vnd alle ewr mitburger vnd soldner ([38])" などである。

上記の "ewr mitburger vnd soldner" にいう "mitburger" とはなにを指しているのか。正確にはわからない。上述の "ewr stat mitburger" とは「貴殿らの都市の同僚市民」である。別の呼びかけ文の "Burgermeister Rat vnd ir burger gemeinclichen zu Rotenburch vnd mitburger der stat vnd ewer soldner ([77])" にいう "mitburger der stat" もまさに同じ意味の言葉である。いずれも「ローテンブルク市の同僚市民」である。この "mitburger" は "ir burger" すなわち「ローテンブルク市民」とは別個に表記されている。そこで、別記されていることと、都市同盟・諸侯同盟の時代状況とを考え合わせると、一つには、ローテンブルク市が加盟しているシュヴァーベン都市同盟参加の同盟諸都市の市民が想定される。もう一つとしては、同市のいわゆる「市外居住市民」(Pfalbürger) が考えられないか。諸侯・領主貴族らにとって自己の保有農民が市外居住市民となって市民権を取得し、都市の保護を享受することは深刻な脅威となっていた。無論 "mitburger" はもっと一般的に、同市を支援する他都市の市民とも捉えられようが。

(3) 次に上記の "ewr mitburger vnd soldner" のうちの "soldner" である。これは紛れもなく「傭兵」を指している。別の呼びかけ文には端的に "Ir purger vnd soldner gemeinclichen alle zu Rotenburg ([39])" とあり、また "ir burgermeister vnd die burger gemeinklichen zu Rottenburg arm vnd reiche vnd alle ewr soldner ([34])" とある。市長と市民と並べて傭

兵が挙げられ、相当の重きをなす存在であったことがわかる。彼ら傭兵がいかなる身分にある者なのかについては、別の呼びかけ文が教えてくれる。
"Die burgermeister rete vnd burger gemeinclichen reich vnd arme der stat
Rotemburg vp der Tuber vnd gemeinclichen alle ritter vnd knecht derselben
stat burger vnd dyner ([37][40][41][42])"とある中の "ritter vnd knecht
derselben stat (ローテンベルク市の騎士と従士)"である。さらに "ir burger gemeinclich reich vnd arme zu Rotemburg ewr mitburger vnd ewr
soldner ez sey ritter odir kneht ([36])"には、端的に「傭兵——騎士であれば士であれ」と述べられている。ヴュルツブルク司教がローテンブルク
にフェーデを通告したまさに同じ日 (1388年7月27日) に、同市は或る騎士と傭兵奉仕の契約を結ぶ。オットー・フォン・チゥンフェルト (Thüngfeldg
[Tünnfeld]) は1年間2騎兵および3従士と6頭の馬でもって同市に傭兵として勤務し、その間都市に居住することを約束する。都市がフェーデに
備えるためであろう。多様な形態で結ばれるこうした勤務契約については
別稿で取り上げ、ここでは以上に止めておきたい。

以上とくに "ewr mitburger vnd soldner" の文言を取り上げ指摘してきたのは、フェーデ通告の受け手は、市長・市参事会・全市民といった本来のローテンブルク市を構成する市民のみならず「同僚市民」や「傭兵」もいた。さらに、例えば "die burgmeist rate vnd burger gemeinclich reich vnd arm der stat zu Rotenburg auf der tüber vnd gemeinclichen allen ritter vnd knechte der selben stat burger vnd diner wizzet daz ich gen ew allen… ([42])" にいうように "diner" すなわち市民や騎士・従士の「従者」がいた。こうした多様な人的構成にある者が、フェーデの被通告者となっていた。フェーデ通告現象の言わば集団的性格がここにあらわれている。このことに、注意を喚起したかったからに他ならない。

このような多様な利害関係者は、通告状の呼びかけ文においては、全体としての「支援者」の一つを構成するものとなっている。例えば "Wiszt ir burgermeister vnd burger gemeinlichen zu Rotenburg daz ich Heintz

Tetelbach ewr vnd aller ewr helfer mitburger diner vnd soldner feint wil sin ([87])" に、「貴殿らローテンブルクの市長および全市民は知るべし、余ハインツ・テーテルバッハは、貴殿らと貴殿らのすべての支援者 (helfer)、すなわち同僚市民と従者そして傭兵らの敵とならん」とあるように。

## (3) フェーデの通告とフェーデの実行の問題

ところで、いままで全く言及してこなかった問題がある。これは、フェーデを通告する側、これを受ける側の双方に関わっている。第一は、上述のように1388年7月21日から同年12月29日に至るまでに96通のフェーデ通告状が発行されたが、これらをその時その時に受け取ったローテンプルク市はそれぞれの場合にどのように応対したのであろうか。第二は、この半年のあいだに現実にフェーデの実行(加害行為)があったのであろうか。

まず第二の点について。シュヌラー編の文書要録集を見るに、当該期間 の文書にはフェーデの実行に関わりのある文書(例えばフェーデ実行後ウァ フェーデが誓約されたとか、加害・被害があったとかを示している文書) は収められていない。ただ、協定関係の証書がある。さしあたって紹介で きるのは、ローテンブルク市とブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルク とのあいだに交わされた2通の協定証書である。1通はブルクグラーフ (1389年6月26日[アンスバッハ]) が発給し、これを受けて1通をローテ ンブルク市 (6月27日) が発行した。両証書によれば、ブルクグラーフは ローテンブルク市の管理官および代理官 (pfleger und versprecher) に就 任し、都市は報酬として400ライン・グルデンを支払うことになった。こ の中に、こう見える。ブルクグラーフの騎士・従士・従者・市民(ブルク グラーフは都市ロイターハウゼン [Leuterhausen] の君主でもあった)・保 有農 (arm leute) がローテンブルク市民になんらかの権利要求を掲げる ときは同市の法に基づいて都市裁判所において裁判を受けるべし。ローテ ンブルク市民がブルクグラーフの騎士・従士等にたいし権利要求するとき は「友愛の法」によって――言い換えればフェーデにはうったえず――ブ

ルクグラーフや彼の宮廷長官の前で裁判を受けるべし、と。いずれも、原 告は被告の裁判所に訴えを起こすべし、ということである。

これは言い換えれば、相互にフェーデは回避することを約束するものである。従って、フェーデの通告から半年ないし一年経った後に現実にフェーデの実行があったようでもあるが、いささか間延びしている。また、この協定はヴュルツブルク司教とのあいだのとくにローテンブルク・ラント裁判所(フランケンにおける国王の宮廷裁判所)をめぐる問題の処理に関係しており、フェーデの問題と直接には繋がらない。

このように見ると、フェーデの通告はあったがその実行はなかったというのが本当のところなのか。それともフェーデ実行は多くはフェーデ通告とは別個に起きるのが現実だったのか。フェーデの実行に遇うといったことは文書に記録されるよりは、むしろ都市の年代記における記述対象なのかもしれない。残念ながら、当面筆者には年代記に関しては不案内である。いずれにせよ、詳細は今後の課題となる。

通告はあったが実行はなかったとすれば、この点は上記の第一の点――フェーデ通告にたいするローテンブルク市の応対の問題――と密接に関係してくるし、フェーデ通告――少なくとも、本稿のローテンブルクについて――そのものの意義の問題に繋がってくる。まず応対問題としては、ローテンブルク市はその時々に通告状を受け取った後市長・市参事会・市民間に披露し、起こり得る実行に備えたこと(例えば、市民軍の編成あるいは傭兵の配置)は推測されるが、実情はわからない。次にフェーデ通告そのものの意義の問題に繋がる点については、後述(第4節4 [2]「フェーデ通告の沈静効果」)に問題を残しておきたい。

総じていえば、フェーデの通告とフェーデの実行との関係問題は、他日 を期さざるをえない。

# 4 フェーデ通告の儀礼性と公然性

---紛争と平和形成

## 1 紛争と同盟問題

(1)以上によって、ローテンブルク・フェーデ通告状の内容について、 その主要なところを考察してきた。この結果に基づいて、本稿の問題関心 (「平和形成としての紛争」)に応えていきたい。

ところで、これまでの考察において手を着けてこなかった問題がある。 通告をおこなうのは、もちろん、当事者――通告者と被通告者――のあいだに軋轢、言い換えれば紛争があったからである。ではいったい、当事者にどのような紛争が起こっていたのか。この問いの答えはは残されたままであった。本節では、この問いから考察を始めていきたい。

その前に、「紛争」の意味である。それをさしあたり、こう見ておこう。「個々人や個々集団間における或る状況や利益・要求の競合に起因する対立関係」であり、対立関係が外部にあらわれた形態であると。なお本稿のフェーデ通告事例はとりわけ集団的対立の様相を帯びていた。さてそうした対立および形態を作っているものには「動作」があり「言葉」があった。紛争は、個々人や集団の「行為 (acts)」――「言葉」もここに含まれる――の一つである。対立関係そのものとして、また対立関係が外部にあらわれた形態として「行為」の一つである。紛争という行為の内容を決定しているのは「社会的条件」(あるいは「社会的枠組み」)である。「フェーデ」は、紛争の一つである。他方「フェーデまがい」の行為も紛争の一つである。略奪、放火、殺害、盗みとかの(現在では「犯罪 (crime)」と呼ばれる)行為も紛争の一つである。では、略奪、放火、殺害は「フェーデ」の行為なのかいなか、盗みは「フェーデまがい」の行為にあたるのかいなか。これらのことを決定づけているのはいずれも、時代の社会的条件であ

論説

る。フェーデの行為とフェーデまがいの行為とは、現実には屢々別けがたく繋がっていた。このことも、社会的条件すなわち時代の政治・権力、法観念・慣習、また同時代の人の共通意見(communis opinio)などのありかたによっていた。

(2) 社会的条件とおもわれる一つに同盟がある。ローテンブルクに向けたフェーデ通告に始まる紛争は、都市同盟(gmeine bunde der gemeinen stete)と諸侯同盟(fursten grafen und herren eynung)との対立の渦中で起きていた。このことは、疑いない。或る通告状には、「同盟の名において(von derselven eynung wegen)、貴殿らに敵せん(gegen euch)とするものなり」([23])と述べられていた。こうなると、次の質問が出てこよう。通告が同盟を軸とした都市と諸侯との対立に起因していたのであれば、むしろ、同盟時代フランケンの政治的、権力的対立がいかなる様相にあったのかを問うべきである。これを問うことの方が、どのような紛争が起こっていたのか(上記)を問うことよりも、重要なのではないのか、と。

だが翻って考えるに、通告には都市と諸侯との政治的、権力的対立に由来する側面があるにせよ、この対立はフェーデ通告といった法的手続きを取ったし、むしろ取らざるをえなかった。この事実を考慮するときには、紛争の問題にぶつかる。というわけは、当事者は当該対立を「紛争(conflicts)」と見たからである。この点を、或る和解事例で示したい。

都市戦争を終了させるのに一つの役割を果たしたのが1389年5月5日エーガー帝国会議で発布されたラント平和令である。4日後の9日(バンベルク)ヴュルツブルク司教とローテンブルク、シュヴァインフルト、ヴィンズハイム3市とは和解に至った。和解の肝煎り役に就いたのが、マインツ大司教とバンベルク司教であった。この和解締結は、ヴュルツブルク司教やバンベルク司教など(都市はレーゲンスブルク、ニュルンベルクおよびヴァイセンブルク)が名を連ねた上記エーガー平和令の一規定を受けたものであった。都市(welche stat eine oder mere)は「現在戦っている相手の諸侯と(mit den fursten und herren,die ieczunt in dem kriege gen den

steten sein) 合意によってであれ、訴訟によってであれ、和解する (sich richtet, eintweder gutlich oder mit dem rechten) べし」(c.35) と。

和解締結を述べる5月9日の文書には、同盟時代における、ヴュルツブルク司教と上述3市との対立が "vmbe soliche krige zweyunge ansprache vnd forderunge" と表わされていた。じつはこれらの言葉は「紛争」を表わす他のさまざまな言葉——同盟といった政治的、権力的対立の外でも用いられていた言葉——に属していた。例えば、ごく一例に "clage, zweyunge und missehellünge", "krieg, stóz, brúch und zweyng", "brúch, missehellung, stózz, und zweiúng" のように。このように、同盟を軸とした政治的、権力的対立は「紛争」へと置き換えられている。これも、政治的、権力的問題が訴訟の形態をとっていた時代の社会的条件であった。

(3) さて、当事者は政治的、権力的対立を紛争と見ることで、対立を目に見えるものにしようとした。だがもっと重要なことは、このように紛争と見ることで、紛争に参加し易くしようとした。紛争に参加するのは、当事者みずからが紛争という行為にたいしてなんらかの手を打つことである。手を打つことで、当事者は、地域における平和形成のための一つの担い手たらんと望む。これは、地域社会における「権力と秩序」の形成に参画することを意味した。ただし——ここで、本稿の問題に関係する——紛争に参加し、紛争になんらかの手を打つには、或る一つの法的手続き、もしくは法的形態を必要とした。これが、本稿の問題でいえば、フェーデの通告となった。

# 2 「不法 (unrecht)」の行為とはなにか

(1) どのような紛争が起きていたのかについて答えを残したままにしてきたのは、じつは、やむをえなかった。いかなる紛争が通告の理由になっていたのかについては、ローテンブルク・フェーデ通告状にはほとんど述べられていなかった。これは、ローテンブルクにかぎられたことではない。通告状にはほぼ共通して見いだされる。例えば――それぞれごく一例を挙

げれば――ブレーメン(1384年)、ヘルフォルト(1391年)、バーゼル (1409年)、ヒルデスハイム (1465年) におけるように。この点は、フェーデの和解の文書でも同様である。例えば、ゴスラル市にたいしフェーデの和解に応じる一騎士は、彼が発給する文書において、フェーデに至ったこと自体には触れているが、それに至った理由については言及がない。

しかし、ローテンブルク・フェーデ通告状に一点述べられていたことがある。被通告者側――ローテンブルク市――に「不法(unrecht)」の行為があった([2])、あるいは被通告者側――ヴュルツブルク司教――が「不法に(wider rechtz)」攻撃を加えた([50])と。これらの言葉は、まさしく紛争を意味する。政治的、権力的対立を示しているとはいいがたい。しかも、言葉の背後には現実になんらかの争いが起きていたことを想像させる。しかしそれが具体的になんであるのかはわからない。通告状とは別途に考えてみなくてはならない(本節3)。

(2) その前に、被通告者側に「不法」の行為があったとか、被通告者側が「不法に」攻撃を加えたとかとあるのは、それ自体なにを意味しているのであろうか、まずこれを考えたい。

ここで想い出されるのは、既述(第1節)のように、ラント平和裁判所が取り上げる事件(ラント平和違反事件)として、略奪・謀殺・放火・拿捕および不法なるフェーデ通告(unrechtlich widersag)の諸事件がラント平和令の規定に掲げられていたことである。これら(イ)略奪・謀殺・放火・拿捕の諸事件と、(ロ)不法なるフェーデ通告の事件とは単純に並べられているが、両者は性格の異なる事件のようにおもわれる。(イ)は行為そのものが挙げられているが、(ロ)はこれらの行為をどのような方法で実行したのかを問うている。いずれにせよ、上述のように被通告者側に「不法(unrecht)」の行為があった、あるいは被通告者側が「不法に(wider rechtz)」攻撃を加えたとあるのは、それら(イ)(ロ)双方が多かれ少なかれ関わっているのであろうが、ただ、どちらかといえば(イ)に挙げられていた行為そのものよりも、これらの行為を不法な方法で実行したこと、

すなわち(ロ)の不法なるフェーデ通告の事件に関わっていたと見られる。これは――ラント平和裁判所に訴えられた或る事件(1406年)でいえば――
"unentsagter dinge"(言い換えれば、事前に「敵」たるの通告をなすことなく実行した行為)である。ローテンブルク市(被通告者)はヴュルツブルク司教等にたいしおそらくフェーデの通告を経ずに加害に及んだため、司教および司教を引き合いに出した騎士・従士らは、これは「不法」の行為なり、と都市を非難していたのではないか。

関連して、もう一つここで想起されるのは、既述(第3節1)の名誉保持に関する事例である。1368年2月15日騎士ウルリヒ・フォン・アルフィンゲンはかつてクラフト(若)・フォン・ホーエンローエの行為を疑ったことにたいし謝罪の意を表わして、こう述べていた。クラフト(若)は「他の者にたいして敵となる場合と同じく、余[ウルリヒ]にたいしても敵としてふるまい、正しく自己自身[の名誉]を保持した。」また彼は「余の身柄および財産にたいし、とりわけ余のホルンの城にたいし略奪によってであれ放火によってであれ、名誉に反してなんらかの不法を犯すということは、なかった」と(既述)。略奪や放火は敵対関係の中で実行するときは、「不法」の行為にはあたらなかったのである。

(3)以上のように(ロ)「不法なるフェーデ通告」の事件に重きをおくわけは、こうである。(イ)はフェーデにおける常套手段――最も利用頻度の高いのは、略奪および放火――であり、フェーデの行使としては「不法」の行為ではない。盗みが加わっていないのにも注目したい。それらは適法なフェーデ通告のもとで実行されるならば、ラント平和裁判所は本来関知しない。当事者はラント平和裁判所に訴えてその評決を待つ必要はない。当事者間で交渉や和解によって(言い換えれば、フェーデ過程そのものの一環として)解決なし得る。

ではなぜ、略奪以下の行為がラント平和裁判所の管轄として挙げられているのか。本来それらは、正規の裁判所——都市裁判所また都市参事会裁判所、さらにラント裁判所や宮廷裁判所——の面前に訴えが提起される事

論説

件の一つである。あるいは状況によっては、都市参事会裁判所の職権が介 入する事件に属していた。「刑罰」を科すかどうかが問われている。

以上にたいし、それらの行為がラント平和裁判所の事件として規定され ている事情については、いろいろなことが想定され得る。(イ) 当事者自 身が交渉や和解によってフェーデを解決できないとき、もしくは解決が長 引いているときに、かといっていつまでも略奪等の行為を続けたり、ある いはそのおそれを被り続けたりするのは、回避されるべきである。当事者 の一方、もしくは双方が交渉や和解を望み、あるいは賠償金の支払いを求 めるときは、平和裁判所に訴え出る必要がある。相手方当事者は、これに 応じて出頭しなければならない。あるいは(ロ)略奪以下の諸行為は、フェー デの行為であると僭称され (加害の賠償責任を逃れるためであろう)、も しくは破目を外して(慣習に反し逸脱して)実行されることがある。これ らのことが実際にも度々起きており、ラント平和令に繰り返し規定が設け られる契機となっていた。あるいは(ハ)略奪以下の諸行為がまるっきり フェーデの実行ではなくて起きることがある。ラント平和裁判所は、1340 年7月1日の平和令以来、ラント平和令に頻繁にその姿を見せる「有害な 人間 (schedlichen man)」が犯す一般の刑法事件にも対応しようとしてい た。例えば、以上のようなことが想定され得る。

上記のうちでとくに(ロ)フェーデの僭称・逸脱の状況を多少とも示してくれるものとして、一つに『金印勅書』(1356年)中の規定(「フェーデ通告について」)が参照できよう。規定の冒頭部分にいわく、「フェーデの通告をおこなう正当な理由有りと相手にたいして偽り(adversus aliquos iustam diffidationis causam se habere fingentes)、彼ら[通告者]が家宅をもたぬ場所で、あるいは、そこに[相手と]共同して居住せぬ場所で、相手にたいし、不時にフェーデを通告する(tive diffidant)者は、放火、襲撃、略奪によって被通告者に生じたる損害のゆえに、今後は名誉をもつことありえず(cum honore suo inferre non posse)と、朕は宣言するものなり。」フェーデ通告の正当な理由が有ると僭称するのは、略奪等によって

物質的資源の獲得(利得)にヨリ効果を上げんとするためであろう。

なおこの規定とくに、通告者が「家宅をもたぬ場所で、あるいは、そこに共同して居住せぬ場所で」通告する云々とあるところは、本稿の問題関心にとって重要である。本節(4 [3]の[4])で後述したい。

もう一つは実際の事例であり、アルブレヒト・フォン・フェステンベルクを長官としたラント平和裁判所の裁判記録(第1節)である。これによれば、原告は被告を訴える。原告の財物を無法に略奪した(im daz sein rewplichen on reht genomen haben)」、あるいは「原告の織布その他の所有物を暴力によって無法に奪った(im seinew tuch und ander sein hab reupleichen genomen hett mit gwalt,on reht)」、あるいは「この新しいラント平和領域において、原告のものを暴力によって無法に奪い取り、抑留する(halten die im vor rewplichen mit gewalt on reht im newen frid)」と。これら「無法に略奪した」・「暴力によって無法に奪った」・「暴力によって無法に奪い取り」の言葉には、フェーデの僭称・逸脱(広い意味で、フェーデまがいの行為)の状況が存在していることを窺わせる。

(4) さて、元に戻って、被通告者側に「不法」の行為があったとか、被通告者側が「不法に」攻撃を加えたとあるのには、不法なるフェーデ通告事件の色合いがより濃く滲み出ているとおもわれる。この点を一つの事例で示したい。フランケンの領主貴族ホーエンローエのクラフトおよびゴットフリートとローテンブルク市とのあいだの紛争とその解決方法とを、前者の側から記した記録(1379年5月18日)である。これによれば、双方間には、「殺害であれ、略奪であれ放火、拿捕であれ、騒動や衝突、戦いや不和といった(umb alle ufflewf, stózz, kriege und zweyunge,ez sey ůmb todsleg, raub, prant, nam)」紛争が起こっていた。紛争はフェーデ通告によって発生して以来(syder der nehsten entsagunge)度々和解が試みられたが、その度に失敗に帰していたのであろう。しかしついに1379年5月18日、紛争を「双方とも止め、親愛と友愛のうちに和解すべき(daz sol beyderseit tod und ab und lieplichen und frewntlichen verricht sein)」こと

で合意がなった。

ところで、上記記録によると、もう1つの紛争があった。すなわち、こうである。「先述のフェーデ通告の以前に起きたこと(daz geschehen ist vor der obgenanten entsagunge)について、ローテンブルクの市民が、余ら [クラフトおよびゴットフリート] と余らの従者とにたいしてなんらか 賠償の請求をなす(iht zů sprechen haben)ときは、余らは余ら側から2人の委員を出すべし。ローテンブルク市が出す2人の委員と、余らの委員と [の4人] が、それ [ローテンブルク市からの請求] について、親愛のうちに、可能なかぎり余らのために和解のための調整を図るべし」と。これによると、ホーエンローエ側は事前の通告無くして実力行使に及んだ(ローテンブルク市の主張)。ただし、後刻遅まきながらフェーデを通告したようである。ともあれ以上によると、上記4人の委員は、フェーデ通告後に発生した加害・被害状況を審議するのではない。というわけは、正規の通告によって開始された後にフェーデの実行によって生じた損害は、本来損害賠償の対象にならなかったからである。

この点について少し敷延するならば、通告状に依拠したフェーデ通告はフェーデ行為を適法化するためにおこなう行為である。適法化とはもっとはっきりいえば、略奪・放火・殺害といったフェーデ行為によって相手に与えた損害については賠償に応じる義務はない、ということである。これを頗る明瞭に述べているのがヒルデスハイム市に向けた通告状(1465年)であり(本節2の[1])、そこにこう見える。「われら[エラスムス・フォン・ベニクゼンとその支援者、騎士とその従士仲間]は、貴殿ら[ヒルデスハイム市]に、略奪・放火・故殺によってなんらかの損害を与える場合がある(Icht wy juw yenygen schaden deden an rove, an brant, an dotzlage)し、われらも[貴殿らから]もっと多くの損害を受けることがある(wu me den schaden benomen mochte)。そうした場合に、余[エラスムス]は貴殿らに賠償の責めを負わんとするものではない(dar wil ek juw nycht to antworden)。かつ余は、これ[通告状]によって、正規の時に、余の名誉

を貴殿らにたいして保持せんとするものなり (unde wil des myne ere to rechten tiden an ju vorwaret hebben)。」

ここに「正規の時に(to rechten tiden)」とあるのは、法に従いフェーデに移る(数日)前に通告状によって通告することを指す。ところで、通告者が「われらも[貴殿らから]もっと多くの損害を受けることがある」場合に、この損害について、通告者は被通告者――ヒルデスハイム市――にたいし賠償請求ができるのであろうか。これは、できないであろう。正規のフェーデ通告によるフェーデの実行で相手に与えた損害について賠償の義務はないと共に、みずからが被った損害について賠償請求はできないと見るべきであろう。言い換えれば、双方とも賠償の請求を放棄する。これが、通告状に述べられていた名誉の保持の現実的、具体的意味であった。これは「身分的名誉」といった名誉の一般的な意味を超えていた。

(5)ホーエンローエとローテンブルク市との紛争事例に戻ろう。フェーデ通告以前に被害に遇ったとローテンブルク市が主張する場合には、4人の委員がそれについて審議する。市側がホーエンローエから通告を受けることなく被害に遭遇したと主張するときに委員はどのように応対するべきか。これについて、委員は応対案(和解プログラム)を提案する。

彼ら4人は、いわば「仲裁委員会」を構成する。ここで、仲裁委員会の審議プロセス案について付言したい。或る工夫をこらしており興味深い。すなわち、こうである。4人の間で意見が整わぬときは、クラフトらの主君(と同時に伯父)フリードリヒ・フォン・ニュルンベルクが議長に選出される。もう1人が議長に選ばれる。これはローテンブルク市参事会員がなる。両名が1つのポスト(議長)に就く(bede ein gemain man sein)。つまり2人で1議長席にある。こうして議長席1と先の4委員席とによる5人委員会(die funf)が議決によって紛争の解決にあたる。これでも決着がえられないときは(多数決よりも全会一致が目差されているのであろう)、議長フリードリヒはシュヴァーベン都市同盟に加盟している一都市の市参事会員1人を選ぶ。フリードリヒとこの市参事会員とが新たに別の

1名の議長を選ぶ。最終的に、この議長と 4 人の委員の下で紛争当事者が和解する(teydingen)べく審議続行となる。ここで提出される和解案には、当事者のいずれもが従わなくてはならない(dez sullen wir gevolgig und gehorsam sein uff beyde seiten)。しかも、注目すべきことには、この段階で初めて多数決による評決(der merer teil unter in)が採用されている。

ことここに至るまでに、4人の委員会は、和解案にあれこれ不満を表明するおそれのある双方の当事者をいかにして和解の席に着かせるかに意を用いている。このために、議長の人選について当事者の合意が得られるように工夫をこらしている。もう1点注意を喚起したいのは、仲裁委員会委員(schiedlewten)による和解案は当事者の「合意に(mit der minne)」によることに重きを置く。合意形成のために持続した交渉・折衝をおこなわせようとする努力の跡が見える。ホーエンローエ側が作成した文書に述べられていた上述の和解プログラム案は、ローテンブルク市に提示された。同日5月18日市側も文書をもって異議なく了承する。

(6)以上多少脇道に逸れたが、「不法」の行為と「不法なるフェーデ通告」の事件との関係については、幾らかイメージが得られたであろう。では翻って、"unrehtlich widersagen"(不法なるフェーデ通告)事件とは具体的になにを指すのか。じつは、諸文書からもこれがよくわからない。そこで種々推測してみると、こうなろう。(イ)通告をせずに行為者がフェーデまがいの行為に及ぶ。(ロ)通告者が通告を公開状によってではなく、あるいは公然とではなく、口頭であるいは秘密裡におこなう。(ハ)フェーデ通告と間髪容れずにフェーデの実行に移る。(ニ)実行行為に及んだ後でフェーデを通告する。(ホ)フェーデ通告に入る以前に相手方と交渉するとか、交渉が整わぬならばまずは宮廷裁判所にであれラント平和裁判所にであれ訴え出るとかをなすべきなのにこれをなすことなく、唐突に通告に及ぶなど。

これらのうち、(ロ)(ハ)についてはラント平和令に規定が設けられる ことがある。例えば1398年1月6日(フランクフルト[マイン])ヴェン ツェル王の一般ラント平和令によれば、フェーデの実行に移らんとする 3 日前に公開状と使者とによって被通告者の城、都市、家宅において、もしくは直接本人に通告すべしと。(ホ) については、ひろくラント平和令下の諸侯・領主貴族・都市に向けた匿名作者の記録(1393年末葉か)が遺っている。ここには、"underclagter dinge" は許されぬこと、すなわち「前もって告訴をおこなわずしては(er habe danne vor erclagt)」攻撃に及ぶことあいならずとある。また例えば1358年8月7日(ローテンブルク)ラント平和令 [c.3] にもこう見える。事前に訴えを提起せずに(unerklagt und unerfordert)略奪・放火等を犯す者にたいしては、諸侯・貴族らはラント平和裁判所長官指揮の下で共同し行動を起こすべしと。

(7) この(ホ)に関しては、或る事例が存する。時代はいささか後代に属するが、こうである。1451年4月11日エアフルト市参事会は、フランケン領主貴族の雄グラーフ、ヘンネベルク領主家にたいし或る質問状を発し、回答を求めた。この文書は、二段にわけられる。とくに後段は興味深いが、これは後述(本節4[3]の[5])に譲って、ここでは前段を見てみよう。ここには、質問状を出すに至ったいきさつが述べられている。文書の宛先は、同領主家そのものであって具体的な人物ではないが、おそらく当時の同家当主に差し出されたのであろう。さて、市参事会は、前段で領主家にこう告げる。

「貴殿らの従兄弟(uwer vetter)で高貴の生まれの諸侯たるグラーフ、ハインリヒはかねてからわれらの敵となっている(vnser vihend worden ist)が、われらを軽んじてしかるべき理由もなく(vmbesurget vnde ane redeliche sache)モルブルクにおいて(vor Molburg)われらをいたく襲撃し損害を加えた。われらが彼[の行為]についてまったく予期し得なかったうちに(des wir vns doch jn keine wis zu jme versehin hedten)。というわけは、われらは、彼が訴えを起こしたとか、要求を掲げたとかを、これまで全然耳にしてこなかった(wan siner clage ader zusprache ny vornummen haben)。」ここでは、「正規の時に」(前述 [4])フェーデ通

告状が発せられたのかどうかは不分明だが、発せられていなかったようである。発せられていなくても、事実上の敵対関係はありうることはいうまでもないが。いずれにせよ、襲撃は唐突に起きた。エアフルト市参事会はハインリヒ側から、まずは告訴があるとか、なんらかの申立てを受けるとかを期待していた。ところが、ありうる襲撃に備える用意の整わぬあいだに襲撃を受けてしまい、甚大な被害に遭遇した。このことを、ヘンネベルクのグラーフ家当主に苦情を呈したのが、大方のいきさつであろう。

以上によれば、事実上敵対関係があるときは、唐突に通告が起きるのは もとより、唐突に襲撃すら生じることがある。エアフルト市の期待する通 りには、なかなかどうしていかないのが実情であったようだ。

いずれにせよ、"unrehtlich widersagen" の問題の具体的解明は、今後を期したい。

#### 3 小規模紛争の状況

(1)繰り返すが、フェーデを通告する元になった紛争が具体的にいかなるものであったかの消息は、通告状そのものからはわからない。そのため若干の消息を知るのに他の史料・研究に目を向けざるをえない。時代のありようから考えて大きくいえば、都市ここではローテンブルク市が都市領邦(Stadtterritorium)を形成する過程で、諸侯・グラーフ・領主貴族の領域諸権力と大なり小なり衝突を繰り返していたことがあろう。市長ハインリヒ・トップラー(Toppler)(1408年没)の下で同市は、400平方キロメートルの農村領域を取得した。これは14世紀以来下級貴族の領地を買い入れることで進められた。農民戦争当時(1524年)ローテンブルク市は「163箇村と40の城からなるかなり広い農村領域いわゆる「都市領(Landwehr)」をもっていた。」紛争の種は多かれ少なかれ、この辺りに蒔かれていた。

この関係で紛争の元になっていたのはラント裁判所の権限問題である。 紛争の火種になっていたラント裁判所には2種あった。第一は、ヴュルツ ブルク司教および司教座が有するラント裁判所である。司教はこれをフラ

ンケン全域のラント裁判所と位置づけ (von sines lantgerichts wegen zu Franken)、ローテンブルク市による妨害——同裁判所に所属する聖俗の貴 族・人民をローテンブルク・ラント裁判所に帰属させること――を排除せ んとする。第二は、このローテンブルク・ラント裁判所である。元来同裁 判所はフランケンにおける国王宮廷裁判所として国王がローテンブルク・ ラントフォークトに委ねていた。同裁判所は他の特権と共にローテンブル ク市に与えられ、市は14世紀中葉にはフランケン全域に管轄権を主張する。 同市は当裁判所を「これまで長くラント裁判所と呼んできた(etwielange evn lantgerichte genanto haben)。」これにたいして司教は同裁判所をロー テンブルク所在のツェント(ラント裁判所)と位置づけ(von der zente wegen von Rotinburg) る。ローテンブルク市は聖界管区の点からいえば ヴュルツブルク司教区に属しているため、同裁判所といえども司教の目か ら見れば、フランケンにおいて彼が所有する諸々のラント裁判所の一つに すぎない。司教はローテンブルク・ラント裁判所を司教領国の一裁判所と 看做そうとする。これは〈フランケン領邦国家〉を形成せんとする司教に とって枢要な政策の一つであった。とくに1349年ヴュルツブルク司教が当 裁判所を質物として国王から取得して以来、同裁判所の地位を領邦の一ツェ ント裁判所へと押し下げんとする。これにたいし、ローテンブルク市はラ ント裁判所の帝国直属性をてこにして、司教および司教座のラント裁判所 に所属する聖俗の貴族・人民にたいしても管轄権を主張する。

これら二種のラント裁判所に関わる紛争については、1389年5月9日 (バンベルク) にマインツ大司教およびバンベルク司教が仲裁に入った。第一の裁判所の問題については、ローテンブルク市は妨害してはならぬ。第二の裁判所に関しては、ツェント裁判所に所属する村村や土地保有民 (wer darane gehoret von dorffern vnd armen luten) はツェント裁判に服すべき事項については (in solichen sachen die vff die zente gehorent) ツェント裁判所に赴くべし (すなわち、ローテンブルク・ラント裁判所は権限をもつことなし) というものである。

しかし、聖界諸侯が肝煎りとなりヴュルツブルク司教の主張に添ったこの仲裁裁定に、ローテンブルク市は同意しない。2通の文書(同年6月12日および10月21日)を発行して世に広く訴える。仲裁裁定の場に派遣されていた市参事会員2名の与かり知らぬうちに決定がなされた。そうした裁定には責任を負うわけにはいかぬと。この間10月12日以前と10月12日(Bürglitz [チェコ])との2度にわたり、ヴェンツェル王はベーメンにあってラント裁判権の問題について司教に宛てて文書を発給した。それらの中で国王は司教のローテンブルク市にたいする侵害行為を責め、近くニュルンベルクやヴァイデンを訪問するときに両者を呼び問題(sachen)について訊問させるつもりだと語る。司教側が都市に加えた損害は賠償されねばならぬとも述べる。紛争は国王をも巻き込み色々の局面を見せている。

ローテンブルク・ラント裁判所の帰属問題は、フランケン国制史研究に おいて古来取り上げられてきた重要なテーマの一つである。従ってこの場 では、これ以上立ち入ることは差し控えたい。

(2) このようにラント裁判権といった領域権力の形成に関わる大きな紛争もあったが、通常は紛争はもっと小規模な、もっと日常的な案件をめぐって起きていた。それは、土地(自由地、世襲地、保有地、封地)、人(自由人、保有民、体撲)、物(城とか、馬)および権利(城の買戻しの権利とか)をめぐる争いが主たるものであった。ここで、先述(本節2の[4])したホーエンローエのクラフトおよびゴットフリートと、ローテンブルク市との争いの事例を見てみよう。そこに、仲裁委員会のあつかうべき紛争の種類に関してこう述べられている。「世襲地については、および自由地についてはこのかぎりではない(awzgenomen umb erbe und umb aygen)。」すなわち、これらの土地をめぐる争いは「[正規の] 裁判所で審理がなされるべきである(daz sol man ie berechten)。」ただし、こう続ける。「当事者の同意によって友愛をもって和解をなし得るのでないときは(ez wer dann, daz man ez frewntlichen verrichten moht mit unser beyder willen und wort)。」本来ラント裁判所に属する、土地をめぐる事件といえ

ども当事者が合意すれば、まずもって仲裁委員会における審議の対象にな り得る。要するに、ほとんどの事件は審議に付され得る。

さらに土地をめぐる争いは、ローテンブルク市との和解について同じく ホーエンローエのクラフトおよびゴットフリートの側からしたためられた 記録からも知ることができる。1379年7月2日の日付けをもつ当記録によ れば、「土地について (von etzlichen gut wegen)」――これが、世襲地で あれ自由地、封地であれ、フォークタイ地であれ――ホーエンローエの領 主(クラフトおよびゴットフリート)とローテンブルク市とのあいだで起 きている争いをめぐっては(umb sölch brüch und stöz) 3 人委員会が設 けられ和解が図られるべきである。委員には、ホーエンローエ側、ローテ ンブルク市をそれぞれ代表する者が就き、もう1人はホーエンローエ側に よってローテンブルク市参事会員から選ばれた者が就く。こうした3人目 の選出方法には、合意形成のための或る種の工夫がなされている。 3 人委 員会は係争の土地について、当事者双方から提出される文書や証言によっ て (uff bedsit brief, wort und kuntschaft) 当事者の主張を聴取し、全員一 致によって、もしくは多数決によって当事者の「合意に基づき(mit der minne)」仲裁案 (uzspruch) をまとめるべし、とされる。しかも、さほど 余裕はない――来たる7月25日までに、と。

ところで、当事者の合意によって、来たる7月25日までに仲裁案をまとめるべきことになった委員会員にさっそく3人が選ばれ、7月25日に至らぬうちに仲裁案(uzsprûch und richtng)が作り上げられた模様である。というわけは、同仲裁案を、ホーエンロー工側が7月21日付けの文書でもって受け入れているからである(仲裁案自体の存在は、確認できない)。この文書の中に8点にわたる紛争点が一つひとつ挙げられている。その一つから、エンゲルハルト・シュトゥルッツェル・フォン・ヴォルフスクロイトなる者の身分とその帰属とをめぐってかねてから紛争があったことがわかる。ローテンブルク市の施薬院はこの者を同院の「体僕(eygenschaft)」であると主張していたようだが、ホーエンロー工側は、彼は同院の体僕に

はあらず (dem spital zu Rotenburg ledig und loze Engelhart Strützel von Wolffzgerewt [Wolfskreut]) と証言した。というわけは、エンゲルハルトはホーエンローエの領主の体僕だったからである、と。このホーエンローエ側の主張が委員会で通った。委員会の和解案には、エンゲルハルトがフンクシュタットなる場所において所持する土地の法的地位についても述べられていた。この土地について証言が求められ(in ein kunttschaft gezogen)、その上で和解案が作られていた。すなわち、その土地が封地(lehen)ならば、封建法に従って(alz lehens reht ist)ホーエンローエの領主家がエンゲルハルトに当該土地を貸与すべきである。自由地(eygen)ならば、エンゲルハルトは当該土地に関して権利行使を妨げられることはない、と。

人の帰属をめぐる紛争としては、ウーベルの3兄弟(ヴァイプレヒト、コンラート、クラフト)がヴァルター・フォン・ハインリートとフェーデを戦った一事例にも知られる。この争いは3兄弟がかつて保有していた農民ウルリヒ・シュタットミュラー(現在はローテンブルク市民)をめぐって戦われた。詳細は詳らかでないが、紛争はとくに、ウルリヒが支払うべき貢租、彼に支払われるべき手間賃、彼の有する相続権をめぐって起きていた。フェーデの過程でウルリヒがヴァルターの手によって奪い去られることがあった(人の略奪)。3兄弟は1378年4月23日付けの文書において、ヴァルターとのフェーデは止めることにした、と告げる。

最後に、コンラート・フォン・ホーエンローエ・フォン・ブルーネックが和解させた、ローテンブルクのアーノルトおよびハインツと、アンドレアス・ツォーベルとのフェーデ事件 (vhede) では、馬の所有権が紛争の種になっていた。

(3) 紛争の原因については、以上に留めておきたい。これらが、フェーデ通告の理由となっていたとおもわれるが、その種の記述は通告状には見られなかった。言い換えれば、通告状の上では、紛争はそれが起きた通りのかたちでは再現されることはなかった。では、どのような言葉で再現されていたのか。本稿の対象となっている時期のローテンブルク・フェーデ

通告状にはどのような言葉も見いだされないが、20年近く後の通告状では、次の記述が知られる。1407年7月18日コンラート・エーベ以下6名は、主君たるニュルンベルクのブルクグラーフ、フリードリヒ――コンラートは、この主君の料理人頭(kuchenmeister)であった――を引いて、こう通告する。主君が「貴兄ら(ローテンブルク市長ら)にたいして有する権利と要求とのゆえに(von sulcher Schulde vnd Vorderunge wegen)われらは力の及ぶかぎり(als ferre wir mugen)貴兄らと貴兄らの一党とにたいして主君を助力せんとし、かつ主君が貴兄らに求めるものを、主君が得られるように支援(helffen tzuerfordern)せんとするなり。」

「権利と要求とのゆえに」とあるのが、フェーデ通告の理由として通告状に述べられている言葉である。同様の趣旨で、ブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルク、フリードリヒはローテンブルク市にたいして有する「権利と報復とのゆえに(von solcher schulde vnd widrung)」同市の敵となると述べる。参考までに、先述(本節2の[4])のヒルデスハイム市にたいする通告状にも、こう見える。「余エラスムス・フォン・ベニクゼン(Benxsen)は貴殿らの敵とならん。余が貴殿らに主張している権利のゆえに(umme schulde willen,de ek juw hebbe to seggende)。」ヘルフォルト市へのルーデケ・フォン・ツェルセンと彼の従士(Ludeke van Czersen unde myne knechte)の通告状も、同趣旨にある。「余は、貴殿らに主張していることがらのゆえに(umme dat ik to ju to seghene hebbe)」と。

フェーデ通告の背後にあった具体的な紛争は、こうして通告状では、例 えば「権利と要求とのゆえに」・「権利と報復とのゆえに」といった言葉に 置き換えられて表明されるか、さもなくばほとんど表明されないかのいず れかであった。なぜ通告状では、こうした態様が取られたのであろうか。 この問題は、儀礼の問題に繋がっていく。

#### 4 儀礼の3つの側面

- (1) コミュニケーション----交渉の余地
- (1)以上のように紛争は、或る場所に関係する或る土地・人・物あるいは権利にたいする主張・要求といったように具体的な様相にあったが、通告状の表現の上では、紛争は具体的様相のままに再現されることはなかった。たとえ紛争状況が挙げられているときでも記述法は簡略であった。むしろ抽象的、包括的な記述法(「権利と要求」・「主張していることがら」など)が採られていた。さらに、通告状全体の記述法も既述(第3節1)に示したように、簡明であり定型的形式的なものであった。

ここには、直ぐ想像がつくであろうが、フェーデ通告の有する「儀礼性」 (Ritual)が映し出されている。むしろ、抽象的、包括的な表現で良い、また定型的形式的な表現で差し支えない、という考え方である。以下では、 儀礼性の問題を通して本稿の課題に迫っていきたい。

(2)フェーデ通告は、むしろ、抽象的、包括的な表現、また定型的形式的な表現を取って構わぬわけは、儀礼のもつ意義と関係する。儀礼の一つの意義は、「コミュニケーションの体系」にあり「あいさつ」にある。しかも、日常的な行動としての「あいさつ」にたいして儀礼的行動としての「あいさつ」である。これを特徴づける一つは、「喚起的で顕示的なスタイルをもつ」ことである。他の一つは「繰り返し行なう」ことにある。フェーデ通告は既述ローテンブルク・フェーデ通告状の発行からわかるようにさまざまな人物が繰り返し発しており、全体として言わば壮大な儀礼(儀礼的行動としての「あいさつ」)となっている。これが「喚起的で顕示的なスタイルをもつ」ことに注目したい。「あいさつ」には行動と「ことば」とがあるが、このうち「ことば」が「喚起的で顕示的なスタイルをもつ」とき、これが、通告状に述べられていた短く要をえた簡明な言葉に相当するのではないか。しかも、当時通用の言葉――例えば「不法」・「不法に」・「権利と要求とのゆえに」・「権利と報復とのゆえに」といった――が

使われる。言い換えれば、「慣用句」風に述べられる。さらに、行動が「喚起的で顕示的なスタイルをもつ」のは、通告状の送達方法にあらわれてはいないか。通告状は、特定の紙片に書き上げられ、図画に描かれていたように(第2節)、特定の動作・方法でもって相手に送達される。

## (2)フェーデ通告の「沈静効果」

(1) コミュニケーションの問題と関係することだが、フェーデ通告状の送達によって即刻戦いが起こるのではない。通告は敵対関係に入るとの態度表明であり、これによって戦いをしかけるぞ、しかける用意ができているぞとの威嚇である。これは、繰り返し発せられる意味で〈儀礼的威嚇〉である。威嚇の目的は、被通告者を交渉の場に引き出すことにある。すでに交渉を経た後のフェーデ通告であろうとも、再度交渉の場に呼び込むことにある。これは、或る意味で事態の沈静化をもたらす。あたかも、現代の法廷手続きについて次のように述べられているように。「刑事法廷での儀式や取り決めは重要な保護機能をもっている」・「緊張が高まり、一触即発の恐れすらあるようなときでも、刑事法廷における、厳かで、しかし極度に単調、退屈な儀式が、或る沈静効果をもつことがある」・「法廷手続きというのは、紛争の或る状況を、耐えられるものとする」と。

フェーデ通告は、たしかに裁判長や判決発見人の面前における法廷の手続きではない。しかし、一種の手続きであることに変わりはない。しかも、法的手続きであり、後述するように「公然性」という舞台装置の中の手続きである。「法的」というわけは、こうである。通告なくして実行するフェーデは「フェーデまがい」の行為ではあるがフェーデの行為ではないため、通告のない行為は不法の行為と見なされるし、また通告なくして加えた害にたいしては加害者には賠償や補償の義務が生じる、と。フェーデまがいの行為(「不法」)にたいしておこなうフェーデ通告(儀礼的威嚇)の目標は、被通告者を通告者にとって有利な交渉過程(和解と賠償)へと引き込むことにある。

(2) フェーデ通告は、即刻戦いを起こすためのものでは必ずしもない。あるいは、ほとんどそうではない。この点を通告状から読み取ることは難しいが、ただ、それを暗示しているとおもわれる痕跡はなくはない。ハンス・フォン・ボルツハウゼン(Boltzhusen)はヴュルツブルク司教の名を引き(von vnnser herrn wegen von Wirtzburg)ローテンブルク市の敵たらんとフェーデを通告するとき、通告状([56])にこう書いている。「今後は、彼[司教]の平和と敵対との中にあらんとす(wil furbaz in seinem fryd vnd vnfryd sin)」と。

通例の通告文ではあるが、注目したいのは第一に、「今後は(furbaz)」の文言である。これは、通告と共に実際に攻撃が始まるのではないことを暗示している。実際の攻撃が生じるまでのあいだに交渉が起きるか、交渉が再然するかの余地を残していることを、示してはいないか。第二に注目したいのは、上記の通告文(これにかぎられないが)には、「彼[司教]の平和と敵対との中にあらん」とあって「彼の敵対の中にあらん」とは書かれてはいない。「敵対」と「平和」とは、言い換えれば攻撃と交渉とは、つねに相互に移行し得る関係に置かれている。

- (3)以上二点について述べたところと関係して、さらに次の二つに注意を喚起しておきたい。
- (a) 通告前における交渉の存在をおもわせる事例として、既述都市同盟加盟の都市ローテンブルクとディンケルスビュールとがホーエンローエ伯夫人とその息たちにたいし発した通告例がある。ここに、こう見える。「われら[両都市]は、これまで十分時間をかけて寛大にふるまってきた(wir biβhero lange Zeit geschonet haben)が、これは、あなたたち [伯夫人とその息たち] になんらの効果をもたらさなかった(aber uns gegen Ihnen nichts verfangen hat)。」ここからは、フェーデ通告がなされる前に相手方との折衝が繰り返し実施されていた様子が窺える。
- (b) 通告後のことで、上述(第3節3[3])で保留しておいた問題がある。通告はあったもののフェーデの実行となるとこれがなかなか確認

できなかった点である。通告後実際には実行がなかったとなれば、当初から実行の意思がなかったとも考えられる。これはむろん全通告者に該当するわけではないが、一部の通告者にはあてはまろうか。他方実行の意思はあったが実行行為はなかった場合も多かろう。いずれにせよ、ではそれらの場合通告はなんのためだったのであろうか。一つに、通告者は当初からフェーデの実行には関心がなく交渉を主眼としていた(そして通告がこの点で効を奏した)のかもしれない。また通告を「単調、退屈な儀式」と見ていたとも考えられる。もう一つ、こう考えられよう。フェーデの通告者は、第三者が通告者と被通告者とのあいだに立って仲介の肝煎り役を果たしてくれることを期待して通告に及んだのではないか。第三者とは、通告者の主君、同輩、臣下、親族友人などである。そしてこの問題は本稿の問題関心と関係する。第三者が仲介の肝煎り役を名乗って出て(これによって通告に合流することもあろう)〈紛争に参加する〉ことで平和形成が果たされる、と。次に挙げる儀礼の第三の側面は、この点に関係する。

## (3)現状の変革----公然性の拡大浸透

(1) ところで、通告状に述べられていた「ことば」は以上のように「慣用句」ではあったが、これについて青木保は或る研究者の名を挙げつつ、こう書いていた。「フィガネンは、リンバ人の日常の慣用的表現であるあいさつや感謝や別れのことばが、一見ありふれたの慣用句に見えながら、その実、現実に何かを行なうこと、人びとが社会生活において重要だと考えている何かを行なっていることであることを示した」と。これは、行動によってであれ言葉によってであれ行為に現実に参加している者の立場を重視する見地からの発言である。吉田禎吾の述べるところを引けば、儀礼は「ある状況を解決し、変え、あるいは示すために行なわれる」と。儀礼を通して「現実に何かを行なうこと、人びとが社会生活において重要だと考えている何かを行なっている」のである。ある意味において、これは現状の変革を意味する。

(2)では、儀礼のもつ変革の側面は、本稿の問題関心とはどのように関わるのであろうか。儀礼は、紛争のありかたを変えるために使われる。通告状が抽象的、包括的な表現、また定型的形式的な表現をとっていることはフェーデの通告に参加し易くさせる。このことは、どのような効果を生むのであろうか。紛争がより高度に公然性を帯びることになり、これによって紛争が見え易くなる。この意味で、紛争のありかたが変わる。

この点について、少し敷延したい。一枚の通告状には、既述のように比較的数多くの通告者が名を連ねていた。このような状況において、通告者のひとり一人が、例えばヴュルツブルク司教とローテンブルク市とのあいだの紛争の内実をこと細かに知っていたとは到底おもえない。多数の通告者の中には、もちろん紛争の顛末のおおよそのところは見聞していた者がいたであろう。しかし、おそらく通告者のほとんどは当面紛争の種になっている事情には不案内であろう。むしろ、通告者は、たんにヴュルツブルク司教ゆかりの騎士・従士・従者といった繋がりのゆえにフェーデ通告に参加している。あるいは、この他に、過去にローテンブルク市とのあいだで起きたいきさつのゆえに通告に加わる。この場合、同市とのあいだでこく最近に起きたいきさつや紛争のゆえにフェーデ通告に及ぶことがあるのみならず、往時ローテンブルク市民から損害を被ったことがあるとしてこれを口実に通告に及ぶこともある。この場合には、当該通告者の念頭に過去のいろいろな事情の一切合財が浮かんできている。通告にあたってそれらが彼の思念の上であらいざらいぶちまけられる。

こうした状況のなかで、通告状に紛争の中味を具体的に記述するのは、 却って、フェーデの通告に利害関係者が参加しようとする上で参加しにく くする。通告状が縷々述べれば述べるほど、被通告者にも言い分があるこ とがわかってくる。こうなってくると、フェーデ通告に参加せんと構えて いる利害関係者の気を挫き、これによって通告への参加を困難にする。利 害関係者が参加し易くなるには、フェーデ通告状が抽象的、包括的な表現、 また定型的形式的な表現を採っておくに如くはない。このことは、通告状 において名を引かれているヴュルツブルク司教側にとっても、好都合である。できるだけ数多くの通告参加者を得るのは、司教の勢威に繋がる。また司教の言い分には理由があるのではないかということになって彼の言い分を通し易くする。通告状に通告者名が単調で退屈だがいちいち列挙されるのは、こうした意味で、現実的な力関係を作り上げ、しかもこの関係を通告者と被通告者とに目に見えるようにする働きがある。

(3) 通告状に基づくフェーデの通告はフェーデを公然化する。そして公然化は当時において、フェーデ通告の、延いてはフェーデそのものの正当化にとって必要な行為であった。他方で、フェーデの通告はフェーデの公然化によって平和形成に寄与する。しかも、以上のような記述方式をとることで人々がフェーデ通告に参加し易くなり、このことで、紛争(フェーデ)全体がよりいっそう公然性を帯びることになる。紛争の公然性――言い換えれば、紛争が目に見えること、しかも地域における比較的広範囲の利害関係者にとって可視的な状況にあること――が、紛争当事者およびフェーデ通告者(利害関係者)が居住する地域の平和を形成する。

〈地域における比較的広範囲の利害関係者にとって可視的な状況〉について一言述べたい。この状況を確かめるには、トポグラーフィッシュな仕事の必要がある。フェーデ通告に参加した者たち個々の居住地(locus)を明らかにすることである。例えば1388年7月27日ヴュルツブルク司教の名を引いてフェーデ通告([10])に加わった総勢51名もの人々のそれぞれの居住地は、地勢上いったいどの場所にあるのだろうか。すなわち "Heinrich von Bockedrauwe", "Fridrich von Eyssersteten", "Hans von Witzleyben", "Ludwig von Meldingen", "Ditherich von Grussen", "Hans von Lichtenberg", "Erhard von Oberquitz", "Kilian von Musebach", "Hans von Munster", "Hans von Munster", "Gunther von Mutensheim", "Ditze von Berlstete", "Hans von Zelle" 等々として掲げられている人々――シュヴァルツブルク(Swartzpurg)のグラーフ、ヨハンとギュンターの騎士、従士たち――の居住地である。果たして、地域的にま

とまった広がりが確認できるのであろうか。無論たいへん細かで労苦のか かる作業となろうが、重要な仕事である。

(4) じつは、このようなことを考えさせてくれたのは、他ならぬ、カール四世の『金印勅書』第17章「フェーデ通告について」)(本節2 [3])にあった言葉である。通告者が「家宅をもたぬ場所で、あるいは、そこに[相手と] 共同して居住せぬ場所で(in locis, ubi domicilia non obtinent aut ea communiter non inhabitant)、相手にたいし、不時にフェーデを通告する」者は名誉を失うべし、と。まさにここに、フェーデ通告の公然たるべきことが、見事に表明されている。しかも、家の所在地、人の居住地を媒介として。同章後段にはいみじくも、こう見える。「相手[被通告者]が住み慣れている場所で(in loco, quo habitare consuevit)公然と通告をする(publice fuerit intimata)」のでなければ、正規のフェーデ通告たりえないと。さらに注目すべきは、上の「[相手と] 共同して(communiter)居住」する場所において通告すべし、との命題である。通告者と被通告者とは、居住地を通して相互に目に見える敵対者たるべきことが求められている。

なおこの点に関して一言すれば、同じくフェーデ実行の3日間前の通告を定めた1235年マインツの平和令には、通告は「昼間に」なすべし(第6条)とある(公然性の要請)。しかし、上記のように「住み慣れている場所」とか「居住」する場所においてなすべし、とまでは述べられていない。『金印勅書』は、一世紀に及ぶ在地形成の進展のひとつを示しているのであろうか。

(5) 一歩進めていえば、相互に目に見える敵対者となることで、ここには、双方に交渉と和解との可能性が期待されてはいないか。この点に関しては、上述の事例――1451年4月11日エアフルト市参事会がグラーフ、ヘンネベルク領主家にたいし従兄弟ハインリヒの件で質問状を発した――が参照される。質問状の前段は、上述の通りこれまでの経緯を述べる。ハインリヒはエアフルト市を襲撃し損害を加えたが、これは都市が「彼[の行為]についてまったく予期し得なかったうちに」起きた。「彼が訴えを

起こしたとか、要求を掲げたとかをこれまで全然耳にしてこなかった」からである。このように語る市参事会には、次のような考えがあった。たしかにハインリヒとは(事実上の)敵対関係にはあるが、このことは彼との交渉、また訴訟による解決を妨げるものではない。余裕をもっていたのに、いきなり襲撃を被った。一旦こうした経験をしたからには、今後に備えなければならないと。そこで質問状の後段でエアフルト市は、ヘンネベルク領主家当主に質問し、回答を求める。

都市側の質問は、いささか奇妙なものである。ハインリヒとヘンネベル ク領主家とによる、フェーデの、今後の言わば〈予定〉を教えてくれない か (das ir vns schribe vnde zuuerstehne gebe wullet)、というものである。 しかも、ヘンネベルク家の恩恵に縋って鄭重に懇請するといった(Hirvmen so Beten wir uwer gnade mit ganczen vlisse) 恭順ぶりである。いわく、 ハインリヒがおこなったことは忘れることができない、これについて彼か ら賠償(wandel)を求めたいし、また彼を捜し出すため「貴殿らの国中を 探索し (durch uwer land suche)」たいが、いかがであろうか。「貴殿らは、 それに関して、われらにたいして (gein vns vnde den vnsern)、どのよう にふるまおうとしているのか。」また「われらは、「今後はヘンネベルク領 主家の] なんぴと [の攻撃] を念頭に置くとよいのか (wes wir zcu uch vorsehe soldin)。」こうしたいささか異例なことを、フェーデの相手に尋 ねざるをえなかった背景にあるのは、エアフルト市にとって、相手の存在 が目に見えにくくなっていたことである。目に見えにくかったからこそ、 交渉であれ裁判であれ今後これに頼り得る見込みが薄い。結局都市側も、 襲撃には襲撃で応えざるをえない、との考えにたどり着いたようである。

エアフルト市の質問状は、この意味では、都市側からの実質上のフェーデ通告状である。このエアフルト市、ヘンネベルクのグラーフ家の事例にたいし、ローテンブルク・フェーデ通告においては、敵対関係の相手方が、(居住地を通して)目に見える存在たるべきものとなっている。これをローテンブルク市にたいする上記の通告事例(1388年7月27日)で示せば、な

ぜ "Heinrich von Bockedrauwe"以下の者は、たんにシュヴァルツブルクのグラーフ、ヨハンとギュンターの〈騎士、従士ら〉といったように匿名化されずに、一人ひとりの名が通告状に克明に書き込まれていたのか。その理由は、敵対者一人ひとりの可視性(いわゆる「顔の見える」存在)、公然性が求められていたことにあるのであろう。

# 5 「損害」の衝撃から学ぶ

(1) 当事者を紛争に参加させ易くすることは、紛争の公然化と並んで、平和形成にとってもう一つ別の意義をもつ。そしてこれは、通告が儀礼であることによってコミュニケーションの体系として使われる点に繋がってくる。すなわち、通告は、戦いをしかけるぞ、といった儀礼的威嚇を意味していた。この威嚇によって、被通告者はフェーデが実行されたときにもたらされる少なからぬ「損害 (schaden)」([51]) に関する記憶を改めて呼び覚まされることになる。この記憶は、実際上の見聞によって、もしくは父祖からの申し伝えによって被通告者の脳裏に蓄積されてきている。もちろん、被通告者の脳裏だけではない。通告者自身のそれにも蓄積されている。というわけは、フェーデ実行によって、通告者自身も被通告者からの反撃によって損害を被り得るからである。

いずれにせよ、損害の記憶はフェーデの当事者に、機会機会に掘り起こされる。このような状況にあるとき、既述のように通告者が多数に及べば及ぶほど、被通告者は戦いにうかとは応じられない。通告者が多数に及ぶことは、被通告者を再度交渉の場に引き出し、和解を準備させることに結びついてくる。ここにも、平和形成の端緒がある。

以上によって、フェーデ通告状から知られる通告のありようを儀礼性の 観点から見たときに、考えられる一端を披瀝した。フェーデ通告の現象か らは、平和形成の様相が窺える。もちろん、このような平和形成の観念を 当時の利害関係者が現実に抱いていたのかについては、直接の証拠は提示 できない。とはいえ、利害関係者には平和形成の意思が働いている事情は、 次のような諸規定や諸活動の記録から窺えないであろうか。例えば、(i) ラント平和裁判所の設置とその活動に関して諸ラント平和令が繰り返し語る諸規定であり、(ii) これに基づいて設置されたラント平和裁判所長官と委員たちとによる――紛争当事者自身の和解への意思を尊重しておこなう――活動の記録である。また(iii) 紛争当事者自身の合意によって設けられた仲裁委員会の活動記録であり、(iv) この活動の成果として提出される仲裁案に関して双方の当事者からしたためられた同意の記録である。

(2) 平和形成の意思は、「損害」から受ける衝撃に学んだ効果からもきている。損害から紛争当事者が学ぶ姿勢には切実なものがあり、現実感(言わば皮膚感覚)がある。フェーデの実行からいやおうなく生じる損害はできるかぎり回避したいからである。損害に反撥するとか、また損害をいかにして避けるかとかがいかに当時の人々の念頭を支配していたかについては、さまざまな文書に証言が発見できる。

これについては、この場では深く立ち入ることはできないが一、二事例を示しておきたい。一つは、ウァフェーデ誓約証書に見いだされる事例である。1377年7月18日ヴァイヘルス(Weihers)のギーゼ、ペーター父子は、彼らの主君ヘンネベルクのグラーフに誓約する。ペーターはフェーデの過程で捕らえられるという災難に遇ったが、彼が被ったこの捕囚のゆえに(vmme daz gefengnisze)、また損害のゆえに(vmme den schaden)ヘンネベルクの主君にたいしてであれ「このフェーデに関わった(myt dem kryge begryffin syn)」なんぴとにたいしてであれ、父子は「悪く取ることはせぬ(nichts vordencke woln)」と。通例ウァフェーデの誓約は、捕囚に遇ったことにたいして復讐はせぬと誓うのだが、ここでは捕囚に加えフェーデで被った「損害」についても報復は放棄すると誓われる。フェーデによる損害の衝撃が抜き難く父子の思いを占めていた。

もう一つは、グラーフ、ベルトホルト・フォン・ヘンネベルクがしたためた1380年12月31日付けの証書がある。これは、ヴュルツブルク司教ゲルハルトからベルトホルトに支払われた200グルテンについて、これを受け

取った旨をベルトホルトが書き記した記録である。当時ゲルハルトは隣邦のマインツ大司教とフェーデを戦って(in dem krige)いたが、そのさいベルトホルトとその廷員たち(hofgesinde)とは主君ゲルハルトに奉仕し、フェーデの相手側から攻撃を受け、損害を被った。200グルテンはこの奉仕のゆえに(von des dinstes wegen)、かつ被った損害にゆえに(von des schaden wegen)、ベルトホルトに支払われた。ここには、フェーデがもたらす「損害」の衝撃が強く意識されているといえる。

(3) フェーデからくる損失の衝撃のすさまじさは、無論1380年当時の人々のみならず、はるか以前の人々にも去来していた。一例に、すでに136年も以前こうした衝撃は教皇インノセント四世の耳にまで届くことがあった。1244年1月22日教皇は勅書を発給し、ブランデンブルク司教区のすべての聖職者たちに(universitatem vestram)同司教区の苦境状況について注意を釘づけ助力の手を差しのべさせんとした。そこにいわく、これまで年間500マルク銀(annuatim quingentas marcas argenti valere consueverant)あった司教区の収入が「今やさまざまの戦いの災いによって(nunc propter querrarum discrimina)」毎年ほとんど40マルク銀にも満たなくなった(quadraginta marcarum valentiam annis singulis vix excedunt)と。司教区の収入は、通例の10分の1にも及ばなくなっていた。

もちろん、ほんとうの被害者は、身柄にたいしてであれ財産にたいしてであれ、略奪、放火、殺害に曝された人民、とりわけて農民たちであった。この現実は、つねに銘記しておかなくてはならないであろう。ともあれ、ときの教皇すらも発行せざるをえなかったこの文書は、ブランデンブルク司教区の諸聖職者を通しておそらくは、司教区の領主貴族、騎士および農民、市民の知るところとなったであろう。こうしてフェーデのもたらす損害の衝撃は、個々人および人々の集団に広がっていき、その記憶が蓄積されていったものとおもわれる。

## おわりに

以上、1388年のローテンブルク・フェーデ通告状を中心に通告状を考察 し、この考察を手がかりに紛争を媒介とした平和形成のありかたを考えて きた。そこで、とくに平和形成のありかたの問題を中心に考察の筋道をた どるならば、以下のごとくになろう。

- (1) フェーデは権利の主張をめぐる当事者間の敵対関係である。当事者は敵対関係を築くことによって権利を実現せんとする。フェーデ通告によって初めて、フェーデまがいの行為は、正真正銘フェーデの実行行為となる。この考え方は、中世後期フランケンにほぼ浸透していた。
- (2) フェーデ通告の意義の中心に位置していたのは、通告者の「名誉の保持」である。通告者は名誉の保持を宣告することで、フェーデの実行に伴って相手方が被る害について賠償の責めを免れることを告知する。他方しかし、ここで注意すべきは、相手方の行動である。名誉の保持を宣告しフェーデを実行する者によるフェーデ実行を受けて立つ側、すなわち相手方もフェーデを防御する。しかしこのことで実行者が被る害を補償する責めを、同じく免れる。というわけは防御は、相手方(被通告者)にとってはあたりまえの行為であり、しかもこのときフェーデ実行者を攻撃する事態になることが少なくなかろう。なお相手方自身も、不法の攻撃のそしりを受けないために念のためフェーデ通告をおこなうことがあろう。
- (3) フェーデは、たしかに紛争そのものの一つの方法であったが、と 共に紛争解決の一方法でもあった。これら両者が、フェーデにおいて別ち 難く結びついていた。というわけは、フェーデの当事者双方が賠償もしく は補償の責めを免れるということは、継続的かつ無制約なフェーデの実行 と相手方によるその反撥とを意味あるものにさせなくする。当事者双方に、 中間的時点であれ終局的時点であれ、交渉(言い換えれば、持続的な討論)

の実施と合意の形成 (とりわけ仲裁による) とを余儀なくさせる。

- (4) 交渉の実施と合意の形成とは、当事者による学習を意味する。「学習の過程」に強く働いていたのは、フェーデに由来する「損害」の深刻さである。損害の深刻さについては、当事者たち自身の時代に、もしくは父祖の時代から積み重ねられてきた「記憶」(現実的な皮膚感覚)があった。この記憶こそが、フェーデの継続的、かつ無制約な実行を回避させるのに作用し得る。他方でフェーデは小規模な形態をとって頻繁に繰り返される。この現実に直面するとき損害の記憶が必ずしも効果的に働らかなかったことも否めない。制度すなわち裁判制度が当事者の視界に入って来ざるを得ない。紛争を裁判(訴訟)のルールに載せることである。現にローテンブルク市は頻りに、このことに注意を喚起する。
- (5) フェーデが紛争であり紛争の解決であると見る当時の見方によれば、紛争が起こること、あるいは紛争を起こすこと自体が、平和形成の契機となっていた。「平和」は、紛争において相手方当事者を力ずくで排除することでなりたつものでは、もちろんない。地域における交渉の持続的実施と、合意の形成との余地を残す学習の過程として形成される。
- (6) 平和形成とは、紛争がより高度に公然性を帯びるに至ること、換言すれば、紛争に、当事者(利害関係者)が直接に、かつ広範囲に参加することである。これによって広範囲の者に「紛争が見える」ことが「平和形成」に繋がる。一個のフェーデ通告状に、折り重なって名を連ねた者たち、また独行して次から次へとフェーデ通告状を発した者たちは、紛争にみずから参加し、紛争のいっそうの公然化に寄与した。フェーデ通告に多数が参加するということは、被通告者――ローテンブルク市――側の行動を抑制すると共に、フェーデ通告に儀礼化の様相を帯びさせ、これが通告者側にたいしてもフェーデ実行の沈静化に働いた。

さて、以上たどってきた考察の個々の筋道がすべて、本稿におけるロー テンブルク・フェーデ通告状の考察によって実証できたというわけではな い。ただ少なくとも、フェーデ通告状は、そうした筋道を立てるのに寄与 し得るだけの膨らみをもった現象だということはできる。今後は、とりわけ、本稿でも示唆しておいたがラント平和裁判所の持続した活動をその記録に基づいて跡づけることによっても、上述の筋道を立証していきたい。

最後に、本稿「はじめに」で平和の形成とは、紛争に密接な関係を持つ「当事者およびその周囲のほとんどが当該紛争に参加する可能性」にあると述べた。この可能性が奪われている状態がいわゆる「紛争の専門化」である。じつは、こうした問題に目を開かせてくれたのはノルウェーの犯罪学者ニルス・クリスティの論稿「財産としての紛争(Conflicts as Property)」である。彼は、高度産業社会においては「紛争は少なすぎる(too little)」と指摘した。これは「紛争が奪われて(taken away)いる」ことである。言い換えれば、専門家(弁護士等)が当事者の手から紛争を剥奪していることである。このことは、彼によれば、社会にとってさまざまな意味で損失である。その一つにこうある。「国の法がなにを表明しているのかということについて、持続的な討論をおこなう機会が喪われる。」

他方、中世後期の時代はもちろん、専門家が紛争を奪うといった時代でない。紛争は他ならぬ直接の当事者とその関係者との手に、もしかすると、ほとんど関係のない者の手にすらも留まっている。こうした者らは、専門家として訓練を受けていない。これはなにを意味するのか。クリスティ風にいえば、専門家とは違って当事者は同じ意見を持つように訓練を受けていない、同じ意見をもつべく強制されてはいない。言い換えれば、当事者たちはさまざまな意見をもち得るのである。そのため、紛争とその解決とにあたって彼らは「持続的な討論」をおこなうのを余儀なくさせられ、討論の機会を繰り返しもたざるをえない。本稿の問題関心からいえば、持続的な討論こそが平和の形成となる。討論に紛争そのものが用いられ、この意味で平和形成に寄与する。しかも、「伝統的法」に基づいた寄与である。しかし、時代は動く。学識者の登場である。この点を、或る事例で示してみよう。1475年4月フランケンのランデスへルでグラーフ、アルブレヒ

ト(二世)・フォン・ホーエンローエは、帝国騎士で彼の封臣ジーモン・

フォン・シュテッテン (Simon von Stetten) にたいしフェーデを敢行、当時ジーモンが所有して――對としてでなく――いた小城ティーアベルクからその住人を追い払う事件が起きた。その後長きに及ぶこの紛争は1495年9月マインツ大司教ベルトホルトの下で一応の決着をみたが、紛争の種は遠く1387年に蒔かれていた。この年2月、ウルリヒ・フォン・ホーエンローエ(同家がグラーフ身分となるのは1450年) は、封臣シュテッテン家のテュルヒ(一世)とジグムントに、ホーエンローエ家所有のティーアベルク城を売却した。その後ホーエンローエの兄弟間に内紛が起きて、この売買契約はヴュルツブルク司教法廷で無効が宣告され、1404年5月25日改めて両家間で売買契約が結ばれた。この契約において、売主ホーエンローエ家は買戻し権を留保し、関係の条項が証書に書き加えられた。1474年12月21日上記アルブレヒト(二世)は同城の買戻しの実行をシュテッテン家に告知し、翌年2月20日シュテッテン側がこれに応じた。

いよいよ3月7日が城明け渡しの日となり、これがシュヴェービッシュ・ハル市でおこなわれる。3月7日シュテッテン側からは当主ジーモンが参着する。ホーエンローエ側は、売買代金をもたせた2名の同家評議官 (hohenlohische Räte) を送り込んだ。評議官は1404年の契約証書に謳う買戻し条項を盾に取って城の即時の引き渡しを強く迫った。これにたいし、シュテッテン家は70年にわたり代々城を所有してきたことから父祖伝来の城と看做し、引き渡しを渋った。契約証書にある買戻し条項に従うよりは、「父祖の法」(伝統的法) に基づいて城を無事に公然所有してきたことに重きを置く。結局折り合いが着かず、これがホーエンローエ側による上述のごとくフェーデ敢行(1475年4月)のきっかけに繋がっていく。

引き渡し協議の場に派遣された評議官ボックスベルク(Boxberg)とヴュルフェル(Würffel)とはローマ法に通じた者とされる。「専門家」の登場となるはずだった。しかし、事態は単純ではなかった。なぜ、ホーエンローエ家はこうした学識評議官に事件を法廷——例えば、ヴュルツブルク司教法廷——に持ち込ませずに、フェーデに打って出る途を選んだのか。しか

も、事前のフェーデ通告はなくフェーデまがいの行為としてである。時代 は依然として、過渡期の様相にあった。

注

- (1) 15世紀フランケンにおける諸勢力の分布を示す歴史地図として Spindler, Max (Hg.), Bayerischer Geschichtsatlas, München 1969, 25 (Franken um 1500) を参照。
- (2) 原文は1397年9月20日のラント平和協約 (バンベルク、アイヒシュテット の各司教、ライン宮中伯 [バイエルン大公]、ニュルンベルクのブルクグラー フ、ロイテンベルク [テューリンゲン] のラントグラーフ、およびニュルン ベルク、ローテンブルク、ヴィンズハイム、ヴァイセンブルク、シュヴァイ ンフルトの各帝国都市間の協約) にある言葉。後注 (27) 参照。
- (3) cf.Heinig, P.-J., Soester Fehde, in: Lexikon des Mittelalters, 7, 1995, col.2023.
- (4) 近時のフェーデ事例研究 Bechstein, Eberhard, Die Tierberger Fehde zwischen den Grafen von Hohenlohe und den Herren von Stetten (1475 bis 1495). Ein Streit zwischen Rittern, Grafen, Fürsten und dem Kaiser am Vorabend der Reichsreform, Köln/Weimar/Wien 2004, S.XI におけるヴィロヴァイト Willoweit, Dieter の発言を参照。
- (5) Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, bearb. v. Weizsäcker, Julius, Göttingen, Bd.1, 2. Aufl., 1956, nr.205.cf. Quellen zur Geschichte der fränkischbayerischen Landfriedensorganization im Spätmittelalter, bearb.v.Pfeiffer, Gerhard, München 1975, nr.135.
- (6) Vischer, Wilhelm, Geschichte des schwäbischen Städtebundes der Jahre 1376–1389, in: Forschungen zur deutschen Geschichte, 2, 1862, 51; Engel, Josef, Grosser Historischer Weltatlas, II. Teil: Mittelalter, München 1970, 112 c (Der Nürnberger Herrenbund 1383).
- (6a) 廣田尚久『紛争解決学 [新版増補]』(信山社・2006) には、この観点からのまとまった叙述がないのが残念である。ただ、「現実の争いを現実に解決

- しようとするのであれば、訴訟よりもはるかに広い視野に立たなければならない」(431頁)との発言は、紛争とその解決を考えるのに示唆となる。
- (6b) 例えば、次の発言を参照されたい。「法的平和の恢復は、第一次的には、 高権的手段で犯罪法を貫徹するのではなく、行為者に「提供される」社会的・ 建設的手段を用いた社会的撹乱の調整によって内的に社会的平和が作り出さ れることで実現されるべき」である(吉田敏雄『法的平和の恢復 応報・威 嚇刑法から修復的正義指向の犯罪法へ』[成文堂・2005] 379頁)。ここでも、 平和を「恢復」する、とはなにかは示されていない。「平和の形成」とほと んど同義で用いられている。
- (6c) 山内進「暴力とその規制 西洋文明」山内進他編『暴力 比較文明史的考察』(東京大学出版会・2005) はヨーロッパ中世初期から盛期について「和解と平和形成」について述べているが、ここで「平和形成」にいかなる意味を込めているのかは、わからない。
- (7) フェーデの通告・通告状について概要は、さしあたって Kaufmann, E., Widersagung, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, Bd.I, Berlin 1964-71, col. 1349-1351; Deutsches Wörterbuch von Grimm, Jacob/Grimm, Wilhelm, 1, München [dtv] 1984, col.92 (Absage, Absagebrief) を参照。
- (8) Justiz in alter Zeit.Bd.VI der Schriftenreihe des mittelalterlichen Kriminalmuseums Rothenburg ob der Tauber,Rothenburg 1984, 155.
- (9) Die Regesten der Erzbischöfe von Köln im Mittelalter, 9, bearb.v. Andernach, Nobert, Düsseldorf 1983, nr.1591, 1845.
- (10) Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde, Bd. 2: Städte-und Landfriedensbündnisse von 1347 bis 1380, 2. Teil, bearb. v. Ruser, Konrad, Göttingen 1988, nr.1274~1284.
- (11) Orth, Elsbet, Die Fehden der Reichsstadt Frankfurt am Main im Spätmittelalter, Wiesbaden 1973, 35-51.
- (12) Vogel, Thomas, Fehderecht und Fehdepraxis im Spätmittelalter am Beispiel der Reichsstadt Nürnberg (1404-1438), Frankfurt (M) u.a.1998, 177-192.

- (13) Rösener, Werner, Fehdebrief und Fehdewesen. Formen der Kommunikation beim Adel im späteren Mittelalter, in: Kommunikation und Korrespondenzwesen im Mittelalter und in der Renaissance, hrsg. v. Heimann, Heinz-Dieter u. a., Paderborn u. a. 1998, 91-101.
- (14) ヴェストファーレンの事例とは Klocke, Fr.v., Beiträge zur Geschichte von Faustrecht und Fehdewesen in Westfalen, in: Westfälische Zeitschrift, 94, 1938, 36-46, 48-50, 52-53 の領主貴族間フェーデにおける通告状文書例である。
- (15) 小倉欣一 『ドイツ中世都市の自由と平和』(勁草書房・2007)103頁以下参照。
- (16) Quellen zur Verfassungsgeschichte des römisch-deutschen Reiches im Spätmittelalter (1250 – 1500), ausgewält und übersetzt v. Weinrich, Lorenz, Darmstadt 1983, nr. 90. cf. Pfeiffer (Anm.5) nr.1.
- (17) MG Const. 9, bearb., v. Kühn, Margarete, 3. Lief., Weimar 1977, nr. 606. cf. Pfeiffer (Anm.5) nr. 15; Ruser (Anm. 10) nr. 1234.
- (18) MG Const.9 (Anm.17), 4.Lief., Weimar 1987, 575.cf. Pfeiffer (Anm.5), nr.24; Ruser (Anm.10) nr. 1239.
- (19) Pfeiffer (Anm. 5) nr. 42; Fischer, Ernst, Die Landfriedensverfassung unter Karl IV., Diss. Göttingen, 1883, Beilagen: nr.1, p.105-108.cf.Ruser (Anm.10) nr. 1251.
- (20) Fischer (Anm.19) Beilagen: nr. 2, p.109-116. cf. Pfeiffer (Anm.5) nr.62; Ruser (Anm.10) nr.1255.
- (21) Fischer (Anm. 19) Beilagen:nr.3,116-125.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.73; Urkundenbuch der Reichsstadt Windsheim von 741-1400, bearb.v.Schultheiss, Werner, Würzburg 1963, nr.297.
- (22) Schultheiss (Anm.21) nr.281.cf. Ruser (Anm.10) nr. 814; Schnurrer (Anm.59) nr.1409.
- (23) Weizsäcker (Anm. 5) nr. 121. cf. Pfeiffer (Anm. 5) nr. 118; Ruser (Anm. 10) nr. 1318; Schultheiss (Anm. 21) nr. 347.
- (24) Vigener, Fritz, König Wenzels Rothenburger Landfriede v.28. Mai 1377, in:

Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde, 31, 1906, 660-69.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.110; Ruser (Anm.10) nr.1314; Schultheiss (Anm.21) nr.336.

- (25) Weizsäcker (Anm.5) nr.112, cf. Ruser (Anm.10) nr. 1313.
- (26) Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, bearb. v. Weizsäcker, Julius, Göttingen, Bd.2, 2.Aufl., 1956, nr.72.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.139.
- (27) Weizsäcker (Anm.26) nr.302. cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.361; Schultheiss (Anm.21) nr.674.
- (28) Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, bearb. v. Weizsäcker, Julius, Göttingen, Bd.5, 2.Aufl., 1956, nr.425. cf. Pfeiffer (Anm.5) nr.400.
- (29) Weizsäcker (Anm.28) nr. 426. cf. Pfeiffer (Anm.5) nr.417.
- (30) Deutsche Reichstagsakten unter Kaiser Sigmund, Bd.1 (Deutsche Reichstagsakten Bd.7), bearb.v.Kerler, Dietrich, Göttingen 1956, nr.147.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.693.
- (31) Kerler (Anm.30) nr.150.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.697.
- (32) Pfeiffer (Anm.5) nr.718,
- (33) Deutsche Reichstagsakten unter Kaiser Sigmund, Bd.2 (Deutsche Reichstagsakten 8), bearb.v.Kerler, Dietrich, Göttingen 1956/57, nr.278.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.728.
- (34) Monumenta Zollerana. Urkundenbuch zur Geschichte des Hauses Hohenzollern, hrsg.v.Stillfried, Rudolph Frh.v./Maercker, Traugott, Bd.4, Berlin 1858, nr.391. cf. Pfeiffer (Anm.5) nr.116. なお Pfeiffer (Anm.5) nr.71 (Bamberg 1370 Nov.28) も参照。
- (35) Weizsäcker (Anm.28) nr.423.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.399.
- (36) Weizsäcker (Anm.28) nr.303.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.362; Schultheiss (Anm.21) nr.675.
- (37) Weizsäcker (Anm.28) nr.305.cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.373; Schultheiss (Anm.21) nr.691.
- (38) Pfeiffer (Anm.5) nr.747.
- (39) Schnurrer, Ludwig, König Wenzel und die Reichsstadt Rothenburg, in: Jahrbuch
- 385 Kumamoto Law Review, vol.113, 2008

f.Fränkische Landesforschung, 34/35, 1974/75, 688 (Anm.54). なお、中世ローテンブルク史研究で大きな成果を挙げているのが、周知のように彼シュヌラー (L.Schnurrer) であり、ここで本稿に関係する彼の他の論稿を挙げておきたい。それぞれの論稿については、後述で触れることがあろう。Schnurrer, Ludwig, Rothenburg im schwäbischen Städtebund,in:Esslinger Studien, 15, 1969, 9-48; Schnurrer, Ludwig, Rothenburg und Hochstift Würzburg im Spätmittelalter, in: Würzburger Diozesangeschichtsblätter, 37/38, 1975, 485-509; Schnurrer, Ludwig, Die Reichsstadt Rothenburg im Zeitalter Karls IV.1346-1378, in: Blätter f.deutsche Landesgeschichte, 114, 1978, 563-612.

- (40) Ruser (Anm.10) nr.596.cf.Vischer (Anm.6) 22-24, 129-30 (nr.82). シュヴァーベン都市同盟が元来ラント平和令にたいし独自の存在であった点について Angermeier, Heinz, Königtum und Landfriede im deutschen Spätmittelalter, München 1966, 258 (Anm.425) f.
- (41) Weizsäcker (Anm.5) nr.246.
- (42) 瀬原義生『ドイツ中世都市の歴史的展開』(未来社・1998) 374頁。
- (43) 瀬原前掲書 (前注42) 391頁 (加盟都市一覧表) 参照。また Engel, Josef (Anm.6) 112 b (Der schwäbisch-rheinische Städtebund 1376-1398).
- (44) Monumenta Boica, 44, München 1883, nr.115.
- (45) Monumenta Boica, 44, München 1883, nr.250.
- (46) 1340年ラント平和令以後の平和令の考察は Pfeiffer, Gerhard, Die königlichen Landfriedenseinungen in Franken, in: Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert, II, hrsg.v.Patze, Hans, Sigmaringen 1971, 231 以下を参照。
- (47) Endres, Rudolf, Zur Burgenverfassung in Franken, in: Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts-und verfassungsgeschichtliche Bedeutung, II, hrsg., Patze, Hans, Sigmaringen 1976, 294 ([Anm.5:]) Adelsland Franken ().
- (48) cf.Angermeier (Anm.40) 256, 263 (unrecht Widersagen). やがてシュヴァーベン都市同盟にも、これらの事件が取り込まれ相互支援の対象となる (Angermeier [Anm.40] 279 [die bündische Hilfsverpflichtung])。これら一連の事件名はす

- でにフランケン最初の1340年7月1日平和令 (前注16) に見える。この平和令の模範となったのは1340年6月17日のシュヴァーベン・ラント平和協約 (Vischer [Anm.6] Urkunden,nr.I, p.181-188) であり、ここに "umb raub, prant, nam, umb unrehtz entsagen und umb all untat" とある。
- (49) cf.Pfeiffer, Gerhard, Die bayerisch-fränkische Landfriedenseinung Kaiser Ludwigs vom 1. Juli 1340, in: Festschrift Hermann Heimpel, 2, 1972, 809 (Schlichtungsausschusses).
- (50) Pfeiffer (Anm.5) nr.3 (1341 März 7) und 4.cf.Pfeiffer (Anm.49) 813 (Anm.85).
- (51) Pfeiffer (Anm.5) nr.28 (1354 Febr.5), 30, 33, 35, 37, 38, 39, 40; Ruser (Anm.10) nr.1247, 1248, 1248a, 1248b, 1252-2, 1253, 1254.
- (52) Pfeiffer (Anm.5) nr.43 (1358), 46, 47, 49, 50, 52, 57.
- (53) Pfeiffer (Anm.5) nr.64 (1369 Apr.12), 66, 67, 69,70; Ruser (Anm.9) nr.1260.
- (54) Pfeiffer (Anm.5) nr.74 (1371 März 3), 76, 77, 78, 79, 81, 82, 83, 86; Ruser (Anm.10) nr.1267.
- (55) Pfeiffer (Anm.5) nr.90 (1372 Nov.10), 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100;Ruser (Anm.10) nr.1291, 1294, 1296, 1298, 1302, 1303, 1304, 1305.
- (56) Pfeiffer (Anm.5) nr.89 (1372 vor Sept.23); Ruser (Anm.10) nr.1268. cf. Pfeiffer (Anm.46) 239 (Anm.48), 252 (Anm.124).
- (57) Pfeiffer (Anm.5) nr.76 (1371 Juni 2); Monumenta Castellana.Urkundenbuch zu Geschichte des Fränkischengeschlechtes der Grafen und Herren zu Castell, hrsg.v. Wittmann, P., 1890, nr.384 (1371 Juni 4: Pfeiffer [Anm.5] nr.77); Ruser (Anm.10) nr.1267 (1372 Mai 26).
- (58) cf.Schnurrer, Rothenburg und das Hochstift Würzburg (Anm.39) 500 (Anm.147).
- (59) Die Urkunden der Reichsstadt Rothenburg 1182-1400, bearb. v. Schnurrer, Ludwig, Neustadt/Aisch 1999, nr.2132, 2134-88, 2190, 2192-97, 2202-09, 2211-12, 2214-34.
- (60) Schnurrer (Anm.59) nr.2139 [B 13 fol.59], 2151 [B 10 fol.19], 2155[B 10 fol.21], 2173 [B 10 fol.40], 2177 [B 10 fol.48], 2182 [B 10 fol.47], 2183 [B

- 10 fol.50], 2206 [B 10 fol.67], 2219 [B 10 fol.74].
- (61) [3] fol.3 [nr.2132]. ここで、[3] とは、通告状通覧のため筆者(若曽根)が便宜的に付したもの(以下同じ)。また fol.3 は Stadtarchiv Rothenburg
   (=StA Ro) B 10 fol.3 を指す。nr.2132 は Schnurrer (Anm.59) における要録番号をいう。本文以下、同じ記載法をとる。
- (62) [2] fol.2 [nr.2135] · [10] fol.10 [nr.2136] · [11] fol.11 [nr.2134] · [12] fol.12 [nr.2137]
- (63) [4] fol.4 [nr.2138] · [5] fol.5 [nr.2140] · [6] fol.6 [nr.2141] · [7] fol.7 [nr.2142] · [88] nr.2139
- (64) [9] fol.9 [nr.2144] · [13] fol.13 [nr.2145]
- (65) [14] fol.14 [nr.2148] · [15] fol.15 [nr.2149] · [16] fol.16 [nr.2147] · [17] fol.17 [nr.2146]
- (66) [18] fol.18 [nr.2150] · [22] fol.24 [nr.2152] · [89] nr.2151
- (67) [20] fol.22 [nr.2153]
- (68) [23] fol.25 [nr.2157] · [24] fol.26 [nr.2159] · [25] fol.27 [nr.2158] · [26] fol.28 [nr.2160] · [27] fol.29 [nr.2161] · [28] fol.30 [nr.2162] · [30] fol.32 [nr.2164] · [31] fol.33 [nr.2165] · [32] fol.34 [nr.2166]
- (69) [33] fol.35 [nr.2167] · [34] fol.36 [nr.2170] · [36] fol.38 [nr.2171] · [37] fol.39 [nr.2172] · [38] fol.41 [nr.2174] · [39] fol.42 [nr.2175] · [40] fol.43 [nr.2169] · [41] fol.44 [nr.2176] · [42] fol.45 [nr.2180] · [44] fol.49 [nr.2178] · [45] fol.51 [nr.2179] · [66] fol.75 [nr.2184] · [91] nr.2173 · [92] nr.2177 · [93] nr.2182 · [94] nr.2183
- (70) [47] fol.53 [nr.2185]
- (71) [46] fol.52 [nr.2186] · [49] fol.55 [nr.2187]
- (72) [48] fol.54 [nr.2188] および [50] fol.56 [nr.2189]
- (73) [52] fol.58 [nr.2192] · [53] fol.60 [nr.2193]
- (74) それぞれ [51] fol.57 [nr.2194] / [54] fol.61 [nr.2195] / [59] fol.66 [nr.2196] / [56] fol.63 [nr.2197] / [55] fol.62 [nr.2202] / [62] fol.70 [nr.2203]

- (75) [58] fol.65 [nr.2205]・[95] nr.2206 および [60] fol.68 [nr.2208]・[61] fol.69 [nr.2207]
- (76) [63] fol.71 [nr.2209] / [65] fol.73 [nr.2211] / [64] fol.72 [nr.2212]
- (77) [35] fol.37 [nr.2168] · [71] fol.80 [nr.2214] · [75] fol.84 [nr.2215] · [76] fol.85 [nr.2216] · [77] fol.86 [nr.2217] · [78] fol.87 [nr.2218]
- (78) [1] fol.1[nr.2190]) · [8] fol.8 [nr.2143] · [19] fol.20 [nr.2154] · [21] fol.23 [nr.2156] · [29] fol.31 [nr.2163] · [43] fol.46 [nr.2181] · [57] fol.64 [nr.2204] · [90] nr.2155
- (79) [67] fol.76 [nr.2220] · [68] fol.77 [nr.2221] · [69] fol.78 [nr.2222] · [70] fol.79 [nr.2224] · [72] fol.81 [nr.2225] · [73] fol.82 [nr.2223] · [74] fol.83 [nr.2226] · [79] fol.88 [nr.2227] · [80] fol.89 [nr.2230] · [81] fol.90 [nr.2228] · [82] fol.91 [nr.2229] · [83] fol.92 · [84] fol.93 [nr.2231] · [85] fol.94 [nr.2232] · [86] fol.95 [nr.2233] · [87] fol.96 [nr.2234] · [96] nr.2219
- (80) 早い時期のもので Schnurrer (Anm.59) nr.2920 (1400 Febr.24) を参照。 ここでアルブレヒト・フォン・ホーエンローエは、彼が諸騎士からフェーデ の通告を被っていることについて、ローテンブルク市を非難する。同市がこ れら通告者と手を組んでいる、と。
- (81) Justiz in alter Zeit. Bd. VI der Schriftenreihe des mittelalterlichen Kriminalmuseums Rothenburg ob der Tauber, 1984, 166 (Der Bote des Grafen von Valengin überbringt der Stadt Bern den Fehdebrief [Bilder aus der Spiezer Chronik des Diebold Schilling von 1485: Stadtbibliothek Bern]).
- (82) Fehr, Hans, Das Recht im Bilde (Kunst und Recht 1.Bd.), München und Leipzig 1923, 119-120, III. Tafelteil: nr.152 (Vier Boten mit Fehdebriefen sagen der Stadt St.Gallen Feindschrift an [1490]).
- (83) 以上について、Ruser (Anm.10) nr.742-2 (1379), 1273 (1372).
- (84) それぞれについて、Schnurrer (Anm.59) nr.1924 (1384), Pfeiffer (Anm.5) nr.150 X (p.132 [1393]), Schnurrer (Anm.59) nr.2940 (1400).
- (85) Monumenta Boica, 44, München 1883, nr.153 (1393).
- 381 Kumamoto Law Review, vol.113, 2008

- (86) それぞれについて Schnurrer (Anm.59) nr. 2629 (1396), 2697 (1397).
- (87) Monumenta Boica, 42, München 1874, nr.30 (1353).
- (88) Hennebergisches Urkundenbuch, Teil 3, hrsg.v.Brückner, Georg, Meiningen 1857, nr.48,p.30.
- (89) ここで、参考までに全文を掲げておこう。本稿で通告状全文を挙げること はこれ以外はおこなわない。"Wizcet ir der Rot vnd ir die Burgermeister vnd Burger gemeinlichen arm vnd rich die stat zu Rottenburg daz wir die heir nochgescriben ewr fint wollen sin durch willen vnsers herrn von Wirczburg vnd wollen vns dez gein euch bewart haben mit [namem] ich Eweirhart Schenge von Rosperg Endres von Kungsheim Marckart Herolt Jorge von Westhaussen Heinrich von Markebel Hans Hauffaul Cuncz Schodroff vnd ziehen vns dez in vnsers obgnant hern frid vnd vnfride. Geiben vnder min dez vorgenant Eiwerhart Schengen insigel dez wir die vorgescriben zu dissem mol gebruchen. Geiben vnder mim eigen insigel am dinstag vor sant Jackobs tag in dem aht vnd LXXX jor"
- (90) Ruser (Anm.10) nr.1275. ほとんど同じ表現は nr.1278,1279,1284 (ただ、ここでは (gedienen) の代わりに (dienen) が用いられている) を参照。
- (91) 以上それぞれ、Ruser (Anm.10) nr.1282, 1281 を参照。
- (92) Ruser (Anm.10) nr.1280.
- (93) ヴュルツブルク司教の名を引いた通告者一人の他の事例は [18] [22] [56] [60] [63] [72] [84] [87] [89]。
- (94) すでに本文で挙げたものを含め、ここで一括してヴュルツブルク司教の名を引き合いに出している通告状を挙げれば以下の通り。[1][3][4][5][6][7][8][10][11][12][13][14][15][16][17][18][19][20][21][22][26][32][33][46][47][52][53][54][55][56][57][59][60][61][62][63][68][69][72][73][74][81][83][84][85][86][87][88][89][90]。
- (95) cf.Vogel (Anm.12) 186 (Anm.554).

- (96) Hohenlohisches Urkundenbuch, hrsg.v.Weller, Karl/Beschner, Christian, 3 (1351-1375), Stuttgart 1912, nr.361.
- (97) 小倉前掲書(前注15)97頁(注3)。これにたいし、或る意味の問題提起をおこなうのは Zmora, Hillay, Adelige Ehre und ritterliche Fehde: Franken im Spätmittelalter, in: Schreiner, Klaus/Schwerhoff, Gerd (Hg.), Verletzte Ehre, Köln/Weimar/Wien 1995, 93 (dieses eigenartige Verhältnis).
- (98) Vischer (Anm.6) 135 (nr.116), 146 (nr.191). またとくにローテンブルクについて Schnurrer, Rothenburg und Hochstift Würzbueg (Anm.39) 500 (Anm.147); Ruser (Anm.10) nr.680. 瀬原前掲書 (前注42) 353頁注 (18) 参照。
- (99) この1383年同盟文書は Vischer (Anm.6) 194-200 (Urkunden III) を参照。
- (100) Vischer (Anm.6) 164-65 (nr.290), 165 (nr.294). 瀬原前掲書 (前注42) 399-400頁参照。
- (101) Ruser (Anm.10) nr.724-1.
- (102) Schnurrer (Anm.59) nr.2240.
- (103) Vischer (Anm.6) 154 (nr.238).
- (104) なお瀬原前掲書(前注42) 387頁(同盟の結成は「皇帝による帝国都市の 諸侯への抵当譲渡[Pfandung]を阻止するためであった」)を参照。
- (105) Köbler, Gerhard, Historisches Lexikon der deutschen Länder, München 1988,
   512 (Schweinfurt); Landwehr, Götz, Die Verpfändung der deutschen Reichsstädte
   im Mittelalter, Köln/Graz 1967, 23 (Anm.34), 439 (Anm.67).
- (106) Monumenta Boica, 45, München 1899, nr.342.
- (107) Pfeiffer (Anm.5) p.98-99 (nr.148 A)
- (108) ブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルクの名を引き合いに出した通告 例は、すでに本文で挙げたものを含め以下の通りである。[24] [25] [27] [29] [30] [31] [34] [35] [36] [37] [38] [39] [40] [41] [42] [43] [44] [45] [48] [49] [58] [64] [66] [75] [76] [77] [78] [79] [80] [82] [91] [92] [93] [94] [95] [96]。

- (109) ブルクグラーフ・フォン・ニュルンベルクの名を引いた一人通告の例と して [25] [31] [37] [40] [42] [48] [49] [51] [58] [64] [78] [79] [80] [82] [95] [96]。
- (110) Pfeiffer (Anm.5) 99 f.
- (111) Deutsches Wörterbuch von Grimm, Jacob (Anm.7), 2, col.403 (Broten, Bröten); Lexer, Matthias, Mittelhochdeutsches Handwörterbuch, Bd.1, Leipzig 1872 (Ndr.1974), col.360 (broeten).
- (112) Pfeiffer, Gerhard, Die Bedeutung der Einung im Stadt-und Landfrieden, in: Zeitschrift f.bayerische Landesgeschichte, 32, 1969, 826 (Anm.54).
- (113) 瀬原前掲書(前注42) 390頁(領主層の「財政的基盤を根底から掘りくずす」)、433頁(「一集落の農民が挙げて市民権を獲得、領主支配権を離脱」)を参照。
- (114) Schnurrer (Anm.59) nr.2133.
- (115) 拙稿「フランケン・ウァフェーデの一考察――騎士の都市勤務を中心に――」 『熊本ロージャーナル』 2 (2008) 73頁以下参照。
- (115a) Schnurrer (Anm.59) nr.2254, 2255.
- (115b) Schnurrer (Anm.59) nr.2256 (1389 Juni 27). cf. Schnurrer Rothenburg und Hochstift Würzburg (Anm.39) 504 (Anm.191a).
- (116) Monumenta Boica, 44, München 1883, nr.54-2.
- (117) 以上は Schnurrer (Anm.59) nr.2036 [1386], 1745 [1379], 2670[1397] を参照。
- (118) Bremisches Urkundenbuch, 4, hrsg.v.Ehmck, D.R./Bippen, W.v., Bremen 1886 (Ndr.1980), nr.37.
- (119) Urkundenbuch der Stadt Herford, 1, bearb. v. Pape, Rainer/Sandow, Erich, Herford 1968, nr.119.
- (120) Urkundenbuch der Stadt Basel, 6, hrsg.v.Huber, August, Basel 1902, nr.14-(1).
- (121) Urkundenbuch der Stadt Hildesheim, 7, bearb. Doebner, Richard, Hildesheim 1877 (Ndr.1980) nr.541.

- (121a) Urkundenbuch der Stadt Goslar, 5, hrsg.v.Bode,G./Hölscher, U., Berlin 1922, nr.427 (1381 Jan.25: dat we unde alle de, de dorch unsen willen to veyde unde to unwillen ghekomen weren myd dem rade unde myd der stad to Goslere, os hebbet ghesonet unde ghevet ene rechte sone in desseme sulven breve···).
- (122) 前注(48)の該当本文を参照。
- (123) cf.Pfeiffer (Anm.46) 251 (Verletzung der Form bei der Gewaltanwendung).
- (124) cf.Pfeiffer (Anm.5) nr.513 (1406 Sept.22).
- (125) 前注 (96) 本文の事例参照。
- (126) ドルトムントの事例参照: Kirchhoff, Hans Georg, Die Grosse Dortmunder Fehde 1388/89, in:1100 Jahre Stadtgeschichte, hrsg.v.Luntowski, G./Reimann, N., 1982, 117-120. また Gernhuber, Joachim, Die Landfriedensbewegung in Deutschland bis zum Mainzer Reichslandfrieden von 1235, Bonn 1952, 238 (Fehderechtlich gesehen gehören beide Tatbestände zum Komplex des Schadentrachtens) を参照。
- (127) cf.Gernhuber (Anm.126) 233 (daß Fehde und Diebstahl nie zu versöhnende Gegensätze waren).
- (128) MG. Const. 11, bearb. Fritz, Wolfgang D., 7. Lief., Weimar 1988, p.604-606 [XVII.]: De diffidationibus. cf. Die Goldene Bulle. Nach König Wenzels Prachthandschrift. Mit der deutschen Übersetzung von Konrad Müller und einem Nachwort von Ferdinand Seibt, Dortmund 1978, p.[126]f. また小倉前掲書(前注15) 97頁参照。
- (129) 前注(57) 該当本文参照。
- (130) Ruser (Anm.10) nr.724-2. cf. Schnurrer (Anm.59) nr.1740.
- (131) Doebner (Anm. 121) nr. 541.
- (132) cf. Orth (Anm. 11) 37 (keine Wiedergutmachungsforderungen), 39 (nicht wiedergutgemacht). また Schnurrer (Anm.59) nr.2678 (1397 Mai 31) からも、この趣旨のことがわかる。
- (132a) 15世紀末期西南ドイツにおけるフェーデと仲裁裁判との関わりの一例を
- 377 Kumamoto Law Review, vol.113, 2008

- 皆川卓「フェーデと近世国家 ヨーロッパ中近世転換期」山内進他編前掲書 (前注6c) 58頁が示している。
- (133) Ruser (Anm.10) nr.724-3.
- (134) Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, bearb.v.Weizsäcker, Julius, Göttingen, Bd.3, 2.Aufl., 1956, nr.10[c.4]: "so sol sich der, der also angriffen wil, erberlichen drij tag und drij nacht vorhin bewaren mit sinen offenen brifen und gewißen botden in des sloß stat oder huse, do derselbe, den er beschedigen wil, mit sinem leibe zü der zijt wonhafftig ist,oder ym selber in sin genwertigkeit geben ane geverde." これはすでに『金印勅書』(前注128) に見える (:per tres dies naturales)。
- (135) Pfeiffer (Anm.5) nr.271.
- (136) cf.Pfeiffer (Anm.5) 235 (vorher beim Kaiser, seinem Hofrichter).
- (137) Hennebergisches Urkundenbuch, Teil 7, hrsg. Brückner, Georg, Meiningen 1877, nr.318, p.268.
- (137a) Handbuch der Historischen Stätten, Bayern II: Franken, hrsg. v. Körner, Hans-Michael/Schmid, Alois, Stuttgart 2006, 454 (Karl Borchardt).
- (138) Franz, Günther, Der deutsche Bauernkrieg, 12.Aufl., Darmstadt 1975, 178 (die sog. "Landwehr"). ギュンター・フランツ (寺尾誠他訳)『ドイツ農民戦争』(未来社・1989) 262頁。また Woltering, Herbert, Die Reichsstadt Rothenburg ob der Tauber und ihre Herrschaft über die Landwehr, I, Diss. Münster 1965/66, 13 (Anm.3) ff.
- (139) Merzbacher, Friedrich, Iudicium Provinciale Ducatus Franconiae. Das kaiserliche Landgericht des Herzogtums Franken-Würzburg im Spätmittelalter, München 1956,32-37.
- (139a) Monumenta Boica, 44, München 1883, nr.54-2.cf.Schnurrer (Anm.59) nr.2247 (c.4,5).
- (140) Feine, Hans Erich, Territorium und Gericht.Studien zur süddeuschen Rechtsgeschichte, Aalen 1978, 90 (Anm.209).

- (140a) 前注(139a) 参照。
- (140b) Schnurrer (Anm.59) nr.2252, 2266.
- (140c) Schnurrer (Anm.59) nr.2264, 2265.
- (141) Ruser (Anm.10) nr.724-8.cf.Schnurrer (Anm.59) nr.1746.
- (142) Ruser (Anm.10) nr.724-9.cf.Schnurrer (Anm.59) nr.1752.
- (143) Schnurrer (Anm.59) nr.1695.
- (144) Schnurrer (Anm.59) nr.1924 (1384 Okt.16).
- (145) StA Ro.B 10[II] fol.71.cf.Justiz in alter Zeit (Anm.8) 155.
- (146) 同じ言葉は他に StA Ro.B 10[II] fol.71 および fol.74.
- (147) StA Ro.B 10[II] fol.33.
- (147a) 前注(119)参照。
- (148) 吉田禎吾『宗教人類学』(東京大学出版会・1984) 60-61頁。
- (149) 青木保『儀礼の象徴性』(岩波現代文庫・2006) 13頁以下。
- (150) 青木前掲書(前注149) 22頁。
- (151) Christie, Nils, A Suitable Amount of Crime, New York 2004, 81. クリスティ (平松毅・寺澤比奈子訳)『人が人を裁くとき』(有信堂・2006) 120頁も参照。
- (152) 前注(101) 該当本文参照。
- (153) 青木前掲書(前注149) 88頁。
- (154) 吉田前掲書(前注148) 61頁。
- (155) 土浪博「ドイツ中世におけるフェーデ・ラントフリーデ・国制」渡辺節 夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』(東京大学出版会・2003) 221頁。
- (156) 前述(注137) 該当本文参照。
- (156a) 若干の考察は拙著『中世ドイツの刑事裁判――生成と展開』(1998・多 賀出版) 276-294頁を参照。
- (157) Hennebergisches Urkundenbuch, Teil 3 (Anm.88) nr.138, p.94.
- (158) Monumenta Boica, 45, München 1899,nr.262.
- (159) フェーデによる損害に関しては他に次の記事も参照されたい。Schnurrer (Anm.59) nr.1895 ([1384]: *(mort, raup, smoheit, schade und smertzen)*), 2332

- ([ca.1390]: (schand und schade)), 2678 (1397), 2920 (1400).
- (160) Codex diplomaticus Brandenburgensis, 1.Abt., 8.Bd., hrsg.v.Riedel, Adolph Friedrich, Berlin 1847, p.155-56, nr.70.
- (161) この観点からの研究として Algazi, Gadi, The Social Use of Private War: Some Late Medieval Views Reviewed, in:Tel Aviver Jahrbuch für deutsche Geschichte, 22, 1993, 253-273.
- (162) cf.Lullies, Eckard, Die Fehde der Guttenberg gegen die Vögte und die Adelsfehde gegen Eger, Kulmbach/Naila o.J.[1999], 4 (nicht zu [erfolgreichen] Ersatz-und Sühneforderungen der geschädigten oder unterlegenen Partei).
- (162a) 拙稿前掲(前注115) 87頁注(69)(70)(71)参照。
- (163) Christie, Nils, Conflicts as Property, in: The British Journal of Criminology,
  17, 1997, 8. 平松毅他訳「社会の共有財産としての紛争」『法と政治』54の4
  (2003) 70頁上段。なお前掲書(前注151) クリスティ『人が人を裁くとき』
  18-21頁(訳者解題)、および平松毅『訴訟社会・囚人爆発と調停・修復的司法』(有斐閣・2003) 191-201頁も参照。クリスティ所論にたいする批判について、吉田敏雄前掲書(前注6b) 67頁(注13) 参照。
- (164) 以上まで Bechstein (Anm.4) 1-19 による。
- [付記1 ローテンブルク・フェーデ通告状 (1388年7月~12月) は現在 Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde, Bd. 3: Oberdeutsche und schweizerische Städte-und Landfriedensbündnisse von 1381 bis 1389, Teil 3, bearb. v. Ruser, Konrad, Göttingen 2005, nr.2318~2357, 2370~2405, 2481~2486, 2567, 2635~2637に印行されている(ただし10通分は欠ける)。本稿では本書の入手が遅れたため参照がかなわなかった。読者諸氏の了解を請うしだいである。]

[付記 2 本稿は、平成19年度科学研究費補助金 基盤研究 (c)・研究課題名「復讐断念誓約 (ウァフェーデ) 文書と16世紀前期ドイツにおける刑事司法史の研究」[課題番号・17530010]」の研究成果の一部である。なお本稿の一部は2007年5月26日青山学院大学で開催されたヨーロッパ中世史研究会(代表・渡辺節夫氏)で発表した。]

# 別表 ローテンブルク・フェーデ通告状(1388年)一覧表

本稿における場合をおける。	Stadt- archiv Rothenburg B 10:fol.	Schnurrer, Die Urkunden der Reichs- stadt Rothen- burg: nr.	通告状の 発行年 (1388年) 月・日	通告者の名前 (運名のときは筆頭辺に 名を挙げている者の名)	全通告者 数 (人)	(筆頭通告者 [○]・筆頭外 通告者[△])	継の名で通告 が行われたか Bischof von Würzburg(A) Burggraf von Nürnberg(B)	被通告者 Rothen- burg(※)
[1]	1	2190	[8 · 17]	Hans von Seldeneck	1	0	A	*
[2]	2	2135	7 · 27	Bischof Gerhard von Würzburg	1	0	Herzoge von Bayern	*
[3]	3	2132	7 • 21	Eberhard Schenk von Rosburg etc.	7	0	A	*
[4]	4	2138	7 • 28	Ritter Hans von Hessberg, Eberhard von Hessberg, Hans von Schaumburg etc.	23	Eberhard von Hessberg (△)	A	*
[5]	5	2140	7 · 28	Bertold von Grumbach etc.	15	0	A	*
[6]	6	2141	7 · 28	Apel Pfaff von Seckendorff etc.	4	0	Α	*
[7]	7	2142	7 · 28	Ritter Hans Breit, Ritter Bertold von der Kere etc.	39	Bertold von der Kere (△)	A	*
[8]	8	2143	[1388 · 7 · 28]	Caspar von Dettelbach, Wilhelm von Lisberg, Wilhelm von Abenberg	3	0	A	*
[9]	9	2144	7 · 29	Bischof Gerhard von Würzburg	1	0	(Herzoge von Beyern)	*
[10]	10	2136	7 - 27	Johannes und Gunther, Grafen und Herren von Schwarzburg etc.	51	Gunther von Schwarzburg (△)	<b>A</b>	*
[11]	11	2134	7 · 27	Hans Geier, Wilhelm Geier, Hans von Wolmershausen, Ulrich Zobel etc.	21	Gunther von Schwarzburg	A	*
[12]	12	2137	7 · 27	Ritter Hans von Lichtenstein etc.	19	0	A	*
[13]	13	2145	7 - 29	Heinrich Graf und Herr zu Henneberg	1	0	A	*
[14]	14	2148	7 · 30	Ernst und Peter von Seckendorff genannt Hörauf etc.	9	0	A	*
[15]	15	2149	7 · 30	Goetz von Simmringen, Schultheiss zu Würzburg, Kunz von Espelbach etc.	3	0	A	*
[16]	16	2147	7 · 30	Ritter Fritz Wolfskehl, sein Sohn Otto etc.	11	0	A	*
[17]	17	2146	7 · 30	Heinz von Hune,Simon von Waldenstein etc.	5	0	A	*
[18]	18	2150	7 • 31	Hans von Wenkheim, Friczzen sun	l	0	A	*

本稿におけた。 が出生状の番号	Stadt- archiv Rothenburg B 10:fol.	Schnurrer, Die Urkunden der Reichs- stadt Rothen- burg: nr.	通告状の 発行年 (1388年) 月・日	通告者の名前 (連名のときは筆頭辺に 名を挙げている者の名)	全通告者 数 (人)	印章添付者 (筆頭通告者 [〇]・筆頭外 通告者[△])	誰の名で通告 が行われたか Bischof von Würzburg(A) Burggraf von Nürnberg(B)	被通告者 Rothen- burg(※)
[19]	20	2154	[1388 · 8 · 1]	Caspar von Geisslingen, Fritz von Seldeneck, Erhard von Mainberg, Volknant Kress, Bezold Boetzlinger	5	○ Fritz (△)	A	*
[20]	22	2153	8 · 1	Ditherich Herr zu Bickenbach d.J. und seine Diener (Ditz von Blaufelden, etc.)	4	0	A	*
[21]	23	2156	[1388 ·	Hans von Mainberg d. Ae., Hans von Seckendorff,Sohn Wilhelms (+) etc.	5	Hans von Seckendorff (△)	A	*
[22]	24	2152	7 • 31	Hans von Birken	I	0	A	*
[23]	25	2157	8 · 3	Bischof Lamprecht zu Bamberg	1	0	(König Wenzel)	*
[24]	26	2159	8 · 3	Hans von Sparneck, Heinrich von Gräfendorf etc.	4	Graf Hermann von Orlamünde	В	*
[25]	27	2158	8 · 3	Graf Hermann zu Orlamünde	I	0	В	*
[26]	28	2160	8 - 3	Wilhelm von Klepsau, Fritz von Seldeneck d.Ae., Kunz von Veinau	3	Eberhard Hofwart	A	₩Winds- heim
[27]	29	2161	8 · 3	Hilpolt von Maiental, Landrichter zu Nürnberg etc.	2	0	В	*
[28]	30	2162	8 · 3	Burggrafen Johannes und Friedrich d.J. zu Nürnberg	2	0	_	*
[29]	31	2163	[1388] [8 · 3]	Kunz von Seckendorff gesessen zu Falkendorf, Lorenz Oedenburg, Ulrich von Fembach	3	○ Lorenz,Ulrich (△)	В	*
[30]	32	2164	8 · 3	Hilpolt von Seckendorf etc.	2	Graf Johannes zu Truhendingen	В	*
[31]	33	2165	8 · 3	Graf Johannes zu Truhendingen	1	0	В	*
[32]	34	2166	8 · 3	Hans Greussing von Euerbach etc.	7	Reinhard Vogt	A	*
[33]	35	2167	8 · 4	Lutz Fuchsstadt, Linhart Hausloden etc.	3	0	A	*
[34]	36	2170	8 • 4	Herr Jacob von Rinhofen etc.	9	0	В	*
[35]	37	2168	(8 · 4)	Eberhart und Hermann Weidenberger (兄弟)	2	0	В	*

本稿における	Stadt- archiv	Schnurrer, Die Urkunden	通告状の 発行年	通告者の名前 (連名のときは筆頭辺に	全通告者数	(筆頭通告者	誰の名で通告 が行われたか	被通告者 Rothen-
通告状 の番号	Rothenburg B 10:fol.	der Reichs- stadt Rothen- burg: nr.	(1388年) 月・日	名を挙げている者の名)	(人)	[○]・筆頭外 通告者[△])	Bischof von Würzburg (A) Burggraf von Nürnberg (B)	burg(※)
[36]	38	2171	8 · 4	Graf Heinrich von Beichlingen, Herr zu Lichtenburg, Dietrich Steinbach etc.	6	0	В	*
[37]	39	2172	8 · 4	Arnolt von Spardorf	1	0	В	*
[38]	41	2174	8 - 4	Ulrich und Konrad Neunstetter etc.	3	Konrad(△)	В	*
[39]	42	2175	8 · 4	Ritter Konrad von Seckendorf genannt Hörauf, Peter Hörauf von Seckendorff etc.	4	0	В	*
[40]	43	2169	8 • 4	Konrad Kudorfer	1	0	В	*
[41]	44	2176	8 · 4	Hans Treg, Hans Krug, Hans Puchnitzer etc.	4	der Spardorfer	В	*
[42]	45	2180	8 · 4	Joerg von Bachenstein	1	Konrad Kuhdorfer	В	*
[43]	46	2181	[1388 · 8 · 4]	Heinrich und Marquart von Seckendorff genannt von Dürrenbuch (兄弟) etc.	8	○/Hans von Rottendorf (△)	В	*
[44]	49	2178	8 · 4	Heinrich Reuss von Plauen, Herr zu Greiz, Otto von Erlburg etc.	17	0	В	*
[45]	51	2179	8 · 4	Marquart und Jan von Milein etc.	10	0	В	*
[46]	52	2186	8 · 6	Wilhelm Martin genannt von Mergentheim	i	0	A	*
[47]	53	2185	8 - 5	Kunz Dürr, Haug von Sulz etc.	6	0	A	*
[48]	54	2188	8 · 9	Stefan von Kirnberg	1	0	В	*
[49]	55	2187	8 · 6	Walram von Dettelbach	1	0	В	*
[50]	56	2189	8 · 3	都市同盟(gemeynen stete, die den bund mit einander halten in Swaben, in Francken und in Peygern)	1	Stadt Ulm	(Rothenburg/ Windsheim)	Bischof Gerhard von Würzburg
[51]	57	2194	9 - 12	Landgraf Friedrich in Thüringen, Markgraf zu Meissen	1	0	(Herzöge von Bayern/ Burggrafen von Nürnburg/ Bischöfe von Bamberg und Würzburg)	*
[52]	58	2192	9 · 10	Eberhard Husselin, Dietz Schultheiss etc.	3	Dietz (△)	A	*

4.00.			125 HL J D =	198 Marie - 4- Afr	A 17 # -		50 m fm 17 11:	44 NT 18 44
本稿における番号	Stadt- archiv Rothenburg B 10:fol.	Schnurrer, Die Urkunden der Reichs- stadt Rothen- burg: nr.	通告状の 発行年 (1388年) 月・日	通告者の名前 (連名のときは筆頭辺に 名を挙げている者の名)	全通告者数 (人)	印章添付者 (筆頭通告者 [○]・筆頭外 通告者[△])	離の名で通告 が行われたか Bischof von Würzburg(A) Burggraf von Nürnberg(B)	被通告者 Rothen- burg(※)
[53]	60	2193	9 · 10	Rüdiger Sützel genannt von Mergentheim	I	0	A	
[54]	61	2195	9 · 17	Dietrich d.Ae.,Herr zu Bickenbach etc.	7	0	Α	*
[55]	62	2202	10 · 15	(都市)Stadt Hassfurt	1	0	A	シュヴァー ベラン かっ か お い い い に に ス ル に ス ル に り に り に り に り に り に り に り に り に り れ り し れ り り と り と り と り と り と り り り り り り り り
[56]	63	2197	9 · 22	Hans von Bolzhausen	1	0	A	*
[57]	64	2204	[1388 · 10 · 24]	Kunz und Pop Fuchs von Kannenberg etc.	5	Michael von Seinsheim	A	*
[58]	65	2205	11 · 2	Kunz von Bebenburg	I	0	В	*
[59]	66	2196	9 · 19	Albrecht von Wiesenbach genannt Ratz und sein Knecht Kunz	2	0	A	*
[60]	68	2208	11 · 15	Kraft von Reinsbronn d.J.	1	Michael von Seinsheim	Α	*
[61]	69	2207	11 · 15	Goetz und Albrecht von Finsterlohr	2	0	A	*
[62]	70	2203	10 · 22	(都市) Stadt Neustadt a.d.Saale	1	0	A	シュヴァーフン市くこべの間に ユルルク
[63]	71	2209	12 · 17	Kunz von Veinau d.Ä.	1	0	A	*
[64]	72	2212	12 · 29	Fritz Stetten	1	Heinrich von Dürrenbach	В	*
[65]	73	2211	12 - 27	Weiprecht und Burkhart von Wolmershausen (兄 弟)	2	0	Grafen Ludwig und Friedrich von Oettingen	*
[66]	75	2184	8 • 4	Heinrich Sutzze von Löweneck etc.	5	0	В	*
[67]	76	2220	[1388]	Betzolt von Pfahlenheim d.J. und sein Vetter Peter von Ehenheim	2	Peter (△)	_	*
[68]	77	2221	[1388]	Ritter Hans Lemblin, Hans Schus von Sontheim etc.	5	0	A	*
[69]	78	2222	[1388]	Claus von Ruedenhausen, Claus Vetterlin, Seiz Mals, Hans von Goetzingen etc.	5	Eberhard von Rosenberg	A	*

本稿における場合とおります。	Stadt- archiv Rothenburg B 10:fol.	Schnurrer, Die Urkunden der Reichs- stadt Rothen- burg: nr.	通告状の 発行年 (1388年) 月・日	通告者の名前 (連名のときは発頭辺に 名を挙げている者の名)	全通告者 数 (人)	印章添付者 (筆頭通告者 [〇]・筆頭外 通告者[△])	誰の名で通告 が行われたか Bischof von Würzburg(A) Burggraf von Nürnberg(B)	被通告者 Rothen- burg(※)
[70]	79	2224	[1388]	Dietrich von Simmringen	1	0	Grafen von Oettingen	*
[71]	80	2214	о.Т.	Friedrich von Aufsess, Martin Foerster, Heinrich von Schaumburg, Albrecht von Egloffstein etc.	54	0	Bischof von Bamberg	*
[72]	81	2225	[1388]	Dietz Zobel von Bullenheim	1	0	A	*
[73]	82	2223	[1388]	Hermann von Vilchband und Kunz Fuss	2	0	A	*
[74]	83	2226	[1388]	Vollant von Lichtenstein, Apel von Schweinshaupten, Kunz Fuchs zu Wonfurt etc.	5	Apel (△)	A	*
[75]	84	2215	o.T.	Herr Hans von Hirschberg etc.	6	Heinrich Schütz von Lennechs	В	*
[76]	85	2216	о.Т.	Herr Heinrich von Plauen, Ritter Jan Rab etc.	19	0	В	*
[77]	86	2217	о.Т.	Heinrich Schütz von Kirchenlamitz etc.	3	0	В	*
[78]	87	2218	o.T.	Kunz von Dettelbach	1	Walram von Dettelbach	В	*
[79]	88	2227	[1388]	Lupolt von Seldeneck	1	0	В	*
[80]	89	2230	[1388]	Peter Plast	ı	0	В	*
[81]	90	2228	[1388]	Goetz Ratsam,Seiz Stoss,Peter Sibot etc.	11	Dietrich Zobel	A	*
[82]	91	2229	[1388]	Ruff Guldein	ı	0	В	*
[83]	92	未登録	[1388]	Kunz von Gnodstadt	1	0	A	*
[84]	93	2231	[1388]	Kunz Heuful	ı	0	A · Wilhelm von Bebenburg	※・ Staedtebund
[85]	94	2232	[1388]	Ritter Hans Nolt von Seckendorff etc.	4	0	A	*
[86]	95	2233	[1388]	Hans Haug, Kunz von Windsheim, Hans Pfeiler	3	Heinz von Stettberg	Α	*
[87]	96	2234	[1388]	Heinz Dettelbach	ī	Heinrich von Stettberg	A	*
[88]	未見[B 13 fol.59]	2139	7 - 28	Graf Wilhelm zu Castel, Fritz Blümlein, Hans von Attolzhausen,Stephan von Randersacker etc.	9	0	Α	*
[89]	未見 [19]	2151	7 • 31	Hans von Birken	1	0	A	*
[90]	未見 [21]	2155	[1388 ·	Fritz von Adelhofen, Peter Remlein, Heinz Wipfeld, Hans Adelhofen, Konrad Küchenmeister	5	Caspar [von Geisslingen]	А	*

### 平和形成としての紛争

本稿における場合をおける。	Stadt- archiv Rothenburg B 10:fol.	Schnurrer, Die Urkunden der Reichs- stadt Rothen- burg: nr.	通告状の 発行年 (1388年) 月・日	通告者の名前 (連名のときは筆頭辺に 名を挙げている者の名)	全通告者 数 (人)	印章派付者 (筆頭通告者 [○]・筆頭外 通告者[△])	誰の名で通告 が行われたか Bischof von Würzburg(A) Burggraf von Nürnberg(B)	被通告者 Rothen- burg(※)
[91]	未見 [40]	2173	8 · 4	Schrot von Abenberg, Heinrich von Tann etc.	6	0	В	*
[92]	未見 [48]	2177	8 · 4	Joerg,Hans und Sigmund von Leonrod, Heinz und Seitz die Bonacker etc.	9	Hans von Leonrod(△)	В	*
[93]	未見 [47]	2182	8 · 4	Lupolt und Kun von Seckendorff etc.	4	0	В	*
[94]	未見 [50]	2183	8 · 4	Herr Hans Röder, Arnolt Blankenberg, Purgolt von Kospot, Witich von Kospot etc.	12	Graf Heinrich von Beichlingen	В	*
[95]	未見 [67]	2206	11 · 2	Herdegen von Hornburg	1	0	В	*
[96]	未見 [74]	2219	[1388]	Andreas Taube	ı	0	В	*